

# 東京都離島振興計画

(平成25年度～平成34年度)

平成25(2013)年4月



# 東京都離島振興計画（平成25年度～平成34年度） 目次

はじめに	1
第1章 離島振興の基本的考え方	3
1 東京都離島振興計画の位置付け	4
2 伊豆諸島の役割	6
3 振興の基本理念（目標）	8
第2章 伊豆諸島の現況	11
第3章 広域的基本方針	15
1 これまでの取組の検証	16
2 振興の方向	20
3 施策を進める視点	22
第4章 分野別計画	23
1 産業・就業	
(1) 農業振興	24
(2) 水産業振興	26
(3) 商工業振興	28
(4) 観光振興	30
(5) 就業促進	32
2 防災	
(1) ソフト対策等	34
(2) 国土保全等	36
3 交通・情報通信	
(1) 港湾整備	38
(2) 航路整備	40
(3) 航空路整備	42
(4) 島内交通整備	44
(5) 情報通信環境整備	46
4 環境	
(1) 自然環境保全	48
(2) 再生可能エネルギー活用	50

5	生活	.....	52
	(1)生活環境整備	.....	52
	(2)住宅対策	.....	54
	(3)医療・保健対策	.....	56
	(4)福祉・介護サービス対策	.....	60
	(5)教育振興	.....	62
	(6)文化・スポーツ振興	.....	64
6	振興を進める体制		
	(1)人材確保・育成	.....	66
	(2)広域連携	.....	68
<b>第5章</b>	<b>島別基本計画</b>	.....	<b>71</b>
1	大島基本計画	.....	72
2	利島基本計画	.....	76
3	新島・式根島基本計画	.....	80
4	神津島基本計画	.....	84
5	三宅島基本計画	.....	88
6	御蔵島基本計画	.....	92
7	八丈島基本計画	.....	96
8	青ヶ島基本計画	.....	100
	<b>参考資料</b>	.....	<b>105</b>
	東京都離島振興計画(素案)に対する意見の概要	.....	106
	離島振興法(抄)	.....	110

## はじめに

東京の島々は、美しい自然に恵まれ、「真珠の首飾り」にも例えられる貴重な癒しの空間であるだけでなく、海洋立国日本の重要な要衝でもあります。

我が国は、陸地面積では世界で 61 番目ながら、領海と排他的経済水域を合わせた広さでは世界第 6 位となっており、排他的経済水域のうち東京が占める割合は約 4 割にも達しています。

また、そこには豊かな水産資源はもとより、レアアースや地熱等の新たなエネルギーの開発・利用という大きな可能性も有しております。

島しょ地域は、こうした我が国の海洋権益を守り、国益を維持する上でも重要な役割を担っております。

伊豆諸島がその役割を永続的に果たしていくためには、各島に住民が定住し、健全な地域社会が形成されていることが、大前提となります。

都は、これまで島しょ地域の重要性を踏まえ、町村とも連携し、交通体系、道路、水道、医療体制の整備など、生活水準の向上に取り組んでまいりました。

しかしながら、島しょ地域特有の厳しい自然環境の中で、島民生活の一層の安定と自立的発展を維持していくためには、農業、漁業、観光をはじめとする産業の活性化や交通アクセスを改善する社会基盤の充実等が不可欠であります。

東京都離島振興計画は、こうした認識の下で、「定住促進と持続的発展による伊豆諸島の再生」を基本理念として、伊豆諸島の 10 年後の目指すべき姿とその実現に向けた取組の方向性等を示すものです。

この計画の実現に向けては、行政だけでなく、住民、NPO、関係団体等、地域の発展を支えていく様々な主体が、緊密に連携・協働して取り組んでいくことが重要です。

都は、今後とも、町村や多様な主体との連携を図りながら、島しょ地域の自立的発展に向けた振興策を積極的に展開してまいります。

# 第1章 離島振興の基本的考え方

本章では、東京都離島振興計画の策定根拠や対象地域、性格など基本的な位置付けを記すとともに、東京都における伊豆諸島の役割と振興の基本理念を示す。

# 1 東京都離島振興計画の位置付け

## (1) 離島振興法上の位置付け

- 本計画は、平成24年6月27日に改正・延長された離島振興法（昭和28年法律第72号）第4条第1項に基づき、同法第2条第1項で国の指定を受けた「離島振興対策実施地域」の振興を図るため、東京都が策定した「離島振興計画」である。
- 本計画の対象地域は、「離島振興対策実施地域」として指定を受けている「伊豆諸島地域」の大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町及び青ヶ島村（2町6村・9島）である。
- 本計画の策定に当たっては、国が定めた「離島振興基本方針」に基づき、当該地域の町村（島しょ町村）が作成した離島振興計画案の内容をできる限り反映している。

## (2) 計画の性格

- 本計画の対象期間は、離島振興法の期限に合わせて、平成25年度から平成34年度までの10年間である。
- 本計画は、都と島しょ町村等が、振興の主体となる住民・企業・NPO等と連携し、戦略的に伊豆諸島地域の振興を図っていく上での基本的な方針を明らかにするものである。
- また、各課題別に、10年後の目指すべき姿と、その実現に向けた取組の方向性等を示すものである。
- なお、本計画に基づく施策の具体化に当たっては、振興を担う様々な主体が、相互に連携を図りながら、それぞれの役割や活動の中で、実現していくものである。

## 【東京都における離島振興対策実施地域】

### 1 大島町



大島

### 2 利島村



利島

### 3 新島村



新島



式根島

### 4 神津島村



神津島

### 5 三宅村



三宅島

### 6 御蔵島村



御蔵島

### 7 八丈町



八丈島

### 8 青ヶ島村



青ヶ島



< 総人口：25,030人 >

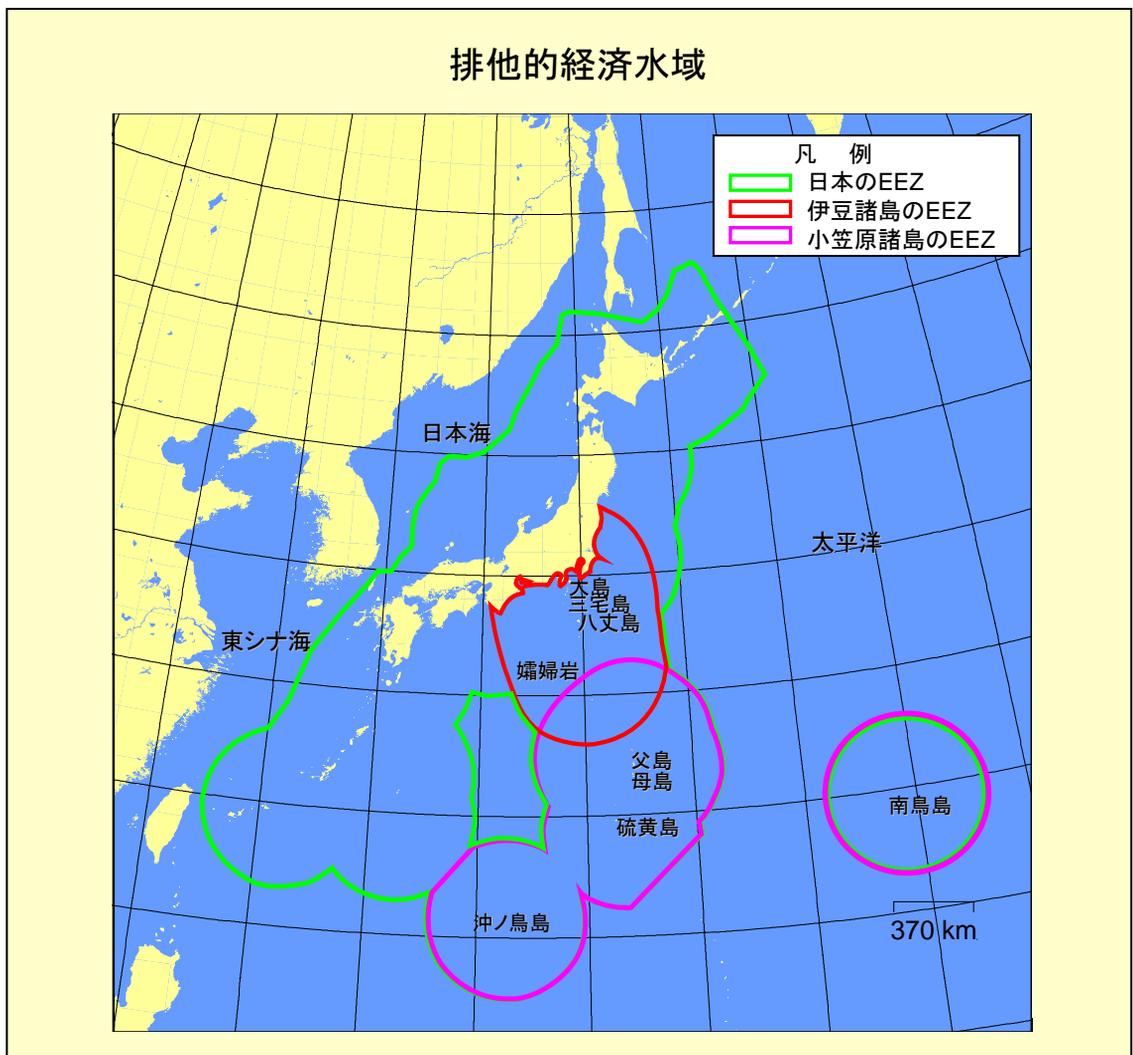
< 総面積：296.56km<sup>2</sup> >

※ 人口は平成22年国勢調査、面積は平成23年全国都道府県市区町村別面積調(国土地理院)より

## 2 伊豆諸島の役割

### (1) 国家的な役割

- 伊豆諸島の存在により確保されている領海は約2万km<sup>2</sup>、我が国全体の約6.5%、排他的経済水域(注1)は約51.9万km<sup>2</sup>、わが国全体の約11.6%を占めている。さらに、小笠原諸島までの海域を含めると、実に領海の11.6%、排他的経済水域の約38.0%という広大な海域が、東京都の島しょにより確保されている。
- この海域は、我が国屈指の好漁場がもたらす水産資源はもとより、レアアースや地熱発電など、新たな資源やエネルギーの開発・利用という、大きな可能性も有しており、我が国の国益を維持する上で非常に重要な地域である。
- また、各島に人が居住することにより、密航・密輸等の犯罪防止機能も担っている。



(注1)排他的経済水域：国連海洋法条約に基づいて設定される経済的な主権が及ぶ水域「exclusive economic zone (EEZ)」のこと

## (2) 都民・国民への役割

- 固有の自然・文化が残され、首都東京から直接アクセスできる本地域は、「首都圏の癒しの空間」として、都民・国民に余暇活動や自然・環境の体験・学習の場を提供する貴重な財産である。
  - ※ 平成24年度第4回インターネット都政モニターアンケート結果では、「旅行者に勧めたい東京の観光エリア」として、伊豆・小笠原諸島が第2位に入っている。(第1位 浅草54%、第2位 伊豆・小笠原諸島33%、第3位 銀座26%)
- また、アシタバ、フェニックス・ロベレニー、カツオ、タカベ等特色ある農水産物や、椿油、焼酎、くさや等の特産品を提供するなど、都民・国民生活に対する重要な役割を担っている。



## (3) 公益的な役割

- 本地域は資源開発や文化の継承、さらには、環境保全など様々な観点から、その果たすべき公益的な役割も大きなものとなっている。
  - ・ 海洋資源や水産資源等を活用した実験・研究の場を提供
    - ※ 神津島沖での波力発電実験、島しょ農林水産総合センターでの農水産物研究等
  - ・ 多様な文化を継承、歴史的遺産等を維持
    - ※ 本場黄八丈、銅造観音菩薩立像（三宅島）、新島の大踊、神津島のかつお釣り行事等
  - ・ 固有の自然環境や生態系を保全
    - ※ 大島・三宅島のジオサイト、神津島の天上山、御蔵島のツゲ、アカコッコ、カムリウミスズメ、ミクラミヤマクワガタ等



### 3 振興の基本理念(目標)

#### 基本理念(目標)

#### 【定住促進と持続的発展による伊豆諸島の再生】

- 「負のスパイラル」から抜け出すため、産業を振興し、継続的な雇用を確保
- 定住促進と産業振興の前提となる島民生活の安心・安全・利便性を向上
- 個性的な自然環境など、各島が持つ地域特性を最大限に発揮した地域づくりを支援
- 総合的な支援体制を整備し、地域振興の主体となる人材を確保・育成

#### 目指すべき姿

- 独自の魅力によって「住み続けたい・移り住みたい」と思える島
- 地域の自立により持続的な発展を遂げている島

=

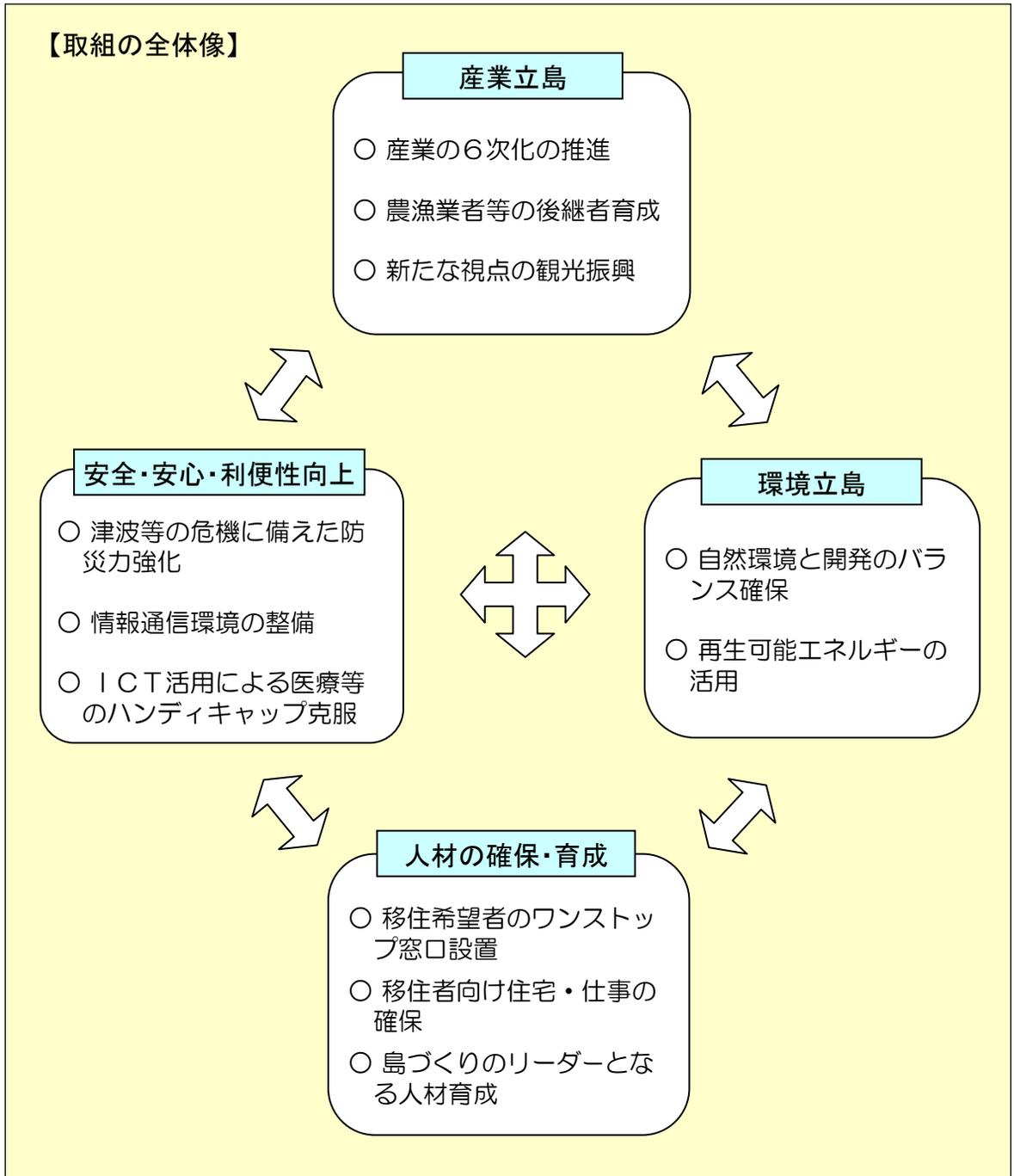
<定住化>  
<地域活性化>

#### (1) 定住促進と持続的発展による伊豆諸島の再生

- 伊豆諸島が、国家的・国民的・公益的役割を継続して担っていくためには、各島に人が住み続け、地域の産業やコミュニティが活性化している必要がある。  
しかしながら、本地域においては、人口の減少や高齢化による後継者不足等から産業が低迷し、地域活力が低下することにより、さらに人口減少が進むといった「負のスパイラル」に陥りつつある。
- この悪循環から抜け出すためには、まず、地域住民が主体となり、農業・漁業の強化を図った上で「産業の6次化<sup>(注1)</sup>」を進めることなどにより、産業振興を図り、継続的な雇用を確保していくことが不可欠である。
- また、定住を促進し、産業振興を図っていくためには、防災力の向上や情報通信環境の整備等を進め、島の生活における安心・安全・利便性を向上することにより、人口減少と高齢化を食い止めていくことも必要である。
- 加えて、島の財産・生命線である個性的な自然環境を保全するとともに、島の地域特性を生かした再生可能エネルギーの活用を図ることなどにより、「誇りを持って住み続けられる」環境を大切にしたい社会を実現していくことが求められる。
- さらに、移住希望者のワンストップ窓口の設置などによりトータルサポート体制を整備し、島外からの人材を誘致・確保するとともに、島づくりのリーダーとなる人材を育成し、地域振興を進めていくマンパワーを確保していくことが重要となる。

(注1)産業の6次化：1次・2次・3次の各分野において、他の分野へ拡大し、又は相互に連携・融合しながら付加価値を向上・創造する取組

- 以上の取組を、都と島しょ町村等が、振興の主体となる住民・企業・NPO等と連携して進めることにより、定住を促進し、自立かつ持続的な発展へとつなげ、伊豆諸島を再生していく。



## (2) 10年後の目指すべき姿

### ① 独自の魅力によって「住み続けたい・移り住みたい」と思える島

- 個性的で貴重な自然・文化の魅力が発揮されるとともに、島の特性を生かした地球環境への負荷が少ない社会が実現した「誇りを持って住み続けられる」島
- 移住を希望する人に対する仕事や住宅の確保、及びワンストップ相談窓口の設置によるトータルサポート体制が整った「移り住みやすい」島
- 防災対策が強化されており、医療・福祉・教育環境が整っている「安心・安全な」島
- 以上のことを実現することにより、「定住化」へつなげ、島から転出していく人が減少し、多くのU・J・Iターン<sup>(注2)</sup>者が転入・活躍している「住み続けたい・移り住みたい」と思える島を目指していく。

### ② 地域の自立により持続的な発展を遂げている島

- 農漁業・加工業・小売業・観光業・建設業等の多様な産業の連携により、産業の6次化や観光振興等が進んだ島
- 公共事業に大きく依存している就業構造から脱却し、地域住民が主体的に産業振興に取り組むことが可能となっている島
- 定住対策等により、各産業の後継者が確保・育成され、産業の活性化が図られている島
- 以上のことを実現することにより、「地域活性化」へつなげ、地域住民の自立的取組により「持続的な発展を遂げている」島を目指していく。

(注2)U・J・Iターン：島出身者が再定住するUターン、近い地域出身者が定住するJターン、他の地域出身者が定住するIターンの総称

## 第2章 伊豆諸島の現況

本章では、伊豆諸島のこれまでの沿革と現在置かれている地理的・社会的状況を示すため、具体的な指標を用いて記す。

# 1 沿革

- 本地域は、古くから伊豆七島と称されており、縄文・弥生式土器や遺跡の発掘等から、先史時代から人が住み着いていたことが立証されている。
- 江戸時代は徳川幕府の直轄地として、本土と異なった制度の下にあった。
- 明治時代に入り、韮山県、足柄県、静岡県とその所属が変遷した後、明治11(1878)年に東京府へ編入された。
- 明治41(1908)年に大島と八丈島で島嶼町村制<sup>(注1)</sup>が施行されて以降、各島において村の設置が進み、昭和28(1953)年の離島振興法成立時には、23村が設置されていた。その後、昭和の大合併により合併が進み、昭和31(1956)年に三宅島の旧3村が合併したことをもって2町6村になり、現在に至っている。
- 伊豆諸島全体が富士火山帯に属しているため、いにしえより火山活動による被害を被ってきた。とりわけ、大島の三原山、三宅島の雄山では頻繁に噴火活動が起こってきた。また、青ヶ島では1780年代の噴火により50年間無人島になった還住の歴史がある。
- 近年では、昭和58(1983)年における三宅島阿古地区の住宅の焼失・埋没、昭和61(1986)年における大島の約1か月間の全島避難などの被害が発生している。
- さらに、平成12(2000)年には、三宅島の噴火、新島・神津島近海地震が発生し、多大な被害をもたらした。とりわけ、三宅島にあっては、4年以上にも及ぶ全島避難を余儀なくされ、平成17(2005)年に帰島を果たしたところである。



昭和61年の大島・三原山噴火



平成17年の三宅島帰島風景

(注1)島嶼町村制：明治政府の勅令により定められた、本土とは別に島しょ部のみに適用された地方制度

## 2 地勢

- 伊豆諸島地域は、東京から約100kmから約350kmの南方海上に位置し、9島の有人離島（大島、利島、新島、式根島、神津島、三宅島、御蔵島、八丈島、及び青ヶ島）及びその他の無人島が点在している。
- 9島の面積合計は約300km<sup>2</sup>で、区部の面積の約半分である。
- 全体が富士火山帯に属する火山島であり、火山の頂が海上に突出しているなど、地形が急しゅんであるため平坦地は少ない。また、海岸は海蝕により切り立った断崖となっているなど、湾入部が少ないという特徴がある。
- その存在により、日本の領海の約6.5%（約2万km<sup>2</sup>）、排他的経済水域の約11.6%（約51.9万km<sup>2</sup>）を確保している。

## 3 気象

- 年平均気温は16度から18度までと温暖であり、気温差は小さく降霜・降雪は少ない。
- 四国や九州と同緯度に位置するが、暖流である黒潮が接近して流れているため、比較的暖かである。
- 年降水量は2,000～3,000mm程度と多く、温暖多雨の海洋性気候である。
- 春、秋には北東風が、11月から3月までの間は西風、南西風が強く吹くことが多い。また、台風来襲地帯であるため、波浪、風雨による被害を被ることが多い。

観測地別平均気温													(単位：℃)
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	23年平均
東京	5.1	7.0	8.1	14.5	18.5	22.8	27.3	27.5	25.1	19.5	14.9	7.5	16.5
大島	5.9	8.3	8.8	13.9	17.3	21.6	25.4	25.9	24.2	19.0	15.8	9.0	16.3
三宅島	8.1	10.8	10.4	15.3	18.9	22.3	25.7	26.7	25.0	20.7	17.8	12.0	17.8
八丈島	7.8	11.3	10.7	15.1	18.8	22.0	25.3	26.3	24.6	20.9	17.9	12.0	17.7

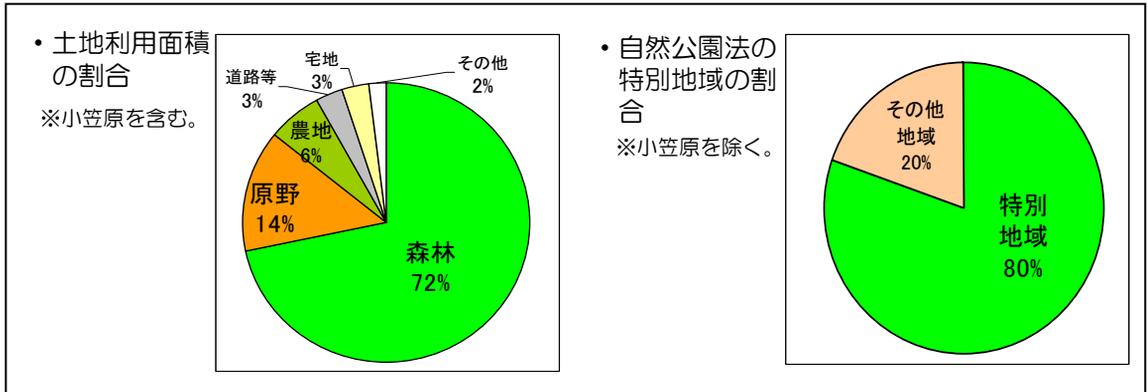
  

観測地別総降水量													(単位：mm)
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	23年総量
東京	3.5	151.0	74.0	96.0	213.5	116.5	54.5	244.0	235.0	119.5	112.5	59.5	1479.5
大島	9.5	306.5	118.5	131.5	308.0	160.0	163.0	122.5	273.5	291.5	213.5	112.5	2210.5
三宅島	15.0	308.5	128.5	187.5	326.0	228.5	128.0	199.5	226.5	336.5	297.5	344.0	2726.0
八丈島	130.0	233.0	165.5	150.0	431.0	298.5	154.5	375.5	249.0	355.0	231.5	264.0	3037.5

※ 気象庁「気象統計情報」より

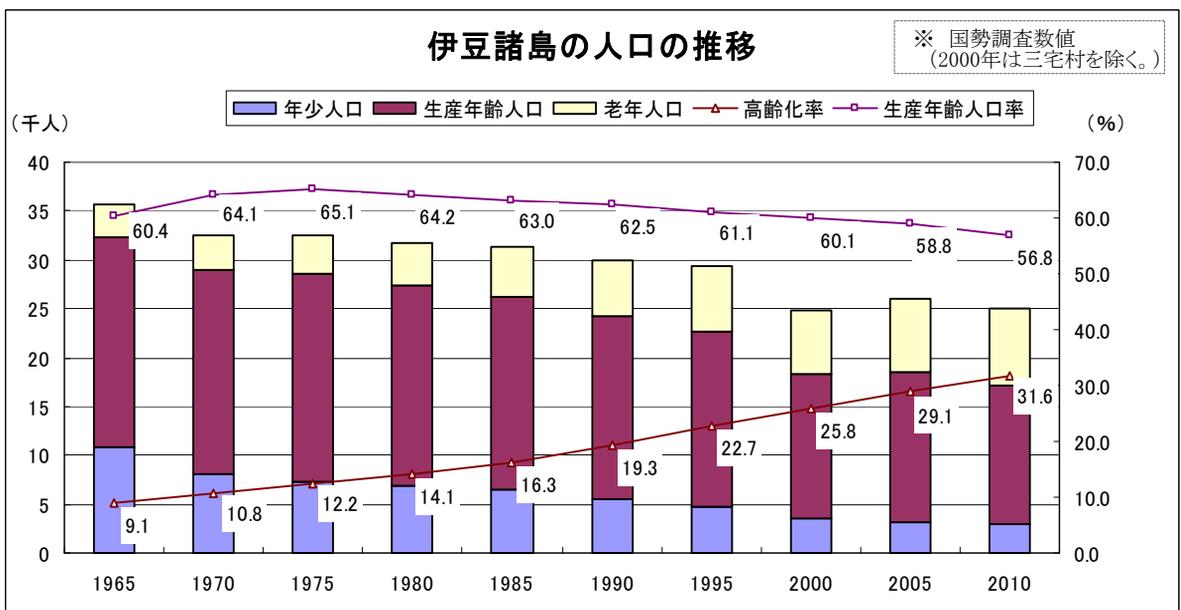
## 4 土地利用

- 富士箱根伊豆国立公園のエリア（青ヶ島を除く。）に指定されており、各島の大部分が自然公園法上の特別地域(注2)となっている。
- 森林・原野の占める割合が高く（約86%）、宅地や農地の割合は低い。



## 5 人口

- 伊豆諸島全体における平成22年国勢調査の人口は、25,030人となっており、減少傾向が続いている。
- 高齢化の進行と生産年齢人口率の減少も続き、同調査の高齢化率は31.6%、生産年齢人口率は56.8%となっている。



(注2)特別地域：自然公園法に基づき、国立・国定公園内の「風致を維持」するために指定された保護地域

## 第3章 広域的基本方針

本章では、前計画におけるこれまでの取組の成果や残された課題を検証するとともに、伊豆諸島の各島に共通する今後の振興の方向性や施策を進める上での視点を示す。

# 1 これまでの取組の検証

## (1) これまでの取組による成果

- 昭和28年に離島振興法が制定され、伊豆諸島地域が離島振興対策実施地域に指定された。
- 以後約60年の間に、離島振興計画に基づき、港湾・空港・道路・水道・汚水処理等の基盤整備や、産業振興・教育・医療福祉等の分野での行政サービスの向上が進められてきた。
- 前東京都離島振興計画（平成15年度～平成24年度）の期間においても、各分野において振興が図られ、次のような成果を上げてきた。

### <交通>

- 各島において港湾整備が進み定期船や高速ジェット船の就航率が向上
- 八丈島空港において滑走路が延長され貨物コンテナの積載可能な航空機が就航
- 新島空港・神津島空港において計器飛行方式が導入され航空機の就航率が向上
- 各島の都道・町村道の整備により利便性・安全性が向上

### <情報通信>

- 各島においてADSL方式によるブロードバンド環境が整い、大島・三宅島・八丈島においては、光ファイバーケーブルを使用した超高速ブロードバンド環境が実現

### <産業>

- 各島において農業かんがい施設・パイプハウス・集出荷施設等の導入が進み、生産環境が向上
- 各島周辺の築いそや八丈島沖の浮漁礁の設置等により漁場が整備
- 東京都地域特産品認定食品や地域産業資源の指定により、特産品のブランド化を推進

### <生活環境>

- 各島における合併処理浄化槽や污泥処理施設の導入が促進
- 東京都島嶼町村一部事務組合により、一般廃棄物の管理型最終処分場が整備



高速ジェット船の接岸



パイプハウスの整備

### <医療・福祉>

- 東京都地域医療支援ドクター制度の活用等により、各島における医療従事者を確保
- 東京型ドクターヘリ制度の活用等により、救急医療体制が充実
- 地域包括支援センターの整備等により、各島における介護サービス提供体制が進展
- 子供家庭支援センターの設置や延長保育の実施等により、各島における子育て支援の体制が進展
- 各島において障害者自立支援法に基づく障害者サービスの提供体制が進展

### <教育・文化>

- 学校施設の整備や中学校と高等学校が連携した教育の推進など、各島の教育環境が充実
- 御蔵島における観光資料館の整備や、新島の大踊が国の重要無形民俗文化財に指定されるなど、文化の利用と伝承が進展

### <観光・交流>

- 御蔵島において東京都版エコツーリズムが導入され、自然環境の保護と利用の両立が促進
- マラソン・トライアスロン・バイクレースなどスポーツイベントを通じた交流が進展

### <国土保全>

- 各島において砂防・海岸保全・治山事業が進んだほか、三宅島において災害復興事業が進展し、地震・火山・台風・土砂災害への備えが向上



## (2) 課題

- 一方で、こうした取組によっても、人口減少や高齢化の更なる進展、農業・漁業・観光といった基幹産業の低迷、生活環境における本土との格差など、残された課題は山積している。

### <人口減少・高齢化>

※ 三宅村を除いて集計

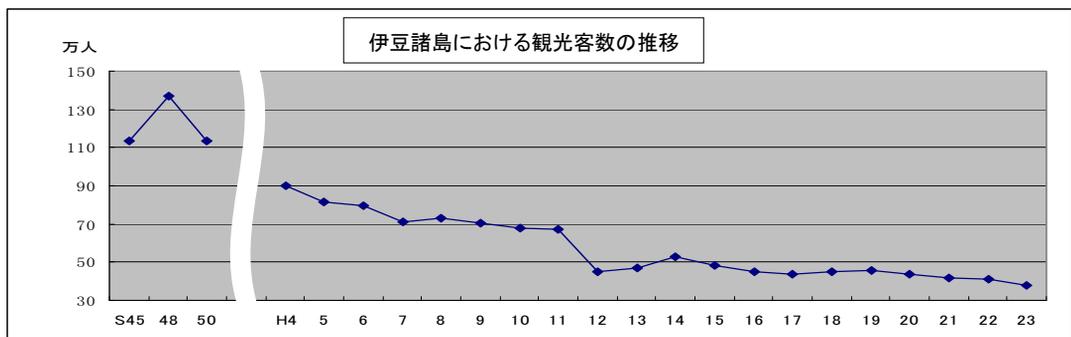
- 人口総数の減少  
平成12年 24,816人 → 平成22年 22,354人 (減少率 9.9%)
- 生産年齢人口率の減少  
平成12年 60.1% → 平成22年 56.7%
- 高齢化率の高まり  
平成12年 25.8% → 平成22年 31.2%

### <基幹産業の低迷>

- 1次産業従事者数の減少  
平成12年 1,766人 → 平成22年 1,336人 (減少率24.3%)
- 公共事業依存度の高止まり  
2次産業に占める建設業割合 平成12年 82.5% → 平成22年 82.9%
- 観光客数の減少(三宅島を含む)  
平成12年 451,266人 → 平成22年 412,964人 (減少率 8.5%)

### <平成12年から22年の変化>

	人口の変化 (%)	1次産業 従事者の 変化(%)	生産年齢人口率(%)		高齢化率(%)		2次産業に占める 建設業の割合(%)	
			平成12年	平成22年	平成12年	平成22年	平成12年	平成22年
都全域	+9.1%	-17.4%	72.0%	68.2%	15.8%	20.4%	34.1%	35.4%
伊豆諸島	-9.9%	-24.3%	60.1%	56.7%	25.8%	31.2%	82.5%	82.9%



### <生活環境の格差>

- 利島・御蔵島・青ヶ島において定期貨客船の欠航が多い  
欠航率：利島 約15%、御蔵島・青ヶ島 約40% (平成23年)
- 大島・三宅島・八丈島以外においては超高速ブロードバンドが未整備  
※ ADSLによるブロードバンドサービスは利用可能
- 本土と比較して人口一人当たりの医師数が少ない  
人口10万人当たりの医師数 都内303.7人⇔島しょ部111.9人 (平成22年)

※ 人口・高齢化率・産業従事者割合は国勢調査(噴火により平成12年に実施されなかった三宅村を除いた数)、観光客数は産業労働局観光部調、欠航率は各島の通年平均、医師数は医師・歯科医師・薬剤師調査より

- さらに、東日本大震災の発生をはじめとして、前計画では想定されていなかった新たな課題も浮上している。

#### <防災対策>

- 東日本大震災によって、これまでの想定以上の地震・津波に対する危機管理体制の強化が求められている。
  - ・ 想定津波高が大きく変更  
平成24年に政府が発表した南海トラフ巨大地震の最大想定津波高は、これまでの想定を大きく上回っている。（伊豆諸島平均値5.9m→18.3m）
  - ・ 本土の被災による島の孤立化  
東日本大震災では宮城県の気仙沼大島等が孤立化し、災害応急・復旧に支障を来した。

#### <国家的役割>

- 離島が持つ「領域や排他的経済水域、海洋資源等の確保といった国家的役割」が再認識されるとともに、その役割を担っていくために人が住み続けることが求められている。
  - ・ 海洋基本計画での位置付け  
平成20年に国が定めた海洋基本計画(注1)においても、離島の国家的役割の重要性から「創意工夫を生かした産業振興等による離島の振興」が盛り込まれた。

#### <自然環境保護と開発のバランス>

- 世界自然遺産の認知度が高まるなど環境保全に対する国民意識が高まりを見せる中、島の豊かな自然環境や生態系を保護していくためには、今後、開発とのバランスを確保していくことが重要であり、そのための取組体制や住民の合意形成の仕組みづくりが求められている。



- このまま、こうした課題を放置しておくならば、「負のスパイラル」が加速していく恐れがある。
- とりわけ、人口減少・高齢化が極端に進めば、利用者の減少に伴い、島民生活を支えている公共サービス等の維持が困難になることが予想される。
- さらに、そのような状況が一層進めば、将来地域コミュニティが崩壊し、無人島化することも懸念される。

(注1)海洋基本計画：海洋に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために制定された海洋基本法に基づき、国が「海洋に関する施策についての基本的な方針」等を定めた計画

## 2 振興の方向

以上のような課題を解決し、当計画の目標である「定住促進と持続的発展による伊豆諸島の再生」を実現するため、次の4つの取組を重点的に進めていく。

### ① 産業立島へ向けた取組

- 住民が住み続けることができ、島外からの移住者も増やしていくためには、継続的に雇用を確保することが重要である。
- そのためには、低迷している基幹産業を振興し、持続的に発展させていくことが不可欠である。
- 具体的には、農漁業の強化、産業の6次化、後継者育成、新たな視点の観光振興等に取り組むことにより、島のポテンシャルを生かした産業立島を目指していく。

【取組のイメージ】1次・2次・3次産業の連携による産業の6次化を推進



### ② 安全・安心・利便性向上へ向けた取組

- 定住を促進し、産業振興を図っていくためには、まず、住民生活の安全・安心が確保されていることが前提となる。
- そのためには、津波に対する備えを強化するなど、東日本大震災の教訓を生かした防災対策を進めていくことが重要である。
- さらに、医療や教育、交通や情報通信等における本土との格差を是正し、安全・安心で利便性の高い島を目指していく。

【取組のイメージ】ハード・ソフト両面から津波に対する防災力を強化

#### ○ 多機能避難タワーの整備

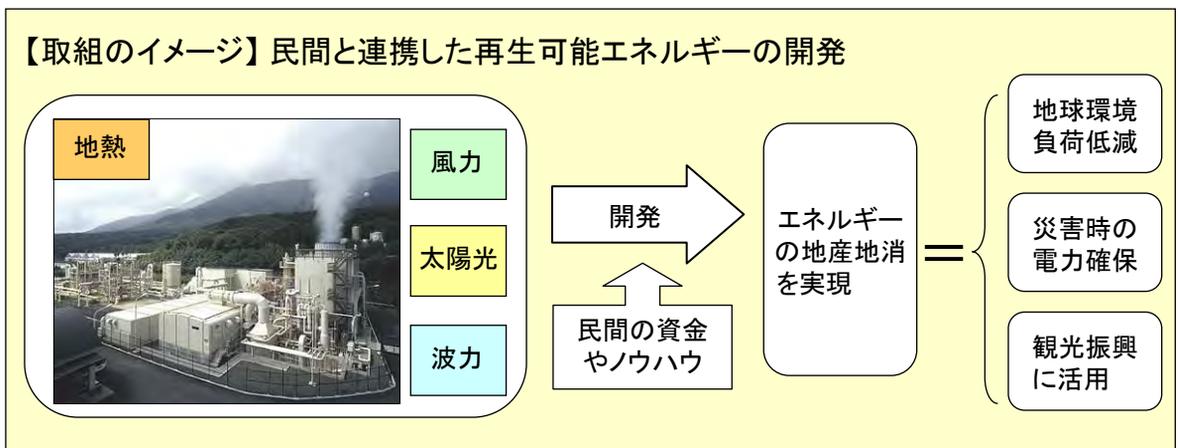


#### ○ 避難用ユニバーサルサインの整備 (住民・観光客・外国人・子供等)



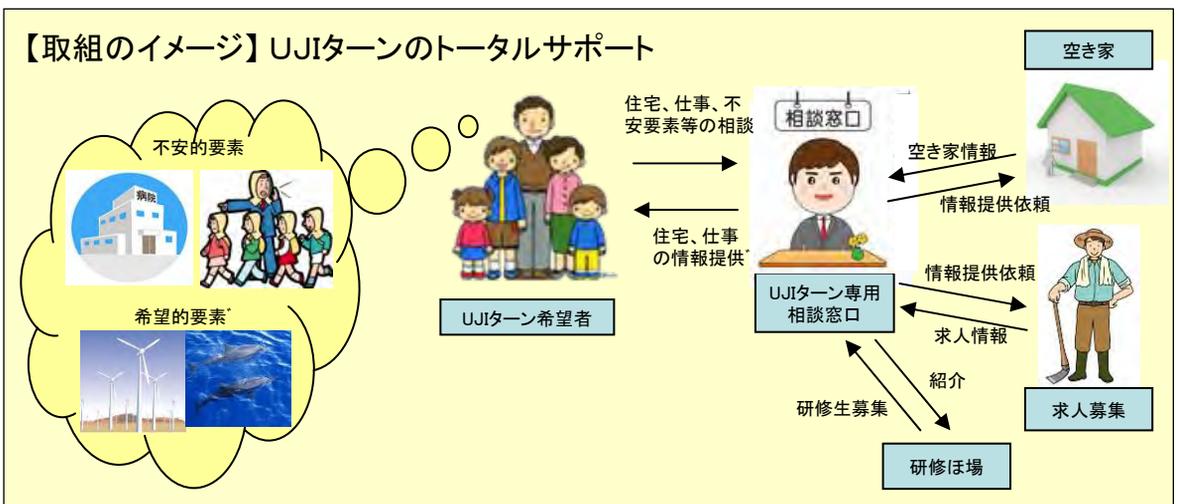
### ③ 環境立島へ向けた取組

- 持続的な発展を遂げていくためには、島の財産・生命線である貴重な自然環境を保全していくとともに、地球環境への負荷が少ない社会を実現していくことが求められる。
- そのためには、自然保護と利用・開発に係るルール化の促進や、地域住民が主体となった開発事業の取捨選択により、自然環境の保護と開発のバランスを確保していくことが重要である。
- さらに、島の特性を生かした再生可能エネルギーの積極的活用や、自立・分散型エネルギーシステムの導入等による「エネルギーの地産地消」を推進し、「環境」を大切にしたい「誇りを持って住み続けられる」島を目指していく。



### ④ 人材の確保・育成へ向けた取組

- 定住促進と持続的な発展を効果的に進めていくためには、各施策に横串を刺し、人材の確保・育成を総合的・重層的に進めていく必要がある。
- そのためには、島づくりの主人公である地元の人材を育成するとともに、新しい発想をもったUJターン者を積極的に受け入れることが重要である。
- 具体的には、島づくりリーダー育成の仕組みづくり、UJターンのトータルサポート等に取り組み、「地元が主体となった島づくり」を目指していく。



### 3 施策を進める視点

前述の4つの取組をより実効性のあるものとし、具体的な成果を上げていくため、以下の3つの視点を持って施策を進めていく。

#### 施策を進める3つの視点

- 各島の個性を生かした取組で目に見える成果を出す。
- 地域主体の継続的な取組で一步ずつ前進する。
- 各島の連携による広域的な取組で事業成果を拡大する。

#### ① 各島の個性を生かした取組で目に見える成果を出す。

- これまでの横並びの振興策では、現在の危機的状況を打開し、負のスパイラルを克服していくことは困難である。
- 発想を転換し、目に見える成果を上げていくためには、本土や他地域との違いを際立たせた「差別化」された商品の売り込みなど、各島の個性を生かした取組を実施していくことが重要となる。

#### ② 地域主体の継続的な取組で一步ずつ前進する。

- これまでも、地域活性化のための様々な事業を行ってきたが、ともすると一過性の取組に終わってしまう傾向があった。
- 取組を継続し、持続的発展につなげていくためには、振興を担っている様々な主体が、それぞれに検証と改善を繰り返すことにより、息の長い活動を継続し、一步ずつ前進していくことが重要となる。

#### ③ 各島の連携による広域的な取組で事業成果を拡大する。

- これまでも、東京都島嶼町村一部事務組合や公益財団法人東京都島しょ振興公社、観光協会、農業協同組合、漁業協同組合等により、各島が連携した取組を行ってきたが、その効果は、必ずしも十分に反映されていなかった。
- これまで以上の効果を上げるためには、組織や分野等の垣根を越えた更なる連携の拡大や、広域的取組をコーディネートする人材の育成などにより、各島の連携を総合的に推進し、事業成果を拡大していくことが重要となる。

## 第4章 分野別計画

本章では、広域的基本方針に基づいて各施策分野ごとに現状と課題を示すとともに、目標の実現に向けて、都と島しょ町村等が、各島の実状に合わせ、振興の主体となる住民・企業・NPO等と連携して進めていく具体的な今後の取組を記す。

## 1 産業・就業 － (1) 農業振興

### 10年後の姿

- 地形・気候等の自然条件を勘案した基盤整備や施設整備が進み、生産の安定化や品質の向上が図られている。
- 規模拡大を目指す認定農業者への農地の集積や、耕作放棄地の再整備・あっせん等の取組を支援し、農地の有効活用が進んでいる。
- 商工業や観光業等と連携し、多様な農業経営の展開が進められ、魅力ある地域づくりに寄与している。
- 農産物をより効率的に島外へ出荷する体制が整っている。
- 新規就農者育成のための研修ほ場<sup>(注1)</sup>の整備や、農地のあっせんなどによる担い手の確保・育成が進んでいる。

### 現 状

- 伊豆諸島の農業就業人口（販売農家）は916人（平成22年農業センサス）、農業産出額は30.7億円（平成22年1月から12月まで。産業労働局農林水産部農業振興課調べ）となっている。
- 伊豆諸島の平成22年の主な農業産出額は、花き類、野菜類、畜産類、果実類の順に高く、花き類が全体の67%を占めている。
- 本地域は、黒潮暖流の影響を受けた海洋性気候を呈しており、高温多湿な気候条件となっているが、季節風や台風などによる強風の日が多く、全国でも有数の強風地域及び多雨地域となっている。また、急しゅんな地形で有機質の乏しい土壌のため、耕地には恵まれないところも多い。しかし、そのような地域の特性を生かし、アシタバや花き・観葉植物などの農業生産が行われている。
- 一部では商工業者等と連携した特産物の加工品開発が進められているが、大部分は1次生産物のまま出荷されている。
- 離島という地理的条件から、島外への農産物の輸送手段（船便等）が限られている。
- 農業就業人口は、ここ10年間で約3割減少し、農業就業人口のうち65歳以上の占める割合が約3分の2となっている。

(注1)ほ場：農作物を栽培する田畑

## 課 題

- 景気の影響を受けやすい花き類の価格下落や後継者不足による農家数の減少により、農業産出額総額が低下傾向にある。
- 伊豆諸島の農地面積の約半分が耕作放棄地となっており、農地の有効利用が不十分である。
- 1次生産物のまま出荷されるケースが多く、収益性の向上が図られていない。
- 長時間輸送による荷傷みや、流通コストが高いことなどが、生産者の負担となっている。
- 担い手の高齢化と後継者不足により、生産性が低下している。

## 実現に向けた取組

- 農道やかんがい施設などの基盤整備、パイプハウスやネットハウス等の生産施設整備、直売所や集出荷施設等の流通施設整備を進め、特産作物の共販体制を進めることにより産地力を強化していく。
- 耕作放棄地の再整備や農地の流動化を進めていく。
- 商工業や観光業等と連携し、地域資源を活用した新商品開発や加工機械整備等農業経営の多角化を推進していく。
- 担い手育成のための研修ほ場等の整備や、UJ1ターン者の生活基盤確保への支援を進め、高齢化と担い手不足を解消していく。
- 荷傷みの防止や輸送費用の低廉化を図り、流通の効率化を推進していく。

## 先進事例

### 【八丈町農業担い手育成研修センター】

- 八丈町農業の新たな担い手の育成・確保を図ることを目的に、八丈町が平成20年4月に開設した施設。島内外を問わず、八丈町で新規に農業経営を開始する担い手を対象に、施設栽培を含めた花きや野菜等の実践的な栽培技術や経営知識等農業技術を習得するための研修センターで、都内の市町村では初めて開設した農業研修施設である。



研修センターのストロングハウス(注2)

(注2)ストロングハウス：風速50mクラスにも耐えられるように設計された耐風強化型ハウス

# 1 産業・就業 — (2)水産業振興

## 10年後の姿

- 防波堤等の整備・改良が進み、漁港機能の向上が図られ、効率的な漁業操業が可能となっている。
- 水産資源の管理や漁場の整備が進み、持続可能な水産業が展開されている。
- 商工業、観光業との連携により、地域特産品の開発・普及や新たな販売ルートの開拓が進んでいる。
- 水産物をより効率的に島外へ出荷する体制が整っている。
- 漁業協同組合は、経営の効率化が進むとともに、未利用資源が有効に活用され、経営が安定してきている。
- 新規就業研修等の活用による後継者の確保・育成が進んでいる。

## 現 状

- 伊豆諸島の漁業従事者は679人（平成22年漁業センサス）、漁業生産額は25.8億円（平成22年1月から12月まで。産業労働局農林水産部水産課調べ）となっている。
- 伊豆諸島の平成22年の主な漁業生産額は、キンメダイ、カツオ、イサキの順に高く、キンメダイが全体の30%を占めている。
- 本地域周辺海域は、黒潮の恵みと複雑な海底地形により、日本屈指の好漁場が形成され、地元の漁船だけでなく全国からの漁船も数多く操業している。
- 一部の地域では、学校給食と連携して未利用魚を活用した加工品の開発が進められている。
- 離島という地理的条件から、島外への水産物の輸送手段（船便等）が限られている。
- 伊豆諸島には、都知事が認可した9つの漁業協同組合がある。
- 漁業従事者数は、ここ10年間で約3割弱減少し、漁業従事者数のうち65歳以上の占める割合が約3割となっている。

## 課 題

- 台風や低気圧等による荒天時には、依然として、高波が防波堤を越え、港内の静穏度が保たれていない漁港などもあり、施設への被害が発生していることに加え、漁船の破損や船揚げの手間等、漁業者への負担も生じている。
- 資源の減少に加え、漁業者の高齢化やサメなどによる漁業被害の影響で漁獲量が減るとともに、全国的に魚価が低迷し、漁業生産額が減少している。

- 資源量は豊富であるが市場が小さく大量に獲れた場合に安価になる魚種や、サイズが小さく規格外で売れない未利用魚について、付加価値化等の取組が進んでいない地域がある。
- 長時間輸送による荷傷みや、流通コストが高いことなどが、漁業者の負担となっている。
- 漁業協同組合は、自らが経営の合理化に取り組んでいるが、漁獲量の減少等により、経営は必ずしも安定していない。
- 担い手の高齢化と後継者不足により、水産業の活力が低下している。

## 実現に向けた取組

- 防波堤や岸壁等の整備を促進するとともに、観光振興などのニーズに合わせた多面的機能を有する施設を整備する。
- 国や関係県との連携による、科学的知見に基づいた水産資源管理や、漁場整備等による水産資源の増殖など、持続可能な水産業の展開を図っていく。
- 地域の実情を踏まえ、他産業との連携により、未利用魚の活用等による加工品の開発や新たな販売ルートの開拓を行う。
- 荷傷みの防止や輸送費用の低廉化を図るなど、流通の効率化を推進していく。
- 漁場の生産力の向上に関する取組や創意工夫を生かした取組等への支援を行うなど、漁業の再生を進めていく。
- 就業希望者と受入漁業者の内地での面談の場を提供する取組や、新規漁業者へ研修を行う船主に対する支援など、後継者確保・育成のための取組を行っていく。

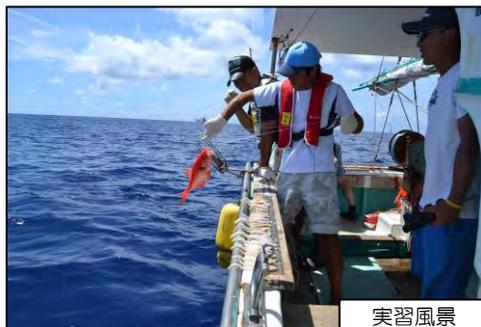
## 先進事例

### 【三宅島漁業協同組合後継者対策事業】

- 三宅島漁業協同組合では、平成24年度から全国から漁業就業を希望する者を募集し、育成する取組を開始した。
- 後継者の受入組織として、三宅島漁業協同組合担当者、漁業者、行政関係者からなる後継者対策実行委員会を設置している。
- 島の暮らしや漁業に興味がある人を対象に、島の暮らしや漁業を実際に体験してもらうための短期間の漁業研修を開催している。
- 今後は、本格的に漁業就業を目指す者に対し1～3年の長期研修を行い、就労・定着までを支援していくことにしている。



講義風景



実習風景

## 1 産業・就業 — (3) 商工業振興

### 10年後の姿

- 地元の農水産物を利用した特産品が開発され、観光振興に寄与している。
- 島の個性を生かした特産品のブランド化が進み、島内はもとより島外での販路が拡大している。
- 経営支援などの取組が行われ、島しょの商工業者の経営基盤が強化されている。

### 現 状

- 伊豆諸島の製造業就業人口は373人、卸売・小売業就業人口は1,521人（平成22年国勢調査）となっている。
- 農産加工品の焼酎・椿油・アシタバ加工品、水産加工品のくさや、その他、海塩・黄八丈・新島ガラス・ツゲ細工等の様々な特産品がある。
- 各町村において、商工会が商工業者に対して経営に関する指導や講習会の開催による情報提供などを行っている。

### 課 題

- 特産品
  - ・ 収益性を高めるための他産業と商工業者との連携が進んでいない。
  - ・ 島の生産業者は規模が零細なうえ、その生産物はブームの影響を受けやすいため、安定的な経営が困難である。
- 経営環境
  - ・ 人口減少による島内消費の低迷や高齢化の進展などによる、商工業者の経営への影響が懸念されている。
  - ・ 商工業者が島外へ販路を拡大するための、販路開拓に資するノウハウや情報提供が不足しがちである。

## 実現に向けた取組

- 特産品
  - ・ 公益財団法人東京都島しょ振興公社と商工会・農業協同組合・漁業協同組合等との連携により、特産品の更なる品質向上や新商品の開発を促進し、特産品の付加価値を高めていく。
- 経営環境
  - ・ 島しょ地域の製造業者が、東京都地域特産品認証制度の活用やアンテナショップでの販売等によりブランド力を強化するとともに、公益財団法人東京都島しょ振興公社や商工会等が、インターネットやイベント等を利用した普及活動を積極的に行うことで、島外への販路の拡大を図っていく。
  - ・ 商工会が中心となり、島しょの商工業者に対する経営支援などを進めていく。

### 【東京都地域特産品認証食品】

- 東京都では、都内産の原材料を使用している加工食品や東京の伝統的手法など生産方法に特徴があると認められる食品を、「東京都地域特産品認証食品」として認証している。認証を受けた食品は、東京都独自のマーク（通称「Eマーク」）を付けることができ、都ではこれらの食品を各種イベント、ホームページ等で広くPRしている。



## 先進事例

### 【調布アイランドプロジェクト】

- 新鮮な食材を本土に空輸することにより、新たな流通・販売経路及び都内飲食店等をPRの場とする取組。定期の航空便で結ばれる調布市周辺に、新島で獲れた食材に独自の付加価値（「新鮮朝どれ食材」等）を付け、食材の新たな可能性を見出し、新島ブランドの創造及び食からつながる観光PRを行っている。



## 1 産業・就業 － (4) 観光振興

### 10年後の姿

- 観光客のニーズに即した情報が国内外に広く発信されている。
- 他産業との連携により、雨天・荒天時にも対応できるバラエティ豊かな体験メニューが提供されている。
- 観光客の満足度が向上し、リピーターの確保と新たな客層の開拓につながっている。

### 現 状

- 情報発信
  - ・ 町村や観光協会等が連携し、観光スポットやイベント情報を発信している。
  - ・ ウェブサイト、イベント、情報発信拠点等を活用し、伊豆諸島地域の魅力を国内外にPRしている。
- 観光資源
  - ・ 御蔵島では、平成16年度から東京都版エコツアーリズムの運用を開始し、自然環境の保護と利用の両立を図っている。
  - ・ 大島では、平成22年度に日本ジオパークの認定を受け、町独自の体験・滞在型観光や観光ガイド等の育成・充実を図っている。
- 受入体制
  - ・ 宿泊施設は小規模のホテルを有する島もあるものの、中心は民宿やペンションとなっている。
  - ・ 一部の店や宿では、地元産の食材や料理を提供する取組が始まっている。

### 課 題

- 情報発信
  - ・ 伊豆諸島の観光資源や、アクセス手段に対する認知度が低い。
- 観光資源
  - ・ 施設や名所見学といった従来型の観光メニューが中心で、自然や体験を楽しむといった観光客の新たなニーズに対応する観光メニューが少ない。
  - ・ 台風や低気圧等により荒天が多いにもかかわらず、雨天・荒天時に対応できる観光資源が少ない。

- 受入体制
  - ・ 老朽化した観光施設や宿泊施設が多く、観光客のニーズに答えきれていない場合がある。
  - ・ 地元産の食材や料理を出す店・宿が少なく、観光客の満足度向上に結びついていない場合がある。
  - ・ 島内全体で観光客をもてなす機運醸成が途上である。

## 実現に向けた取組

- 情報発信の拡充
  - ・ 大手宿泊予約サイト等との連動による情報発信や、一般社団法人東京諸島観光連盟等を活用した、広域連携による効果的なPR活動を展開していく。
  - ・ ツイッター等のSNS(注1)を活用した、積極的な情報発信を進める。
  - ・ 伊豆諸島の各島間で連携し、修学旅行やスポーツ合宿、クルーズ船といった団体ツアーの誘致活動を強化していく。
- 観光資源の開発
  - ・ エコツーリズムやジオパークの認定等の新たな取組を拡大する。
  - ・ 島ぐるみで行うバラエティ豊かな体験型ツアーの安定供給を進める。
  - ・ 主にシニア層をターゲットとして、スローライフ(注2)・スローフード(注3)等の島ならではの魅力を生かした観光資源の開発を行う。
  - ・ 雨天・荒天時の観光メニューを開発する。
- 受入体制の充実
  - ・ 老朽化が進んでいる宿泊施設のリニューアル等、観光客のニーズを踏まえた取組への意識を高めていく。
  - ・ 地元産の食材で観光客をもてなす仕組みを拡充する。
  - ・ プロガイドの養成等、ソフト面を重視した受入体制を整備する。また、接遇研修により「もてなし」の機運を醸成するなど、島全体で観光客を受け入れる体制づくりを進め、島外住民との交流を促進していく。

### 【一般社団法人東京諸島観光連盟による観光PRの実施】

- 各島の観光協会を中心に組織される一般社団法人東京諸島観光連盟では、島しょ全域の観光産業の振興を主たる設置目的とし、各種の取組を行っている。
- 代表的な事業
  - ・ 共同ホームページ「東京アイランドドットコム」の運営  
各島のイベントや観光情報を中心とした情報発信を随時実施
  - ・ 都内商店街と連携した観光客誘致事業  
商店街で実施されるイベントにブース出展し、観光PRと合わせた特産品販売や各島への旅行者招待、小学生を対象としたツアー企画などを実施
  - ・ その他各種イベントでの島しょPR事業  
隔年実施の「島じまん」のほか、「東京マラソンEXPO」、「川越まつり」等でPR事業を実施



商店街でのPR活動

(注2)スローライフ：地域の自然・歴史・伝統・文化等を大切にし、ゆっくりした暮らしを提案するもの  
(注3)スローフード：食を中心とした地域の伝統的な文化を見直す運動、またはその食品自体を指すもの

## 1 産業・就業 — (5)就業促進

### 10年後の姿

- 島の特性に即した産業の振興が図られ、新たな雇用の場が確保されている。
- 島外からの移住希望者に対し、就業支援を行う仕組みが整っている。
- 雇用就業情報の提供機会及び媒体が増加し、島内での就業が進んでいる。
- 島の産業動向に沿った就業に必要な知識・技能の習得が可能となっている。

### 現 状

- ハローワーク等により、島しょ地域の求人情報の一部が提供されている。
- 就業を通して社会参加を希望する高齢者に対して、その経験・能力・希望に応じた臨時的・短期的な仕事を提供するシルバー人材センターが、大島町、新島村、神津島村、三宅村及び八丈町の5町村に設置されてる。
- 農業や漁業の新規就業者が、就業しながら技術を習得できる取組が始まっている。

### 課 題

- 島しょ地域には、ハローワーク等の雇用就業に関する専門機関がなく、提供される雇用就業情報が限られている。
- 島しょ地域においては、職業に必要な能力開発の機会が少ない。

## 実現に向けた取組

- 1次生産物を加工した特産品を開発し、生産に関する雇用の場を創出していく。
- シルバー人材センターにおける、働く意欲のある高齢者の就業を引き続き支援していく。
- 農漁業等における新規就業者への受入れ体制を整備する。
- ワンストップ相談窓口の設置やSNS等の活用により、島外からの移住希望者に対して、雇用就業情報等を広く提供する仕組みを構築する。
- アイランダー<sup>(注1)</sup>や東京愛らんどフェア「島じまん」<sup>(注2)</sup>等のイベントを通して、伊豆諸島の魅力のPRに併せて雇用就業情報等も幅広く提供する。
- 島の産業動向に沿った就業に必要な知識・技能を習得するための職業訓練の受講機会を提供していく。

## 先進事例

### 【神津島 田の沢農業研修施設】

- 神津島村は、農業の新たな担い手の育成・確保を図ることを目的とし、神津島村で農業の自立を目指す農業後継者や新規就農希望者を対象に、施設栽培を含めた花きや野菜等の実践的な栽培技術や経営知識等の総合的な農業技術を習得するための研修施設を設置した。（平成25年度から研修事業を実施）
- 研修生の条件は、新規又は農業後継者として農業に取り組む見込みがあり、研修中及び研修終了後も神津島内に定住し、引き続き農業に従事することができるおおむね60歳以下の健康な方としている。



ストロングハウスと研修施設

(注1)アイランダー：島で生活する人、島を愛する人、島の発展を応援する人という意味合いの下に、離島地域の活性化を図る目的で行われる、国土交通省及び公益財団法人日本離島センター主催のイベント

(注2)東京愛らんどフェア「島じまん」：伊豆諸島・小笠原諸島の魅力を広く紹介するために2年に1度開催されるイベント

## 2 防災－(1)ソフト対策等

### 10年後の姿

- 東日本大震災の教訓を踏まえた新たな被害想定による防災計画の策定や、それに対応した訓練の実施などにより、災害発生時における避難等の体制が整っている。
- 島しょ町村相互間及び本土自治体との連携体制が構築され、被災時の孤立化を防止する仕組みが整っている。
- 災害発生時の備えである防災無線や消防体制が整備され、「住民や観光客が安心して安全に過ごせる島」が実現している。

### 現 状

- 防災対策（風水害、地震、津波、土砂災害、噴火等）
  - ・ 災害対策基本法に基づき、各町村では、地域防災計画を策定している。
  - ・ 平成16年に都が実施した津波浸水予測調査に基づき、5町村が津波ハザードマップを作成している。
  - ・ 避難場所については、平成24年4月現在で69箇所が指定されており、備蓄倉庫（学校等も含む。）は18箇所設置されている。
  - ・ 災害対策基本法及び東京都地域防災計画に基づく防災訓練として、都と島しょ町村との合同による総合防災訓練を隔年で実施している。
- 防災行政無線
  - ・ 各町村において、住民に対する市町村防災行政無線等が整備されている。
  - ・ 東京都防災行政無線網を構築し、各支庁及び島しょ8町村（式根島出張所も含む。）との災害時の通信体制を確保している。
- 消防
  - ・ 消防本部が3本部、消防団が9団設置されている。

### 課 題

- 防災対策
  - ・ 東日本大震災の教訓の一つである「離島の孤立化」が発生する懸念がある。
  - ・ 現在の各町村の地域防災計画やハザードマップは、東日本大震災の教訓や南海トラフ巨大地震の被害想定<sup>(注1)</sup>を踏まえたものになっていないため、早期に改善する必要がある。

(注1)南海トラフ巨大地震の被害想定：平成24年8月29日に国の中央防災会議で発表された、「南海トラフの巨大地震による津波高・浸水域等及び被害想定」による。

- ・ 発電所が海岸沿いに位置している島もあり、南海トラフ巨大地震の被害想定等を踏まえると、大きな被害の出ることが懸念されている。
  - ・ 火山対策の広域的な組織がなく、火山ハザードマップの整備が不十分である。
- 防災行政無線
- ・ 市町村防災行政無線のデジタル化について、一部町村では整備が遅れている。
- 消防
- ・ 島しょ町村において、高齢化、生産年齢人口の減少等により、新たな消防団員の確保が困難となっている。

## 実現に向けた取組

- 防災対策
- ・ 新たな被害想定を踏まえた町村の地域防災計画やハザードマップの見直しを図った上で、減災目標達成に向けた施策を総合的に実施していくとともに、島の孤立化を防止するため、自治体間連携の強化等、各種対策を行っていく。
  - ・ 自力で避難ができない高齢者等の災害時要援護者を災害から守るため、高齢者世帯等のマップを整備し、助け合う組織づくりを進めていく。
  - ・ 観光客や外国人、子供など誰もが災害発生時に安全な場所へ避難できるよう、ユニバーサルサインを用いた統一的な避難看板の設置等を進めていく。
  - ・ 伊豆諸島における火山防災対策について、国・都・町村・専門家等をメンバーとする組織を設置し、対策を検討していく。
  - ・ 島のライフラインである電力等については、新たな被害想定を勘案し、事業者を含めた関係機関との協議体を設け、バックアップ機能の整備など、電源確保について総合的に検討していく。
  - ・ 新たな被害想定に基づく訓練を、早期に全町村で実施するため、島しょ町村との合同による総合防災訓練を、毎年度実施していく。
  - ・ 島民の自助・共助の精神を高め、事故や火災から生命・財産を守るため、防火防災指導や応急手当講習を推進していく。
- 【統一的な避難看板の整備】



総務省消防庁が作成した  
統一津波標識の例
- 防災行政無線
- ・ 市町村防災行政無線のデジタル化を全島で進めていく。
- 消防
- ・ 消防団員の確保対策として、ICTやSNS、広報紙を活用した消防演習等の紹介を行うとともに、訓練日程を調整し、消防団の行事に拘束される日を減らすなど、消防団員の負担を軽減する取組を行っていく。

## 2 防災 － (2) 国土保全等

### 10年後の姿

- 東日本大震災の教訓や南海トラフの巨大地震等による想定津波高の見直しを踏まえ、海岸保全施設、避難路・避難施設等の整備が進み、津波に対する防災性が向上している。
- 土石流や火山泥流、溶岩流、急傾斜地崩壊などの災害から島民の生命や暮らし、公共施設等を保全するため、砂防堰堤、急傾斜地崩壊対策施設等の土砂災害対策施設や、治山施設の整備が進められている。また、土砂災害の恐れがある区域については、土砂災害警戒区域等として指定し、危険性の周知や警戒避難体制の整備等が進められている。
- 自然環境との調和や海岸の有効利用を図りながら、海岸の特性に応じた海岸保全施設の整備が進められている。

### 現 状

- 「防護」「環境」「利用」の調和のとれた海岸保全施設（護岸、離岸堤等）の整備が進められている。
- 砂防、治山、地すべり対策及び急傾斜地崩壊対策が順次進められている。

### 課 題

- 南海トラフの巨大地震による震度分布・津波高については、これまでの想定を大幅に上回る被害予測が発表され、島しょ地域における津波対策の推進が急がれている。
- 砂防施設や治山施設、急傾斜地崩壊対策施設等の設置には、島特有の厳しい自然条件下において完成までに時間を要するため、依然として未整備の箇所が存在している。
- 伊豆諸島は、外洋に面していることや台風来襲地帯であるため、波浪により海岸背後の住宅等へ被害が及ぶとともに、海岸の侵食も進んでいる。

## 実現に向けた取組

- 「発生頻度の高い津波」に対応する海岸保全施設等の整備を進めるとともに、「最大クラスの津波」に対応した避難路や避難タワー等の避難施設の整備を進め、津波のレベルに応じた対策を講じていく。
- 土砂災害の危険性等を基準に、整備の優先順位を明確にし、引き続き砂防施設、治山施設、急傾斜地崩壊対策施設等の整備を着実に進めていく。また、土砂災害警戒区域等の指定を進め、町村による警戒避難体制の整備を促進していく。
- 海岸侵食や高潮、波浪、津波等から海岸の背後地を保全するため、護岸や離岸堤等の海岸保全施設を整備するとともに、天然の防護機能を有する砂浜の維持保全等、海岸の特性に応じた整備を進める。

### 【津波レベルに応じた対策】

- 発生頻度の高い津波：防波堤など構造物によって津波の内陸への侵入を防ぐ海岸保全施設等の建設を行う上で想定する津波（発生頻度は高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波）
- 最大クラスの津波：住民の避難を柱として、総合防災対策を構築する上で設定する津波で、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす津波

### 【土砂災害に対する整備】

- 土石流や火山泥流から島民の生命や暮らし、公共施設等を保全するため、砂防施設の整備を行っていく。



### 【津波避難施設の整備】

- 島民や観光客等の生命を守るため、津波第1波到達までに高台等への避難が困難な地区に津波タワーなどの避難施設を整備する。



### 3 交通・情報通信 — (1) 港湾整備

#### 10年後の姿

- 定期航路は、大型貨客船及び高速ジェット船の連続欠航がほぼ解消され、島民の生活にとって欠かせない生命線としての役割を果たしている。
- 港湾施設の整備が進み、乗降客の安全性、快適性及び荷役作業の効率性が高まっている。
- 船客待合所の整備等、港湾の利便性が高まり観光振興にも寄与している。

#### 現 状

- 定期船接岸施設等の整備現況
  - ・ 大島、新島、式根島、神津島、三宅島及び八丈島では、1島2港方式（漁港を含む。）の整備により、大型貨客船については、島全体として90%を超える就航率を確保している。
  - ・ 利島、御蔵島及び青ヶ島では、1港2突堤方式などの整備により、就航率は徐々に向上してきている。
  - ・ 平成14(2002)年度から、既存の岸壁等を利用して、東京～大島～神津島航路に高速ジェット船が就航している。
- 就航船舶の高速化及び大型化への対応
  - ・ 大型貨客船に比べ、接岸する際の泊地の静穏性を必要とする高速ジェット船に対応するため、神津島港や利島港で岸壁等の整備を行っている。
  - ・ 東京～三宅島～八丈島航路では、大型貨客船が安定して接岸できるよう5,000トン級岸壁を整備している。

#### 課 題

- 泊地の静穏性について
  - ・ 外海に面しているため、泊地（船舶が安全に航行・停泊できる水域）の静穏性が低く船舶の接岸時に揺れが生じることや、岸壁上に波がかぶることなど、乗降客や荷役作業の安全性と効率性が十分ではない。
  - ・ 低気圧通過時や、冬季の季節風の強い時期には、定期船が接岸できないことが多い。

- 就航率について
  - ・ 利島、御蔵島及び青ヶ島は、厳しい自然条件による技術的困難性から、その他の港湾に比べ施設の整備状況に格差が生じている。
  - ・ 高速ジェット船や利島、御蔵島及び青ヶ島への定期貨客船の就航率は未だに低く、冬季には連続欠航が発生し、生活や産業活動に多大な支障を来している。

## 実現に向けた取組

- 就航率の向上
  - ・ 利島、御蔵島及び青ヶ島の港湾については、引き続き1港2突堤方式等の整備を進め、定期船の就航率の向上を図る。
  - ・ その他の港湾については、より静穏な泊地を整備し、定期船の安定した接岸を確保するとともに乗降と荷役作業の安全性と効率性を高める。
  - ・ 高速ジェット船は波浪と風に弱く、大型船よりも静穏な泊地が必要であるため高速ジェット船専用の防波堤整備及び漁港の特定目的岸壁等の整備も視野に入れた検討を行っていく。
- 港湾の利便性向上
  - ・ 貨客動線の分離、荷捌き用地・駐車場の造成及びバリアフリー化等により、乗降客の安全性、快適性及び荷役作業の効率性等を高める。
  - ・ 島しょ地域における地震や火山活動等の自然災害発生時において、島外への避難や復旧・復興活動を迅速に行うため、主要な港湾での既存岸壁等の改良など、耐波性・耐震性の強化を推進する。
- 魅力ある港湾空間の創造
  - ・ 地元の観光ニーズを反映させた船客待合所及びその周辺環境等を整備し、島の玄関として自然と調和の取れた個性的で魅力ある港湾空間を提供し、観光や賑わいづくりの拠点としていく。

## 先進事例

### 【みなとまちづくり（新島港船客待合所整備）】

- 新島の観光振興を図るため、平成20年度から平成22年度までにかけて「島のみなとまちづくり」の中心的施設として、みなと振興交付金を活用した「新島港緑地施設休憩所（船客待合所）」を整備した。東京都と新島村の合築施設として整備し、島の特産品や観光名所等の観光情報の発信基地、地元住民と観光客との交流拠点として活用されている。



新島港船客待合所

### 3 交通・情報通信 ー (2) 航路整備

#### 10年後の姿

- 航路再編やダイヤの改善により、本土と伊豆諸島間の海上アクセスが向上し、島民生活の安定と産業振興が増進している。
- 老朽化した定期貨客船の代替船への更新が進み、就航率及び輸送量が向上するとともに利用者の快適性が高まっている。
- 島民等が利用しやすい定期船の運賃が設定されている。
- 貨物輸送の改善の取組により、生鮮品流通の安定化が進んでいるとともに、貨物運賃の低廉化が図られており、島内の物価が安定している。

#### 現 状

- 定期大型貨客船
  - ・ 東京や横浜と5島（大島、利島、新島、式根島及び神津島）を結ぶ大島航路がある。
  - ・ 東京と3島（三宅島、御蔵島及び八丈島）を結ぶ八丈航路がある。
- 定期高速ジェット船
  - ・ 東京と5島（大島、利島、新島、式根島及び神津島）を結ぶ航路がある。
  - ・ 伊豆半島の熱海と大島とを結ぶ航路等がある。
- その他の航路
  - ・ 八丈島と青ヶ島とを結ぶ航路がある。
  - ・ 下田を基点に利島、新島、式根島及び神津島を巡回する航路がある。
  - ・ 新島と式根島とを結ぶ航路がある。
- 貨物船
  - ・ 東京と8島（青ヶ島を除く。）を結んでいる。

#### 課 題

- 定期貨客船について
  - ・ 現在、就航している定期貨客船においては、全ての船舶が法定償却期間を超過し、老朽化が進んでおり、利用者の快適性が低下している。
  - ・ 八丈島・青ヶ島間を運航する船舶は、小型軽量であることから、波による船の揺れが激しく、就航率も50%台と低い状況である。

- 貨物運賃について
  - ・ 燃油価格の高騰により、貨物運賃にサーチャージ<sup>(注1)</sup>が加算されていることから、物資輸送に係る経費が上昇傾向にある。
  - ・ 貨物運賃の値上げは、物価の上昇につながり、島民生活や島内産業に直接的な影響を与えている。

## 実現に向けた取組

- 定期貨客船について
  - ・ 利用者の快適性や就航率の向上に向け、国との連携による運航事業者への支援を進め、船舶の大型化を図るなど、老朽化した船舶の更新を進めていく。
  - ・ 利用者の利便性向上に向けた新たな航路について検討していく。
  - ・ 旅客運賃の低廉化を図るため、国との連携による運航事業者への支援について検討していく。
- 貨物運賃について
  - ・ 貨物運賃の低廉化、流通効率化への積極的な取組を行っていく。

### 【定期大型貨客船の代替船建造】

- 現在就航している「かめりあ丸」について、国との連携により代替船建造の支援を進めていく。



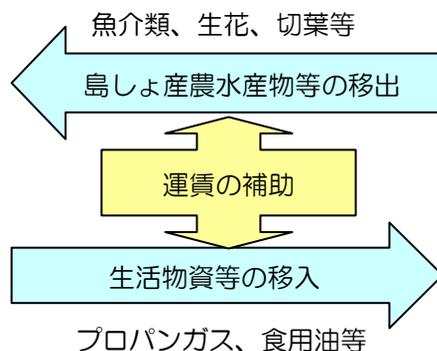
建造する「橘丸」の完成イメージ図

## 先進事例

### 【都における貨物運賃補助制度】



本土



伊豆諸島

(注1)サーチャージ：旅客、貨物輸送に際して運賃に加えて旅客、荷主に付加される諸料金

### 3 交通・情報通信 — (3) 航空路整備

#### 10年後の姿

- 全ての空港で、計器飛行方式が導入され、荒天時においても定期便等の安定的な運航が実現している。
- 空港施設について、耐震化などの防災性の向上が図られている。
- 空港施設の整備、利用客の予約システムの改善等により、快適性・利便性が向上し、島民のみならず、観光客やビジネス客の利用が増え、産業振興に貢献している。
- 島民等がより利用しやすい航空運賃が設定されている。

#### 現 状

- 大島、新島、神津島、三宅島及び八丈島の5島で空港が整備されており、羽田空港及び調布飛行場から定期便が毎日運航されている。
  - ・ 大島空港  
1,800mの滑走路を有し、羽田間を中型プロペラ機が、調布間を小型プロペラ機が就航している。
  - ・ 三宅島空港  
平成12年の噴火以降、航空路は途絶えていたが、1,200mの滑走路等について再整備を行い、平成20年4月に運航を再開し、羽田間を中型プロペラ機が就航している。
  - ・ 八丈島空港  
就航機材の大型化に対応するため、平成16年に滑走路を1,800mから2,000mに延長し、現在、羽田間をジェット機が就航している。
  - ・ 新島空港、神津島空港  
滑走路は800mとなっており、調布間を小型プロペラ機が就航している。また、就航率向上のため、平成21年から計器飛行方式<sup>(注1)</sup>を導入している。
- 青ヶ島、八丈島、御蔵島、三宅島、大島、利島間を結ぶヘリ・コミューター<sup>(注2)</sup>が就航している。



(注1)計器飛行方式：目視及び航空機の計器の両方を駆使し、常に管制官や運行情報官が提供する情報を常時聴取して行う飛行

(注2)ヘリ・コミューター：ヘリコプターによる乗客の定期輸送



### 3 交通・情報通信 － (4) 島内交通整備

#### 10年後の姿

- 島内バス等の公共交通が確保され、島民や観光客の利便性が向上している。
- 島民の生活や産業・経済活動を支えるとともに、緊急時の重要な避難路となる道路の整備が進み、災害に強い輸送ネットワークが構築されている。

#### 現 状

- 大島については民営バスが、新島、神津島、三宅島及び八丈島については町村営バスが島内の各所及び集落を結んでいる。また、大島では定期観光バスが運行されている。
- タクシーやレンタカーについては、一部の島を除いて営業されている。
- 都道は、集落と港や空港などの主要施設とを結ぶ重要な幹線道路として整備されている。また、町村道は、住民の身近な生活道路として整備されている。

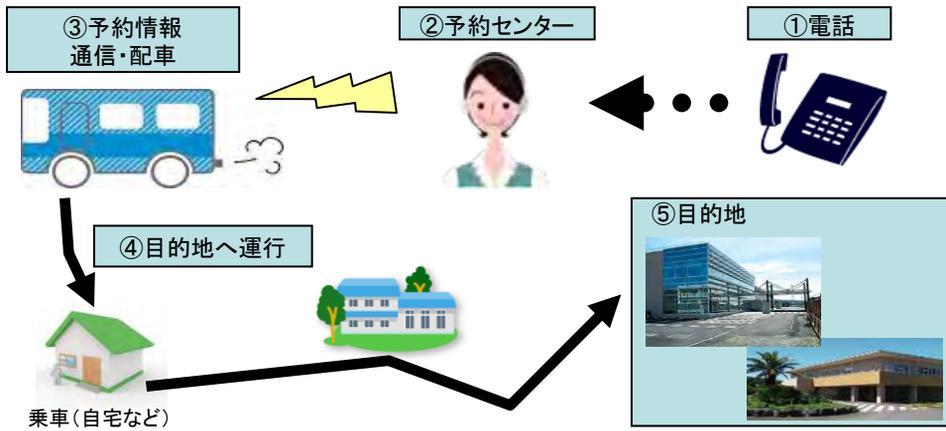
#### 課 題

- 高齢者や生徒・児童及び観光客の移動手段として、島内バスは欠かせないが、利用者の減少等により運営状況が悪化している。
- 集落内や地形が急しゅんな地域等で、幅員が狭あいで車のすれ違いが困難な箇所がある。また、災害等により都道が分断されると、集落から避難港等へのアクセスが確保できなくなるおそれがある。

## 実現に向けた取組

- 島内バスについては、観光客や住民のニーズを分析し、サービスの向上と利用者の拡大を図るとともに、デマンドバス(注1)の導入等により経費削減を進め、経営状況を改善していく。
- 道路の拡幅・線形改良、代替路の整備を行うとともに、道路斜面の安全対策等を推進し、島民生活の安定や、安全・安心の確保及び産業・経済活動を支える。
- 各島の特色を生かし、道路沿いの植樹、植栽などを行うことにより、観光イメージのアップに努めていく。

【デマンドバスのイメージ図】



【代替道路の整備事例(神津島)】

- 災害発生時の重要な避難路となる都道が寸断された場合に、集落と港湾施設等とを結ぶ既存ルートに加え、代替ルートの整備を行っている。



【都市計画道路の整備事例(八丈島)】

- 島の玄関口である空港や港を結び、島の産業、観光の発展に寄与するとともに、災害時の避難路としての機能が期待されている。また、ピロウヤシ並木の植栽などシンボルロードとしての空間が創出されている。(平成23年度完了)



(注1)デマンドバス：利用者の呼出し等に対応して運行する形態のバス



- 携帯電話
  - ・ 町村役場周辺等を中心に、通話可能となっている。
- 地上デジタル放送
  - ・ 8町村・9島すべてにおいて地上デジタル放送番組の視聴が可能であるが、衛星放送による難視対策（国による暫定的難視聴対策事業）により視聴可能となっている地区が残存している。

## 課 題

- 超高速ブロードバンド基盤未整備地域
  - ・ 基盤未整備の自治体における課題  
利用者増加にともない通信速度が低下し、動画閲覧や遠隔医療・通信教育等のサービスが十分に実現されていない。
  - ・ 基盤整備実施における課題  
基盤未整備の地域は人口規模が小さく、採算面等から民間事業者による基盤整備が進んでいない。また、村が主体となって基盤整備を行う場合においては、新規整備のみならず維持管理にかかる後年度負担が大きい。
- 携帯電話不感エリア
  - ・ 地理的な条件や事業採算上の問題により、集落から離れた海岸線や山間部に不感エリアが存在している。
- 地上デジタル放送難視地区
  - ・ 地形的要因等により、地上デジタル放送の受信が困難な地域に対しては、国による暫定的難視聴対策事業が実施されているが、同事業が終了する平成26年度末までに恒久的な受信対策を完了する必要がある。

## 実現に向けた取組

- インターネット等の利用環境の改善
  - ・ 超高速ブロードバンド環境未整備の村、都及び通信事業者等の関係機関で検討組織を設置し、インターネット等の利用環境改善に向けた具体的な方策を検討する。
  - ・ 超高速ブロードバンド環境整備にあたっては、国の各種助成措置の活用を基本とする。
- 携帯電話不感エリアの解消
  - ・ 民間事業者への積極的な働きかけ等により、携帯電話不感エリアの解消を進める。
- 地上デジタル放送難視地区の解消
  - ・ 共聴施設整備に係る支援等、国のデジタル難視恒久対策を活用し、平成26年度末までの確実な難視地区の解消を推進する。

## 4 環境 - (1) 自然環境保全

### 10年後の姿

- 伊豆諸島独自の貴重な自然環境が保全され、その魅力が島の内外に広く浸透し、来島者が増加している。
- 島固有の景観や、生態系の保全が図られているとともに、来島者が身近に自然を体験できるように自然公園等が整備され、利用者の満足度が高まっている。
- 伊豆諸島の希少な動植物の保護が進み、貴重な生態系が守られている。

### 現 状

- 青ヶ島を除き富士箱根伊豆国立公園に指定されており、各島のほぼ全域が自然公園法上の特別地域に指定されている。また、島全体の面積に占める森林・原野の割合は約86%と高くなっている。
- 伊豆諸島は、温帯から亜熱帯に属し、その気候や地形等の自然条件によりツバキ、タブノキ、スダジイなど多種からなる広葉樹林が広がっている。また、ツバキやヒサカキの森林は、地域固有の林産物生産の場としての役割を果たすとともに、島特有の景観を形づくる重要な観光資源となっている。
- カンムリウミスズメ、アカコッコ、ミクラミヤマクワガタ、エビネラン等、国の天然記念物などの希少な動植物の宝庫である。

### 課 題

- 自然保護の意識の高まりにより、これまで以上に自然環境の保全と開発のバランスの確保が求められている。
- 希少な動植物が密猟者の乱獲により減少し、深刻な影響を受けている。

- 野生化したシカやヤギなどの外来種が、島固有の生態系に悪影響を及ぼしている。
- 海流等により海岸にごみが漂着し、海岸環境を悪化させている。

## 実現に向けた取組

- 大学やNPOなど多様な主体と連携し、公共工事と自然環境のバランスを確保していくとともに、景観や生物多様性の保全に努めていく。
- 厳しい気象条件や自然災害から島の自然環境を保全していく。
- ボランティアと連携した密猟者への監視体制の強化や、都立動植物園を活用した増殖により希少動植物の保護に努めていく。また、野生化した移入種の駆除を進めていく。
- 海岸漂着物対策の地域計画を策定した上で、海岸管理者が地元住民等と連携し、相互協力できる役割分担の下、海岸漂着ごみの適正な処理を実施していく。
- 伊豆諸島の貴重な自然の魅力を広くPRし、島の価値の普及に努めていくとともに、自然保護と観光利用の両立を図ったエコツーリズムの推進により、来島者の増加に取り組んでいく。

## 先進事例

### 【神津島村自然保護条例（平成19年3月制定）】

- 野生動植物の保護を推進することで、島民や来島者が神津島の豊かな自然の恵みを楽しみ、快適な島民生活を確保することを目的に制定された。保護対象に指定された動植物は、いずれも生息場所又は生育場所が消滅しつつある種である。
- 保護対象となる動物  
ムラサキオカヤドカリ、オカヤドカリ、ネブトクワガタ、マダラクワガタ ほか
- 保護対象となる植物  
ウエマツソウ、ウスキムヨウラン、オオバヨウラクラン、サクノキ、ヒメノヤガラ ほか



オカヤドカリ



オオバヨウラクラン

## 4 環境 － (2)再生可能エネルギー活用

### 10年後の姿

- 地熱エネルギーや海洋エネルギーなど、島しょ地域の特性を活かした再生可能エネルギーの導入が進んでいる。
- 再生可能エネルギーの活用等により「エネルギーの地産地消」が進み、本土から輸送される燃料への依存度が低減されるなど、エネルギーの自立化・多元化が進んでいる。

### 現 状

- 大島、利島、新島、式根島、神津島、三宅島及び青ヶ島については内燃力発電により電力が確保されている。
- 御蔵島については、内燃力発電（92%）と水力発電（8%）とにより電力が確保されている。
- 八丈島については、内燃力発電（75%）と2,000kWの地熱発電（25%）とが稼働している。また、地熱発電の余熱を農業分野に活用している。
- 一部の町村については、風力発電や太陽光発電による電力を利用した電気自動車活用の取組や、温泉熱を施設の空調等に利用する取組が行われている。

### 課 題

- 本土が災害により被災した場合、内燃力発電に依存している町村においては、島への燃料供給が停止し、長期間停電することが懸念されている。
- 再生可能エネルギー導入に向けての地元関係者間の合意形成が必要不可欠となっており、その取組が求められている。

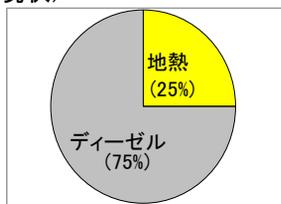
## 実現に向けた取組

- 再生可能エネルギー活用に向け、地元関係者間での合意形成を図る体制を作り、活用できる再生可能エネルギーを調査するとともに、導入に向けた具体的な検討を進めることにより、内燃力発電に過度に依存しないエネルギー供給体制を構築する。
- 地熱・風力・太陽光発電等、島の自然環境に適合したエネルギー対策に取り組んでいく。
- 波力発電等の海洋エネルギーについて実証実験の場を提供し、導入についての検討を進めていく。
- 再生可能エネルギーの積極的活用や、島の特性を生かした、自立・分散型エネルギーシステムの導入等による「エネルギーの地産地消」を推進することにより、地球環境負荷の低減や、災害時の電力確保及び観光資源としての有効活用等を図っていく。

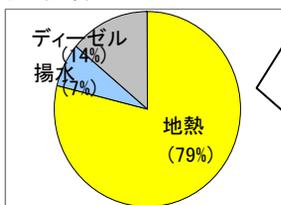
### 【地熱発電の拡大に向けての検討（八丈島）】

- 地熱発電等の再生可能エネルギーの利用を大幅に拡大し、島内でのエネルギー自給率を高め、全国的なモデルの創出になることを目指していく。
  - ・ 地熱発電の規模を、現在の3倍（2,000kWから6,000kW程度へ）に拡大
  - ・ 揚水力発電（1,200kW）を導入
  - ・ 再エネ利用率が大幅に拡大（試算：25%から86%へ）
- 地元の観光振興や余熱の農業利用の拡大など、事業を通じて利益還元が図られる方策を検討していく。

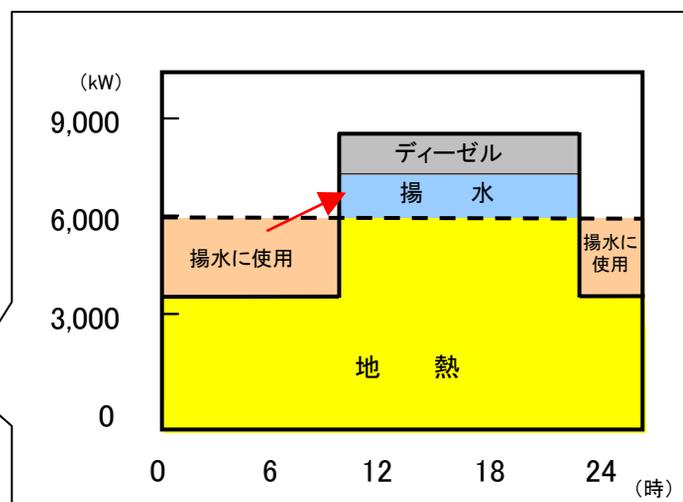
(現状)



(将来試算)



(電力供給イメージ)



## 5 生活 - (1)生活環境整備

### 10年後の姿

- 水道施設の更新や耐震化等を行い、水の安全で安定的な供給体制が推進されている。
- 各島の実情に応じた汚水処理の整備が進んでおり、水洗化率が向上している。
- 老朽化したごみ焼却場等の更新及び新規整備が進んでいる。
- ごみ分別の徹底により、リサイクル資源の活用とごみの減量化が進み、処分場の延命化が図られている。

### 現 状

- 伊豆諸島の水道普及率は、平成24年3月31日現在で99.6%となっている。
- 新島では下水処理施設と漁業集落排水施設、神津島では農業集落排水施設、その他の島では合併浄化槽や単独浄化槽が整備されており、水洗化率は全体で61.4%（平成21年度）となっている。
- ごみ処理については、各町村がごみの収集・運搬、可燃物の焼却、不燃物の埋立を行っている。また、焼却灰の処理については、広域的に処理することとしており、大島と八丈島に管理型最終処分場が整備されている。
- リサイクル対策は、各町村の実情に応じて分別・リサイクルを進めている。

### 課 題

- 浄水場・配水池及び管路については老朽化が著しく、耐震性能が不足している。また、耐塩素性病原生物等への対策が十分でない。
- 環境への負荷が高い単独浄化槽から合併浄化槽への転換を進めているが、費用負担を伴うため、住民理解を得ることが難しい。

- ごみ処理施設の老朽化が進み、維持費用が高額となっている。
- リサイクルを実施するためには本土まで海上輸送する必要があり、リサイクルコストが高くなっている。

## 実現に向けた取組

- 水の安定供給を図るため、老朽化した浄水場・配水池及び管路の更新を計画的に行い、耐震化を進めるとともに、耐塩素性病原生物等への対策として、高度浄水施設の整備を行っていく。
- 各島の実情に応じた合併浄化槽及び下水道の整備を進めるとともに、島内で発生する汚泥については、焼却処理を行うほか、汚泥再生処理センターにおいて堆肥化を行うなど、島内循環を目指していく。
- ごみ処理施設の老朽化に伴う施設の更新・整備を順次進めていく。また、大島及び八丈島に整備された管理型最終処分場において、各町村から発生する焼却灰について適正に処理していく。
- リサイクル対策を推進し、有価物の分別を徹底するなど、地域の実情に応じた資源回収率の向上に努めていく。

## 先進事例

### 【一般廃棄物管理型最終処分場】

- 島しょ地域（小笠原を除く。）の焼却残渣及び不燃ごみを適正に最終処分するため、東京都島嶼町村一部事務組合により、一般廃棄物の最終処分場を大島及び八丈島に整備するとともに、管理を行っている。



一般廃棄物管理型最終処分場（大島）

### 【汚泥再生処理センター】

- し尿や浄化槽汚泥を適正処理するとともに、処理に伴い発生する汚泥等を生ごみと合わせ、有機質資源として再生し、堆肥化している。平成23年に三宅島、平成24年に八丈島において整備されている。



汚泥再生処理センター（八丈島）

## 5 生活 － (2)住宅対策

### 10年後の姿

- 地域の創意工夫により、新たな住宅が整備され、定住促進が進んでいる。
- 高齢者にも住みやすいバリアフリー住宅の整備等により、ニーズの変化に対応した住宅が供給されている。
- 住民の理解と協力を得ながら、空き地・空き家等が有効に活用されている。
- 住宅の耐震化への取組が図られている。

### 現 状

- 定住促進に必要な住宅が、市場に流通しておらず、町村営住宅が一定の役割を担っている。
- 伊豆諸島の公営住宅数は、平成24年3月31日現在で1,136戸となっている。
- 民間住宅においては、所有者不在で放置された空き家が発生している。

### 課 題

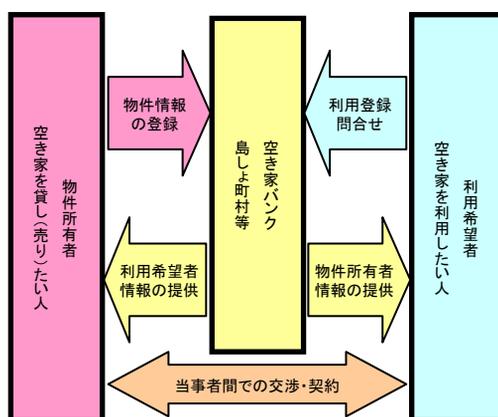
- 高齢者向けやUJIターン者向け住宅が求められている中で、新たに住宅を建設する用地が不足している。
- 中所得者層向けの住宅が不足している。
- 民間の不動産取引が少なく、宅地や住宅の流動性が乏しいため、空き家や空き地の有効活用が図られていない。

- 東日本大震災により耐震への備えが求められる中で、耐震性への対策が図られていない住宅等がある。
- 住宅のバリアフリー化への意識が乏しく取組が進んでいない。

## 実現に向けた取組

- 地域の創意工夫により、中長期的な視点に立った地権者との積極的な交渉を行うなど、賃貸借を含めた町村営住宅等の用地確保を推進していく。
- 地域の創意工夫のもと、町村営住宅の建設も含め、島ごとの特性に応じた住宅供給を推進していくとともに、「空き家バンク」導入の検討等により不動産取引の流動化を図り、需要と供給のミスマッチを解消していく。
- 地震被害の軽減を図るため、耐震基準を満たしていない住宅等については、耐震診断・耐震改修を促していく。
- 各種補助制度の活用によるバリアフリー改修について、普及啓発を進めていく。

【空き家バンクのイメージ図】



町村営住宅の整備（大島町）

## 5 生活 － (3)医療・保健対策

### 10年後の姿

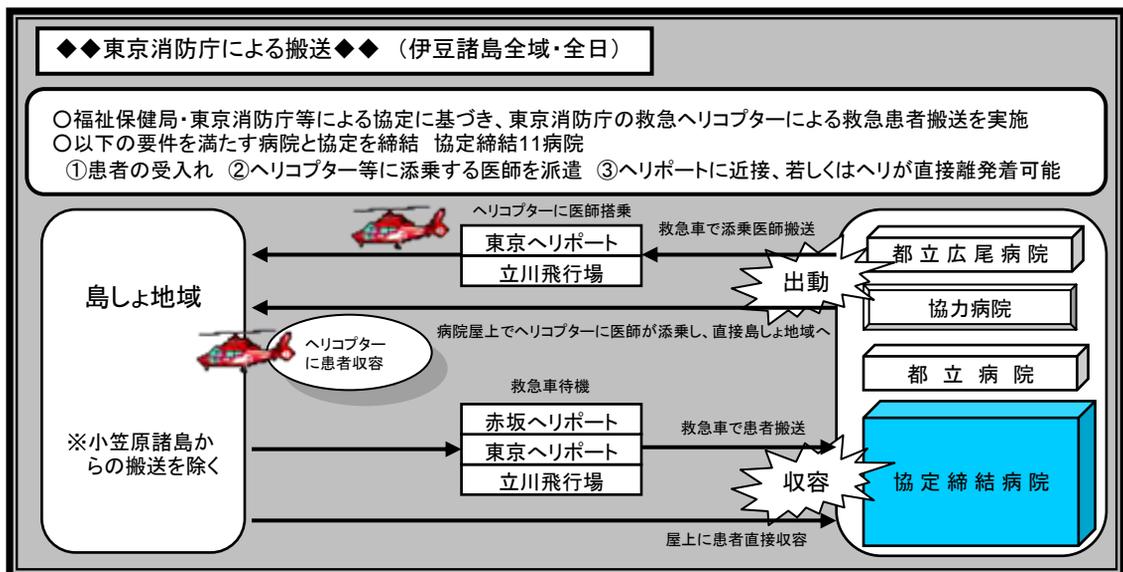
- 医療従事者確保の支援体制が整備され、医師や看護師等の医療従事者が安定的に確保されている。
- 眼科や耳鼻咽喉科等の専門医療日数・回数が増加されるなど、診療体制が強化されている。
- 島の医療機関において対応が困難な救急患者の搬送体制が強化され、一層円滑に搬送が行われている。
- 画像電送システム等の遠隔医療の活用が進み、診療水準が一層向上している。
- 島外での妊婦健康診査や出産、高度専門医療における島民負担が一層軽減されている。
- 健康診査等の受診機会の拡大を図り、生活習慣病の早期発見・早期治療に寄与している。また、十分な保健指導も行われている。

### 現 状

- 医療従事者
  - ・ 医師については各町村に一人以上確保されており、無医町村は解消している。
  - ・ 平成22年の人口10万人当たりの医師数は、伊豆諸島全域で111.9人となっており、東京都全域の303.7人に比べて少なく、また人口10万人当たりの看護師数（准看護師も含む。）は551.4人であり、都全域の781.6人に比べて少ない。
- 医療体制
  - 八丈町に町立病院、大島町には公設民営の大島医療センター、その他の町村では、村立診療所が設置・運営されている。
  - ・ 専門医療対策  
眼科、耳鼻咽喉科などの専門医療については、本土の専門医による診療や巡回診療が行われている。
  - ・ 救急搬送  
島の医療機関で対応できない救急患者が発生した場合には、医療機器を装備した東京消防庁のヘリコプターに医師が搭乗する東京型ドクターヘリや海上自衛隊のヘリコプター等で、広尾病院を中心とした高度医療機関に、24時間365日搬送する体制が整備されている。

- 診療支援
  - 勤務医師不在時の代診医の派遣  
島に勤務する医師が研修や休暇等で一時的に不在となる場合には、代診の医師が派遣されている。これにより、医師の自己研さんやリフレッシュの機会を十分に確保し、長期にわたるへき地勤務が可能となる環境が整備されている。
  - 画像電送システム  
医療機関と広尾病院間を結んでいる画像電送システムを活用して、診療支援が行われている。
- 妊婦健康診査、出産支援及び高度専門医療
  - 島外医療機関に通院及び入院する際の負担軽減が町村ごとに実情に応じて行われている。
- 健康診査・保健指導等
  - 健康増進法に基づく健康診査の対象年齢を引き下げ、また、本土から検診班を招へいするなど、受診機会の確保に努めている。

【島しょ救急患者搬送（東京型ドクターヘリ）】



※ ヘリコプターは、主に立川飛行場から出動し、東京ヘリポート又は受入病院屋上で医師が添乗し、島しょ地域へ向かう。



## 課 題

- 医療従事者
  - ・ 医療従事者交代要員の確保が難しく、医師等医療従事者一人当たりの負担が大きい一方で、本土と比べて勤務環境が十分整っていないため、依然として、医療従事者の確保は厳しい状況となっている。
- 医療体制
  - ・ 地理的条件や人口規模が小さいこと等から、専門医療の確保が困難であり、眼科や耳鼻咽喉科等の受診機会が限られているほか、人工透析医療等の提供が一部の島に限られている。
  - ・ 増加傾向にある本土への搬送件数に対して、東京型ドクターヘリ協力病院の利用実績が少ない。
- 診療支援
  - ・ 超高速ブロードバンドが整備されていない島においては、画像電送システムの活用が制限されている。
- 妊婦健康診査、出産支援及び高度専門医療
  - ・ 島外での妊婦健康診査、出産及び高度専門医療については、町村ごとに島民負担に差が生じている。
- 健康診査・保健指導等
  - ・ 健康診査やがん検診の機器がないなど、健康増進法に基づく健康診査・保健指導等の実施体制が不十分であり、受診機会に恵まれていない。

## 実現に向けた取組

- 医療従事者等の確保・定着支援
  - ・ へき地勤務医師等確保事業、東京都地域医療支援ドクター事業及び東京都へき地医療支援機構無料職業紹介事業等の制度により、医療従事者を確保していく。
  - ・ 医療従事者等定着支援のための研修や各種イベントへの参加によるへき地保健医療に関する普及・啓発等を行っていく。
- 医療体制の強化
  - ・ へき地専門医療確保事業等により、専門医療の充実を図るなど、医療提供体制を強化していく。
  - ・ 増加傾向にある救急患者搬送を円滑に行うため、島しょ救急搬送マニュアルの改定を行い、東京型ドクターヘリ協力病院の一層効果的な活用を行っていく。

- 診療支援
  - ・ 島しょ基幹病院である広尾病院において、遠隔診療の実施を検討していく。
  - ・ 画像電送システムについて、診療水準の一層の向上を視野に入れた改善を検討していく。
- 妊婦健康診査、出産支援及び高度専門医療
  - ・ 島外における妊婦健康診査、出産支援及び高度専門医療について、島民負担の一層の軽減を図っていく。
- 健康診査・保健指導等
  - ・ 島しょ保健所が実施している町村保健師の確保・定着支援の強化により切れ目のない保健活動の継続を図っていく。
  - ・ 検診の受診率向上に向けた情報提供を行うとともに、保健師巡回指導や各種予防教室等を実施し、島民の健康を増進する体制を構築していく。
  - ・ 健康増進法に基づく健康診査の対象年齢の引下げや、本土からの検診班の招へいへの支援により、受診機会の確保を図っていく。

## 先進事例

【島外の医療機関への通院にかかる交通費等に対する補助】

- 各町村において、島外で妊婦健康診査の受診や分娩、高度医療機関による診察等をせざるを得ない場合に、対象妊婦及び患者の経済的負担を軽減するため、地域の実情に応じて、交通費等の一部を助成している。



交通費等の一部を助成



<本土の病院>

心筋梗塞  
狭心症  
心不全



<島内>

## 5 生活 － (4)福祉・介護サービス対策

### 10年後の姿

- 見守りネットワークの構築をはじめ、医療や介護、すまい等の高齢者への総合的なサービス提供が実施されている。
- 安定した介護保険サービスが提供されている。
- 子育て支援サービスを充実するとともに、相談支援体制を強化し、子供と子育て家庭を地域全体で支える体制が確立されている。
- 障害者が地域で安心して暮らし、当たり前に取り組むことができる社会が実現している。

### 現 状

- 高齢者福祉
  - ・ 約32%が65歳以上の高齢者となっており、都全域の約20%に比べて高齢者比率がかなり高く、この割合は今後も増加していくものと予想される。
  - ・ 利島村、御蔵島村及び青ヶ島村を除く各町村においては、特別養護老人ホームが整備されており、さらに、八丈町には養護老人ホーム、利島村と新島村には老人福祉センターが整備されている。
- 児童福祉
  - ・ 保育サービスの量的な整備は進んでおり、待機児童はほぼ発生していない。
  - ・ 子供家庭支援センターは、大島町、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村及び八丈町で設置されている。
- 障害者福祉
  - ・ 居宅介護や生活介護等の事業所については、大島町、新島村及び八丈町に整備されており、就労継続支援や共同生活介護（グループホーム）等の事業所については、大島町と八丈町に整備されている。



特別養護老人ホームあじさいの里（三宅村）

## 課 題

- 高齢者福祉
  - ・ 効率性や採算性の問題から、本土に比べて介護サービス事業者の参入が進みにくい。また、高齢化率は本土と比べて高くなっており、当該地域の特性に配慮した取組を進めていく必要がある。
  - ・ 特別養護老人ホームをはじめとした介護サービス基盤については、今後の高齢化の進展を踏まえ、更に整備を進めていく必要がある。
  - ・ 介護人材が慢性的に不足し、サービスの提供が限定されている。
- 児童福祉
  - ・ 一時預かりや子育てひろば等、家庭で子育てをしている世帯向けサービスの提供が一部の町村にとどまっている。
- 障害者福祉
  - ・ 提供されているサービスが限定されており、障害者の地域生活基盤の更なる整備が必要となっている。

## 実現に向けた取組

- 高齢者福祉
  - ・ 地域包括ケア（介護・医療・福祉の一体的提供）の推進への取組を強化する。
  - ・ 特別養護老人ホーム等をはじめ、必要な介護サービス基盤の整備を促進し、当該地域の特性に応じた施策の展開を支援していく。
  - ・ 介護人材の資質向上や確保を図るため、地域のニーズに合わせた研修等の取組を支援していく。
- 児童福祉
  - ・ 乳児保育、障害児保育などの保育内容の拡充に向けた取組や、一時預りなど多様なサービスの充実を図る取組を支援していく。
  - ・ 子供家庭支援センターの設置と機能強化により、相談支援の拡充等を図る取組を支援していく。また、福祉、医療、教育分野等の地域の関係機関による協議会の設置を行い、子供を守る地域ネットワークづくりを進め、支援体制を整備する取組を支援していく。
- 障害者福祉
  - ・ 障害者が地域で安心して暮らせる社会を実現するため、地域居住の場や日中活動の場等の地域生活基盤整備を促進していく。
  - ・ 地域生活を支える相談支援や関係機関によるネットワークの構築等を支援していく。

## 5 生活 － (5)教育振興

### 10年後の姿

- 基礎学力の定着が図られているとともに、将来の島の振興を担う人材が育成されている。
- 校舎等の教育施設の整備が進み、小・中学校が良好な状態に保たれている。
- 教職員住宅の新築、改築及び改修が進み、教職員の職務環境が整備されている。
- 高等学校のない島からの通学等に対する国の支援事業により、島民負担が軽減している。
- 高等学校において、離島の教育環境に配慮された教職員の配置がなされている。
- 社会教育事業の充実が図られ、離島の生涯学習の推進に一層寄与している。

### 現 状

- 学校教育
  - ・ 小・中学校は全島に設置されており、校舎をはじめ体育館、プール、屋外運動場等の学校施設は整備されている。
  - ・ 高等学校は、新島、神津島、三宅島及び八丈島の各島に1校ずつ、大島には2校設置されている。このうち、大島には、大島海洋国際高等学校が設置されており、寄宿舎や実習船を活用した特色ある教育が行われている。
  - ・ 平成24年度の児童・生徒数は1,726人であり、平成15年度と比較すると、小学校で113人（約8.8%）、中学校で164人（約23%）減少している。
  - ・ 教職員住宅は、9島に51住宅628戸設置されている。
  - ・ 一部の地域では、島外進学者に対する町村の奨学金等の支援策による保護者負担の軽減が図られている。
  - ・ 高等学校の教職員定数については、特殊事情に鑑み、必要に応じて加配等の措置が講じられている。
- 社会教育
  - ・ 都立学校公開講座、体育施設や図書館等の施設開放及び放課後子供教室事業が実施されており、島民の社会教育の充実が図られている。

## 課 題

- 老朽化した校舎等学校施設や社会教育施設があり、対応が必要となっている。
- 老朽化した教職員住宅が多く、計画的な改修が必要となっている。また、一部の地域で島内自家所有者の大量退職が予想され、教職員住宅の供給不足が懸念される。

## 実現に向けた取組

- 学校教育
  - ・ ICT機器を活用し、情報の収集・発信、学力の向上を図るとともに、島の特性を生かし、保育園・小学校・中学校・高等学校が連携した教育の推進を図り、それぞれの発達段階に応じた資質と能力を伸ばしていく。
  - ・ 将来の島の振興を担う人材を育成するため、自然や農業・漁業等の地域資源を活用した体験的な学習の充実を図るとともに、伝統・文化に触れる機会を授業に設けるなど、歴史・文化を未来に伝承する体制を構築していく。
  - ・ 老朽化した小・中学校校舎や体育館等の改築・改修を適宜行い、教育環境を整備していく。
  - ・ 劣化度診断や他の職員住宅の入居状況等を総合的に勘案し、教職員住宅の新築、改築、改修を行っていく。
  - ・ 国の補助事業等の活用を検討し、高等学校のない島からの通学に対する支援を実施するなど、子供の就学機会の確保を図っていく。
- 社会教育
  - ・ 各島のニーズに応じた生涯学習活動の場の提供や公開講座の内容充実、学校施設の開放などを更に進め、島民の学習・文化・スポーツ活動の振興を図っていく。また、放課後の子供たちの安全な活動場所を確保するとともに、様々な活動や地域の人々との交流機会を提供する。

## 先進事例

### 【大島海洋国際高等学校】

- 豊かな海洋資源を生かすために大島に設置され、実習船による国際海洋教育が行われている。
- 平成24年度は193名の生徒が島外から来ており、地域伝統芸能である御神火太鼓の学習が行われるなど、島民との地域交流が図られ、地域の活性化にも寄与している。



国際航海船 大島丸

## 5 生活 － (6)文化・スポーツ振興

### 10年後の姿

- 島の自然、歴史及び風土に根ざした文化・芸術を、次世代に継承し発展させているとともに、多様な文化活動等に触れる機会が拡充されている。
- 他の地域と文化やスポーツを通じた交流が図られ、文化及びスポーツの振興に寄与している。
- 島独自の文化・芸術の観光資源化やスポーツイベント及び合宿の誘致が推進され、来島者の増加に寄与している。

### 現 状

- 文化
  - ・ 各地域の郷土芸能の支援を行い、古くから受け継がれてきた島の伝統文化の保護・育成が図られている。
  - ・ 文化活動の拠点となる博物館や郷土資料館等が、9館設置されている。
  - ・ 貴重な文化資源として、国及び都指定の文化財は平成24年4月現在137に及んでいる。
- スポーツ
  - ・ スポーツ振興を目的とした、都民体育大会島しょ大会や島しょ地区地域スポーツクラブ交流会が行われている。
  - ・ 全国離島交流中学生野球大会や愛らんどリーグフットサル大会といった、離島間の交流を促進する広域的なイベントが実施されている。
  - ・ 専門的なスポーツ施設の整備が図られ、指導者の育成や各種スポーツ大会が開催されている。



## 課 題

- 文化
  - ・ 島の伝統文化を継承する人材が不足している。
  - ・ 島固有の文化を来島者等に紹介できる専門的な人材が不足している。
  - ・ 離島という地理的な条件から、芸術文化に直接触れる機会が少ない。
- スポーツ
  - ・ 整備したスポーツ施設を活用した合宿やイベントの誘致が不十分である。
  - ・ 島で開催されているスポーツイベント等の認知度が低い。

## 実現に向けた取組

- 文化
  - ・ 文化を未来に継承するための組織づくりを推進するとともに、教育機関との連携を図り、授業の一環に取り込むなど、世代を超えて、島ことば等の伝統文化に触れる機会を創出する。
  - ・ 文化財の保存に取り組むとともに、島外への情報発信を行い、観光資源として多角的に活用していく。
  - ・ 音楽、児童演劇、寄席等を鑑賞する機会を提供し、島しょ地域の芸術文化の振興を図っていく。
- スポーツ
  - ・ 島ならではの施設と資源を生かしたスポーツイベントを開催するなど、スポーツ交流を観光誘致として位置付け、多角的な活用を推進する。
  - ・ 島内のスポーツ大会等に参加する本土からの参加者を増やすため、島外への情報発信を積極的に行っていく。
  - ・ 「スポーツ祭東京2013」の開催を契機に、スポーツに親しむ機運の醸成を図るとともに、整備された施設や競技団体とのつながりを生かして、地域スポーツへの参加喚起やスポーツを通じた交流を持続的に行っていく。

## 先進事例

### 【三宅島レディース・ラン】

- 概要

三宅島で平成23年から始まった、女性限定のマラソン大会。  
温泉入場券が付いていたり、翌日に様々なオプションツアーが用意されていたりと「盛りだくさん」の企画により、参加者に好評を博している。
- 平成24年参加者 170名



## 6 振興を進める体制 － (1)人材確保・育成

### 10年後の姿

- 島外から多様な人材が流入・移住し、地域に定着することにより、農業・漁業・観光業・加工業等の多様な分野で担い手が確保され、島の振興に貢献している。
- 島外からの人材が、これまでにはない発想を生かして島づくりに取り組んでいるとともに、島内の産業振興・活性化をリードできる新たな人材が育成され、多様な主体が一体となった地域振興が進められている。

### 現 状

- 行政機関職員や医療等の専門職などの業種については、本土を中心に、定住を前提とした人材の募集を行っている。
- 都と三宅村及び公益財団法人東京都歴史文化財団等による「三宅島大学」や、公益財団法人日本離島センターによる「島づくり人材養成大学」等の先進的な実績はあるものの、これまでの取組の多くは各主体の自主性に任されている。

### 課 題

- 各産業において後継者不足が深刻化しているものの、行政機関職員等を除き、本土における担い手（定住者）の募集活動は必ずしも活発ではない。
- Iターン者については、短期間で離職し、島外へ去ってしまうケースも多い。
- 島への移住を希望する人に対する雇用・住宅・生活環境等の情報提供や、移住してきた人に対する生活支援の仕組みなど、UJIターン者等を受入れる体制づくりや島民意識の醸成等が不十分である。
- 島づくりをリードする人材の確保・育成について、組織的に実施する体制が十分に整っていない。

## 実現に向けた取組

- 就業しながら技術を習得できる研修ほ場の整備等により、雇用の場を確保した上で、各種イベントやホームページ・SNS等の活用により、島外からの人材を幅広く募集し、各産業を担う人材を確保していく。
- 移住者向けのワンストップ相談窓口の設置やポータルサイトの構築を検討し、移住希望者に対する情報提供体制を整備することなどにより、島外からの移住を促進していく。
- 移住者を歓迎する島民の意識づくりを進め、移住者が気軽に何でも相談できる場を整えるなど、地域ぐるみで移住者の生活支援を行っていくことにより、定住化を図っていく。
- 大学の研究グループ等との連携や、地域おこし協力隊制度<sup>(注1)</sup>等の活用により、島づくりに寄与する人材を島外から確保するとともに、公益財団法人東京都島しょ振興公社と連携し、島内において島づくりのリーダーを育成する仕組みを構築していく。

## 先進事例

### 【三宅島大学(東京文化発信プロジェクト)】

- 「三宅島大学」は、三宅島全体を「大学」に見立てて、さまざまな「学び」の場を提供し、人材の育成を図りながら、島の多様な地域資源を再発見、再構築しながら発信していくアートプロジェクトである。
- 大学の講座やリサーチ等のプログラムを通じて、島内外の人びとが出会い、島ならではの学びやコミュニケーションの拠点が形成され、島の地域振興を担う人材の育成に寄与している。



### 【島づくり人材養成大学】

- 公益財団法人日本離島センターにおいて、島づくりのリーダーを育成することを目的とし、開講している事業である。
- 毎年度、全国の離島から、役場職員・農漁業従事者・観光関係者など、様々な職種の若手が多く参加している。  
平成24年度参加実績25名
- コミュニティの活性化や産業振興の専門家を講師に迎え、地域づくりに取り組むノウハウ等についての短期集中型の研修を行っている。



(注1)地域おこし協力隊： 地方自治体が都市住民を受け入れ、地域おこし協力隊員として委嘱し、一定期間以上、農林漁業の応援や住民の生活支援等の地域協力活動に従事してもらいながら、当該地域への定住・定着を図っていく総務省の制度

## 6 振興を進める体制 － (2) 広域連携

### 10年後の姿

- 都、島しょ町村、東京都島嶼町村一部事務組合、公益財団法人東京都島しょ振興公社等の各種団体相互間において、これまでの枠にとられない広域的な連携を図ることにより、島の振興策の成果が拡大されている。
- 各島に共通する課題に対して、各支庁と町村とが連携し、広域的な取組を行うことにより、目に見える成果が上がっている。

### 現 状

- 東京都島嶼町村一部事務組合及び公益財団法人東京都島しょ振興公社が組織され、島嶼会館の運営や、一般廃棄物の管理型最終処分場の設置・運営、島しょ間交通網の整備及び産業振興など、島しょ地域全体を視野にいたった広域的取組が行われている。
- 東京島しょ農業協同組合や東京都漁業協同組合連合会、一般社団法人東京諸島観光連盟等により、各分野ごとに広域的な取組が行われている。
- 支庁が所管する都事業について、各支庁と管内町村等との情報交換・情報共有が行われ、広域的観点から事業が実施されている。

### 課 題

- 社会情勢の急速な変化や行政ニーズの多様化・高度化等、めまぐるしく変貌する環境に対応していくためには、これまで以上に広域連携、広域的取組を行うことが求められている。
- また、広域的取組が必要な課題について、各町村の認識に温度差があり、足並みをそろえた解決策を打ち出しにくい。
- 支庁が直接所管する事業以外の分野においては、各支庁と管内町村との連携が不十分な場合がある。

## 実現に向けた取組

- SNSを活用した観光や特産品のPR、離島特区制度等を活用した新たな商品開発など、新たな技術や制度に合わせた広域的事業の展開を検討するとともに、各団体間での分野の垣根を越えた連携を行い、事業の効果を向上していく。
- 不足している専門職の確保等の広域的取組が必要な課題について、都と町村とで共通認識を図る場を設け、具体的な解決策の検討を行っていく。
- 総合地方行政機関である支庁が、町村等との役割分担を明確にした上で、各島に共通する課題について積極的にコーディネートを行い、支庁と町村等とが一丸となって解決に取り組んでいく体制を強化していく。

### 【広域的取組の検討】

- 世界ジオパークへの取組  
伊豆諸島は、全体が富士火山帯にあり、日本ジオパークに認定されている大島以外にも、ジオ観光を実施している三宅島など、他の島にもジオサイトが豊富であることから、各島民への意識啓発を進めた上で、伊豆諸島が一体となった世界ジオパークの認定への取組を検討していく。
- 焼酎等の伊豆諸島ブランドの確立  
伊豆諸島の特産品である焼酎について、離島特区制度等を活用して酒税法の特例が認められた焼酎を開発し、伊豆諸島ブランドとして伊豆諸島全体で売り込むなど、より一層のブランド化を検討していく。

## 先進事例

### 【大島航路における冷蔵コンテナの共同整備】

- 本事業は、大島支庁が管内町村に対して積極的にコーディネートを行い、各町村と航路事業者とが共同で実施した広域的な事業である。
- 国の「離島流通効率化事業(注1)」を活用して、大島航路内の海上輸送に機械式冷蔵コンテナを導入した。これにより、低温管理が必要となる食品や農水産物の鮮度や安全性を確保する海上輸送環境が整備され、島民生活の向上及び産業振興が図られている。



(注1)離島流通効率化事業：海上輸送、保管、荷さばき、流通加工の過程で流通の効率化に効果のある機材の導入又は施設整備(改築等を含む)を支援する国土交通省の事業

## 第5章 島別基本計画

本章では、伊豆諸島の各町村が作成した離島振興計画（案）の「第2章・振興の基本方針と目標」を基本として、広域的基本方針や分野別計画では網羅しきれない各島の特徴ある振興の方向性や取組を示す。

# 1 大島基本計画 ～「プラス1の島づくり」～

## 10年後の目標

定住・交流人口を住民と町との協働で一步一步、一人二人と増やす「プラス1の取組」と環境・エネルギー、防災をはじめ全ての分野で「見える化」を進めることにより、「住み続けられる大島」が実現している。

- 農業・漁業については、経営の安定化が図られ、また、販売ルート開拓やブランド化によって、UJターンによる後継者が増加し、経済的にも安定し、定住が促進されている。
- 観光については、「日本ジオパーク<sup>(注1)</sup>」から「世界ジオパーク<sup>(注2)</sup>」への格上げや、「観光特派員制度」の普及、航路や航空路等の交通アクセスの改善等が図られ、外国人を含む観光来島客が増加している。
- 都道の改修、町道とのアクセス、災害時の町内避難交通網の整備が完了するとともに、津波タワーなどの避難施設、砂防えん堤や流路工等も整備され、津波、土砂、噴火災害等に対する安全性も向上している。
- 住民参加によるごみ資源循環型社会が構築され、心地よい生活環境が整備されている。
- 少子高齢化の進展に対し、きめ細かな子育て支援や施設及び在宅とも新たな保健・医療・介護サービスが増えるなど、福祉の島づくりが進んでいる。

## 島の現況・特色

### 【現況】

- 大島は、北緯34度44分、東経139度21分、東京から南南西109kmの太平洋上に位置し、伊豆諸島の中では最大の島で、東西に約9km、南北に約15km、周囲約52km、面積は91.06 km<sup>2</sup>となっている。
- 島のほぼ中央には、約10km<sup>2</sup>のカルデラ<sup>(注3)</sup>があり、この中に標高758mの三原山がそびえている。東側の一部は断崖地形であるが、西側は平地が多く、集落が点在している。



三原山

(注1)日本ジオパーク：日本ジオパーク委員会が認定する地球活動の遺産を見所とした自然の中の公園  
(注2)世界ジオパーク：ユネスコの支援により設立された世界ジオパークネットワークが認定するもの  
(注3)カルデラ：火山で見られる大型のくぼ地(火口原)

- 周辺海域には暖流の黒潮があり、良質な漁場となっている。
- 昭和61(1986)年11月三原山噴火時には、山腹割れ目噴火が発生し、全町民が島外避難するという事態が起きている。
- 本土との交通は、高速ジェット船の運航によって、東京から1時間45分、熱海から45分で結ばれている。また、航空機により、調布から1日3便、羽田から1日1便、ともに約30分で結ばれている。その他に大型貨客船の夜行便も運航しており、他島に比べ交通環境に恵まれている。
- 人口は平成24年1月1日現在で8,587人、世帯数は4,856世帯で、いずれも伊豆諸島最大であるが、長年減少が続いている。高齢化率も年々上昇しており、平成24年1月1日現在で31.8%となっている。
- 来島者数は減少傾向にあり、平成23年には昭和48(1973)年の離島ブーム以来初めて20万人を切ったが、平成24年は船舶196,454人、航空機13,717人、計210,171人となっている。

## 【特色】

- 大島は、古くから「三原山」「椿」「アンコ<sup>(注4)</sup>」で知られているとおり、その最大の特色は、日本一の椿の島であることと、伊豆諸島最大の火山として有名な三原山があることである。
- 毎年1月～3月にかけて「椿まつり」が開催され、多くの観光客が訪れるほか、「オータムフェア」「C級グルメ選手権」「カメラアマゾン大会」など多くのイベントが開催されている。
- ダイビングなどのマリンレジャーが年間を通じて楽しめる島でもある。
- 黒く固まった溶岩流や、大きな火口、溶岩が降り積もった黒い砂漠その他、生きている火山を体感できる景色（ジオサイト）にあふれ、「日本ジオパーク」に認定されている。



椿まつり



地層大切断面（ジオサイト）

(注4)アンコ：目上の女性に対する敬称で、お姉さんが訛ったものとされている

## 島の課題

- 1次産業従事者は、後継者不足から減少傾向にあり、農業では、主業農家・準主業農家<sup>(注5)</sup>の減少が著しく、生産高も減少している。また、漁業においても、漁業協同組合の正組合員数、漁獲金額ともに減少している。
- 観光においては、昭和48(1973)年の離島ブーム時に80万人を超えていた来島者数は、平成24(2012)年には21万人まで減少している。大型船から高速ジェット船に船舶が切り替わり高速化した一方、輸送力に限界が生じ、現状では30万人を超えることは厳しい状況である。  
また、高速ジェット船の導入に伴い日帰り観光が容易となったことにより、宿泊者の減少も加速している。
- 31.8%という高齢化率と少子化の進展があらゆる分野に影響を与え、後継者不足が深刻な事態に至っている。
- 人材育成が全ての産業で求められており、技術の伝承も必要となっている。
- 噴火、地震、津波等の予測できない自然災害に対して、①自主防災組織の充実、②噴火監視体制の強化と避難体制の確立、③地震・津波を想定した避難体制の確立、④治山・治水・砂防事業の促進、⑤溶岩流対策の促進等が求められている。
- 島内交通の主軸は、民間会社の定期路線バス及び観光バスに依存しているが、赤字経営が続いており、存亡の危機にひんしている。
- 生活基盤が徐々に整備されている中で、ごみ・し尿処理への対応が喫緊の課題となっている。焼却施設の老朽化、し尿の埋立処理を改め、新焼却施設と汚泥再生処理センターの建設を機に、住民参加による循環型社会の構築が必要である。

## 目標達成への道筋

- 離島振興の基本理念である「住み続けられる島」を目指し、定住促進を目標に掲げ、島を訪れる人が島民はもとより、自然、歴史、文化などと触れ合うことができる環境を整備する。
- UJIターン者を積極的に受け入れるために、就業に関する講習会や研修会を開催し、人材の確保・育成を行うとともに、空き家を有効活用した住宅の確保を行っていく。
- 自立的発展を促進するための「地域産業の6次化」、「販売ルート開拓」、「ブランド化」等、1次産業・2次産業・3次産業の相互の連携を図る。

(注5)主業農家：農業所得が主で、1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる農家  
準主業農家：農外所得が主で、1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる農家

- 「伊豆大島ジオパーク」を充実し、「世界ジオパーク」の認定を目指すとともに、「観光特派員」の普及を進める。また、島の良きものを残し活用しながら、新たな文化・伝統や島の魅力づくりを進め、観光を振興していく。  
さらに、SNSを活用した積極的な情報発信を検討するなど、あらゆる情報提供体制を利用し、観光宣伝を強化していく。
- 夜間においても瞬時に連絡体制が取れるような津波避難の抜本的対策の構築や、孤立しても数日間自立できる燃料や食糧の備蓄など、住民の安全確保に努める。また、計画的な砂防えん堤や流路工、海岸保全施設（護岸・離岸堤）の整備を促進していく。
- 交通の利便性や快適性を併せ持つ航路・航空路の充実を図るとともに、大型貨客船の通年運航や料金の低廉化の実現を目指し、来島客の平準化を図る。
- 民間会社が運行するバス路線について、住民の交通手段の利便性を考慮し、時代のニーズに合った小型バス運行の推進や交通空白地域への新規路線の確保、現状ダイヤの改善などを要請し、経営安定化の支援を行っていく。
- 再生可能エネルギーを活用し、ジオツーリズム、エコツーリズムで島の魅力をアピールし、環境と観光が融合した島づくりを目指していく。

## 先進事例

### 【「ジオパーク」を核とした観光への取組】

- 大島の随所で観察できる火山活動と、火山博物館、レベルの高いガイドが評価され平成22年10月に「日本ジオパーク」に認定された。
- 溶岩流のダイナミックな活動や砂漠から樹海までの自然を生育・観察できる島として、首都圏を中心に観光PRを強化している。
- 「日本ジオパーク」としての主な取組
  - ・ ネイチャーガイドを中心に有料ジオツアー実施（通算参加者数1,220名）
  - ・ ジオパーク展開催（平成23年度来場者3,357名）
  - ・ ガイド養成・レベルアップ講習実施（通算13回、延べ490名参加）
  - ・ 小中高校において火山・防災などについての校外学習・講演会等を実施



ジオツアー

### 【伊豆大島観光特派員制度】

- 島外にいる大島出身者、関係者、伊豆大島を慕うリピーターの方々に、観光特派員として登録してもらい、島内外皆の協力で幅広く人脈を広げ、観光客誘致の輪を日本全国へ、世界へと広がらせていくとする取組  
平成23年から事業を開始し、平成24年11月30日現在の登録者は4,595名
- 「懐かしの無声映画『波浮の港』」の上映、霧島ジオパーク交流ジオツアー実施など観光特派員が中心となり、島外から多くの参加者を誘致している。

## 2 利島基本計画 ～「地域資源型産業による島づくり」～

### 10年後の目標

地域資源を活用した農漁業振興と観光振興により、経済力が向上して住民生活が安定し、新規定住者などの若者の増加により少子化解消が進み、地域の活力が大きく向上している。

- 交通については、港湾整備が進み定期貨客船や高速ジェット船の就航率が向上し、住民生活における安心が確保されている。
- 小型船施設（漁船泊地）の静穏性が確保され、漁船の安全な係留が保持されている。
- ヘリポートが拡張整備され、ヘリ・通勤ターは、他の海路、空路と組み合わせられて多角的な交通ネットワーク化が図られ、本土や離島間の連絡がスムーズかつスピーディーになっている。
- 産業では、農業生産を行う法人組織（第3セクター）が、島外から世帯単位のUJターン者を受け入れるとともに、雇用の拡大の場として機能している。また、健康食素材のアシタバや島内消費用の野菜の生産を進めながら、樺の優良樹苗の生産から老廃樹木の除伐・発生材活用まで一貫した樺林の更新事業を実施することにより、樺油の生産拡大に多大な貢献をしている。
- 情報通信については、光ファイバーケーブルの整備等が行われ、住民生活や各分野で情報の超高速通信が広く活用されることにより、本土との格差是正が図られている。
- 固有の歴史・文化や豊かな自然の持つ癒しの効果の活用や、地元産の食材を使った食事の提供など利島型の観光が振興されている。

### 島の現況・特色

#### 【現況】

- 利島は、北緯34度32分、東経139度17分、東京から南へ直線距離で130kmの洋上に神奈備型の美しい姿を見せて浮かぶ、伊豆諸島の北側から2番目に位置する外海孤立小離島である。  
島の地質は玄武岩で構成されるが、外縁は永年にわたる侵食作用で30～300mに及ぶ海食崖<sup>(注1)</sup>が発達し、湾入部はなく、海岸は全て円礫の磯浜で形成されている。島の規模は、周囲7.7km、面積4.1km<sup>2</sup>で、島の中央には標高508mの宮塚山がそびえ、急しゅんな地形を造り出している。また、集落は、島の北側の比較的緩傾斜の沢地に集中している。

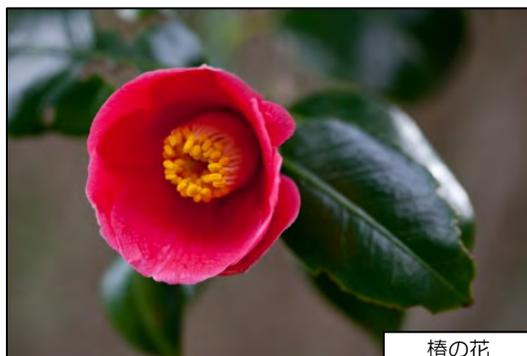
- 人口は、平成24年1月1日現在318人、世帯数は174戸、高齢化率21.7%となっており、ここ10年間については人口が年々増加している。

## 【特色】

- 利島の特色は、何と言っても島全体が油料用の椿の生産林で形成され、日本一の椿油の生産地であることが挙げられる。
- 円錐形をした島の傾斜地は全てひな壇状に造成され、農村の原風景といわれる棚田にも匹敵する魅力的な景観を呈し、約20万本ものヤブツバキの成木が植林・管理されている。その生産林面積は185haにも及び、全国に比類ないものである。
- 幼齢の椿林の林床には、健康食素材としてのアシタバや山菜として名高いシドケ、上布の原料となるカラムシ、世界最大のユリといわれるサクユリ等の植物が繁茂している。
- 周辺海域は、海底が岩礁から成ることから、伊勢海老、海藻類、サザエ等の磯根資源<sup>(注2)</sup>が豊かである。サザエの生育環境として好適地であるため、稚貝を放流するなど生産拡大への取組を進めており徐々に成果を上げている。
- 観光に寄与する自然景観としては、山頂を挟んで島の南から北東にかけてシイやタブなどの樹木で形成される原生照葉樹林が広がり、数多くの巨樹が存在している。また、島を象徴する宮塚山からの眺望は素晴らしく、伊豆半島、伊豆諸島の島々、日の出や日の入り等の魅力的なロケーションを提供している。
- 利島では、永年にわたる伝統的な玉石積み文化を継承・発展させており、集落内の石垣は全て玉石垣で積み上げられ、調和のとれた美しい景観を見ることができる。
- 島内に社寺、小祠が多く存在することも特徴のひとつであり、歴史的資料が数多く現存している。



玉石垣



椿の花

(注1)海食崖：波の侵食作用によってできた海岸の崖

(注2)磯根資源：テングサ、イセエビ、サザエ等の磯に生息する漁業資源

## 島の課題

- 港湾は未だ整備の途上であり、定期船（特に高速ジェット船）の安定的な就航が実現されていない。安定・確実に、船舶の就航を確保することのできる港湾の整備は、本島で暮らす住民にとって正に生活の基本であり、最重要の課題である。
- 港湾の附帯設備として整備されてきている小型船施設（漁船泊地）についても、漁船の安全な係留のためには、静穏度の確保が十分でない状況である。本島唯一の漁業振興を支える基礎的施設であり、静穏度の高い小型船施設を整備することが喫緊の課題である。
- 少子高齢化が大きな要因となって、後継者を輩出することが困難なことから、経済を支える農業は低迷し、主幹産業である椿産業も、将来に大きな不安を抱かざるを得ない状況である。
- 今日まで絶え間なく続いてきた個人の力による農業は、労働力負担の面で限界を迎えつつあり、農業振興を法人組織（第3セクター）が実施することにより、生産基盤の恒久的な安定性の堅持と生産の規模的拡大を図り、本島の自立性の向上に努めることが重要な課題である。

## 目標達成への道筋

- 島で生活する人々にとって、何にも増して大切なものは、暮らしにおける経済の安定性を確保することであり、自立発展への要は、産業の振興により経済的確かさをつくり上げることである。
- 自立発展への道筋のキーワードは、「食に通ずる産業の振興」である。  
「食に通ずる産業」とは、加工されて長い年月にわたって滞留することなく、比較的短い時間で消費される生産物を作り出す産業のことである。これにより、常に新たな生産をすることが求められ、衰退することがなく安定した産業として持続・発展させることができる。また、地域性に富み、希少性のある優れた資源であれば、その価値は益々高くなる。  
利島では、この視点を十分に踏まえた上で、地域にある資源を生かした「地域資源型産業」の振興に臨むものである。
- 地域資源型産業である農業の振興においては、特に法人組織（第3セクター）の組織的農業の取組によって生産の安定と向上を目指し、漁業の振興においては、資源管理型漁業の推進により自然の再生産能力に見合った生産を長期安定的に確保していくことにより、島の経済の安定・向上に努めていく。

- 観光においては、地域資源型産業が生み出すこれら生産物を、まずは宿泊業者等が利用者へのサービスの中で活用できるよう、体制づくりと意識啓発を進めて行く。

## 先進事例

### 【利島産椿ブランド確立の取組】

- 概要

現在、椿油の市況は好調であり、椿油の特性を科学的に認識し、高まる自然食品・自然化粧品への志向にあった商品を開発することや、利島産としてのブランド化、椿油を宣伝する対象を絞ることなど、販売向上のための様々な工夫が必要な状況となっている。



- 具体的取組

椿油の認知度は高いが年配者が使うイメージがある。そのため、デザインに工夫を凝らし「昔ながらの～」というイメージから脱却するため、パッケージのリニューアルを行った。

また、椿油にはオレイン酸が豊富に含まれているため、新たに食用椿油を製品化し、椿油の使い方を提案するレシピを付けるなど、新規顧客の掘り起こしを行っている。さらには、老廃椿樹の伐採木や間伐材を使った椿炭を製造し、総合的な椿樹活用を推進している。



### 3 新島・式根島基本計画 ～「ふるさと自慢ができる島づくり」～

#### 10年後の目標

生活する誰もが、健康で生きがいを持って人生をエンジョイする生活空間となり、「ふるさと自慢」ができる島になっている。

- 生活基盤では、支援事業により流通コストの低減が図られている。
- 交通基盤については、新島・式根島とも港湾整備が進められ、定期貨客船の就航率の向上が図られている。漁港は、港内の静穏化が図られ、漁船の安全が確保されている。マリーナは整備され、プレジャーボートの基地としての役割を果たしている。道路は、地震・津波対策用の緊急避難道路が整備され、住民や観光客の安全が図られている。
- 情報通信については、海底光ファイバーケーブルの整備等により、超高速ブロードバンドの利用が可能となり、遠隔画像診断による医療体制の充実、相互通信による教育の充実など、あらゆる分野で本土との格差是正が図られている。
- 防災計画の見直しがなされ、防災拠点、各地域における避難場所、避難路、備蓄倉庫が整備されるとともに、災害時の各拠点におけるライフラインが確保されている。また、大規模防災訓練を通じて、町会組織を中心とした避難誘導體制が確立されている。
- 定住化対策については、空き家を含めた住宅の整備が進められるとともに、UJIターンの受入れ体制が構築され、若年層の世帯が増加し、高齢化が抑制されている。また、島外との交流や定住者への支援が拡充し、農業・水産業・観光業などを担う後継者不足が解消され、「海に拓く島」という気概を持った若者が増えている。
- 農業及び水産業については、地元で生産された商品のブランド化や産業の6次化による商品開発が進められ、新たな雇用が生まれている。
- 観光については、様々な分野の観光ガイドが育成され、グリーンツーリズム<sup>(注1)</sup>などの滞在交流型観光、新島・式根島をセットで楽しめる新たな観光ツアーの開発により観光客が増加している。
- 豊かな自然を利用した太陽光発電・風力発電などのクリーンエネルギーの普及・拡大が図られ、環境にやさしい村づくりがなされている。

(注1)グリーンツーリズム：緑豊かな農山漁村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ、滞在型の余暇活動

## 島の現況・特色

### 【現況】

- 新島は、北緯34度22分、東経139度16分、東京から南へ約150kmの位置にあり、富士火山帯の北部でひょうたん形の孤立小離島である。中央に標高432mの宮塚山、南にはコーガ石が採掘できる向山があり、その中間には集落及び農地で形成されている平地が広がっている。集落は、島の中心の平坦地にある本村集落と、北側に新島山を背負う若郷集落がある。なお、中央にそびえる宮塚山は、東西ともに断崖絶壁となって海に落ち込む地形で、東側は伊豆諸島随一の7kmの白砂の海岸線が続いている。
- 式根島は、新島の南方約4kmの海上に位置する台地状の島であり、集落は点在している。海岸はリアス式の複雑な地形を持ち、島全体が松などの木々に覆われ、海岸には海中温泉が湧く景観豊かな島である。地質は、両島とも流紋岩質の溶岩及び火砕岩が主体で、白砂青松の風景は、明るいイメージがある。
- 島の規模は、新島が周囲28.2km、面積23.91km<sup>2</sup>、式根島は周囲12.2km、面積3.92km<sup>2</sup>で、新島村の平均気温は、17.6度である。
- 人口及び世帯数は平成24年1月1日現在、新島2,449人、1,094戸、式根島555人、329戸であり、両島とも人口減少が続いている。高齢化率は34.5%で、少子高齢化も進行している。



羽伏浦でのサーフィン

### 【特色】

- 新島は、南側の向山において、世界的に珍しいコーガ石という耐酸性、耐熱防音に適した特性を持つ石材が採掘されている。近年、コーガ石を原料にした、コップ、皿、メダルなどの2次製品の製作や、年に一度国内外の著名なガラス作家を招待する「新島ガラスアートフェスティバル」を開催しており、ガラスアートの島としても注目されている。  
東側には、新東京百景に指定されている羽伏浦海岸があり、若者に人気のあるサーフィンが1年を通して楽しめる。  
島の南西部間々下地区には温泉源があり、村営の露天風呂、地域休養施設、新島村特別養護老人ホームに温泉が活用されている。特に天然の砂蒸し風呂は人気がある。
- 式根島は、高い所で海拔99m、集落には坂道が多く点在し、海岸線は波が穏やかで透明度の高い入り江が多く、自生の松が島を覆っていることから式根松島と言われている。また、新東京百景に指定されている神引展望台があり、壮大な景色を望むことができる。  
島の東側には、自然の地形を利用した、海水の干満差で入浴できる地鈍温泉や足付温泉がある。

- 両島の海域は、豊かな漁場が点在し、タカベ、アカイカ、イセエビ、貝類等を水揚げしている。両島の海域で獲れる豊富な魚種は、近年、漁協のブランド商品として、東京を中心とした市場に出荷されている。また、クサヤは、新島・式根島周辺で獲れるアオムロアジを原料としており、水産加工業も盛んに行われている。農産物は、レザーファン、アシタバを中心に出荷しているが、近年、アメリカ芋やタマネギのブランド化を進め、市場の人気を博している。
- 観光はマリンレジャーを楽しむ客が中心で、サーフィンをはじめスキューバダイビング、釣りなど通年のレジャーも浸透してきている。また、新島ガラスや貝殻を利用したランプシェード<sup>(注2)</sup>の作成等、体験型の観光も人気が出てきている。

## 島の課題

- 生活基盤の整備は、一定の水準で達成されているが、本土と比べると流通コストの負担が大きい。
- 自然風水害に伴う土砂災害対策は引き続き継続していかなければならないが、南海トラフ地震等に伴う津波対策の充実も求められている。
- 交通については、最も重要な施設である港湾・漁港・空港の整備は進んでいるが、依然として季節風などの影響による欠航が少なくない。就航率の向上には、引き続き港湾・漁港の整備が求められている。
- 情報通信については、近年の急速なIT化の進展により、情報通信基盤整備の面で都市部と離島との格差が広がっており、海底光ファイバーケーブルの整備等が緊急の課題となっている。
- 全国的な傾向である少子高齢化の進行が著しく、特に高齢化率は、平成34年度には40%を超えると推計されるため、若者の定住化対策が喫緊の課題となっている。
- 観光人口は、昭和60年代をピークに減少を続けており、基幹産業である観光業・農業・水産業は、担い手不足などにより停滞しており、収入が減少し、経済は非常に厳しい状況である。このため、後継者の育成や新たな商品開発などが大きな課題となっている。

(注2)ランプシェード：ランプや電灯のかさ

## 目標達成への道筋

- 基本的な政策として、安全で快適な暮らしを支える社会基盤の整備、島民の生活経済を支える産業基盤の育成、地域コミュニティを大切に作る人づくり、安心して毎日を元気に楽しく過ごせる健康支援体制づくりや、福祉の充実などの推進を図っていく。
- 防災対策については、災害時の対応方針、方策を基にした避難路の整備や本庁舎を含む防災拠点や関連施設の整備を行い、住民の安全・安心を図るとともに、町会を中心とした自主防災組織との連携をより密なものとしながら、避難誘導や弱者救済など、町会組織ならではのネットワークの軽い体制をつくとともに、防災訓練等を通じて防災意識の高揚を図っていく。
- 自立的に発展していくための具体策としては、観光業・農業・水産業を振興し、本島の自然を活用した滞在交流型観光を重点的に推進していく。そのために、季節風などの自然条件の中での共生を有効に活用し、都会では味わえない体験ができるプログラムを策定して、年間をとおして観光客が来島できるようにする。また、島へ来て、海・山・空・温泉で心を洗い、都会の汚れを落とし、身も心も健康になって明日を迎えさせる“島が提供できるサービス・役割”を内外へ発信していく。

## 先進事例

### 【農産物のブランド化事業】

- 島外から講師を招き、農作物のブランド化のコーディネートに関する指導を受けることにより、新島オリジナルブランドの創設を行った。現在は、新島産タマネギやアメリカ芋等が、都内高級スーパーへの販路拡大に成功している。



## 4 神津島基本計画 ～「暮らして良かったと実感できる島づくり」～

### 10年後の目標

利便性が高く、活気があり、福祉が充実し、文化豊かで、自然と共生する安全で快適に暮らせる「暮らして良かったと実感できる」島になっている。

- 航路については、離島生活に不可欠な港湾施設が整備され、高速ジェット船や定期貨客船等の就航率が向上している。また、海上定期航路は、東京航路・下田航路のほか、低廉で利便性の高い定期航路が確保されている。航空路は、計器飛行方式が完全実施され、就航率が向上し、利用者の確実・安全な交通手段として確立されている。道路は、村落から三浦漁港へのループ化が実現している。
- 情報・通信基盤は、超高速ブロードバンド化により情報の収集や情報発信が瞬時に可能となっている。また、携帯電話の利用区域はほぼ島内全域に及び、災害時や緊急時の連絡・通信も可能となっている。
- 観光は、基盤整備と併せ、個性的で魅力ある宿づくりにより、島ならではの「もてなし」が推進されている。また、環境保全型農業や資源管理型漁業の推進に併せて、グリーンツーリズムやブルーツーリズム<sup>(注1)</sup>などの体験滞在型観光が推進されている。さらに、登山、史跡、釣りや磯遊び、島料理体験等のあらゆる分野のガイドが養成されている。
- 地域の協働や連携による子育て支援、生きがいづくりや食事サービスによる高齢者福祉、居宅及び施設介護サービスの充実、障害者支援の充実が図られている。
- 幼児教育、義務教育、高校教育の充実により学習機会の確保と学力向上が図られているとともに、地域人材バンク<sup>(注2)</sup>の設立と運用により、地域と連携した総合的な学習が推進されている。また、図書館・古民家・郷土資料館の一体運営等により文化の継承と観光資源としての活用が図られている。
- 環境学習や資源リサイクル化の推進及び一般廃棄物安定型処分場や新清掃センターの整備により資源循環型社会が形成されている。
- 関連団体等との協力により自然保護監視体制を強化するなど自然保護条例等の適正な運用を図るとともに、公共事業や生産活動による開発行為は極力必要最小限にとどめ、子々孫々に引き継ぐ貴重な資源として、自然保護を推進する。
- 新たな被害想定等を踏まえた防災計画の定期・随時見直しが行われるとともに、全島民を対象とした防災・避難訓練などの実施により、防災意識の高揚・啓発が推進されている。

(注1)ブルーツーリズム：島や沿岸部の漁村に滞在し、魅力的で充実した海辺での生活体験を通じて、心と体をリフレッシュさせる余暇活動

(注2)地域人材バンク：地域のマンパワー活用のための組織

## 島の現況・特色

### 【現況】

- 神津島は、東京から南へ約178km、伊豆下田港から南南東約54km、大島から約71km、新島から約22km、三宅島から約37kmで、富士火山帯に属する伊豆諸島のほぼ中間にあって、伊豆諸島の中で最も西寄りの東経139度80分、北緯34度12分の太平洋上に位置する。東西約4km、南北約8km、島の周囲は約22km、面積は、新宿区とほぼ同じで18.87km<sup>2</sup>のひょうたん型をした一島一集落の島である。
- 島の中央には、新日本百名山や花の百名山の一座に名を連ねる天上山（572m）がそびえ、これを取り囲むように島の北側に神戸山（268m）があり、西側に高処山（304m）、南側には秩父山（283m）がある。地形は急しゅんで平地が少なく、村落は島の西側の僅かな平地部に密集している。
- 人口は、平成24年1月1日現在では1,972人、世帯数は861世帯であり、平成元年2,432人、平成10年2,288人と比べ、大幅に減少している。また、高齢化比率も年々上昇しており、平成24年1月1日現在で25.5%となっている。



天上山と村の集落

### 【特色】

- 神津島は、別名「黒潮に浮かぶ展望台」と称されるほど風光明媚な景勝地が点在している。特に天上山山頂からの360度のパノラマは、本土側では伊豆半島・富士山をはじめ、天候により南アルプスや北アルプスの峰々、静岡県御前崎まで見渡せ、南海上には三宅島・御蔵島・八丈島まで展望できる。
- 山が多く森が深いことと、降雨量が多いため地下水が豊富で、簡易水道はもとより農業用水も十分供給されている。神津島の天上山「不入が沢」で伊豆七島の神々が水配りの会議を開いたとの神話も残されている。
- 天上山は、承知5(838)年に噴火し、古記録（続日本後紀）によれば、この噴火に関連すると思われる降灰が近畿地方から関東地方にかけての広い地域で報告されている。
- 平成12(2000)年7月1日に発生した新島・神津島近海地震では、神津島において震度6弱が記録され、これにより尊い人命が失われた。さらに、都道や村道が土砂崩れやよう壁等の大規模な崩壊等により何か月も通行止めとなり、不便な生活を強いられることとなった。

- 産業は、農業・漁業・観光業が主な産業となっている。中でも漁業は特に盛んで、年間の漁獲高は8億円前後で推移している。観光は、昭和40年台後半の離島ブームにより、一時は年間9.7万人の来島者があったが、近年の年間来島者数は、4万人前後となっている。農業の主な生産物は、レザーファン、アシタバで、アシタバの生葉出荷量は国内第1位となっていた時期もあった。



トサカノリの集荷作業

## 島の課題

- 漁業は、平成12年の新島・神津島近海地震の影響により漁獲高が4億円台まで落ち込んだが、近年は8億円台で推移し、比較的安定している。しかし、後継者不足や魚価の低迷といった課題が生じており、また、漁獲高の半分以上がキンメダイに依存していることから、資源の枯渇が懸念されている。
- 農業については、高齢化、離農、後継者不足の他、主要産物であるレザーファンの外国産の輸入や内地でのアシタバ生産の参入等に伴う価格低迷により、最盛期には2億円を目指していた生産高は、平成23年度で5,300万円まで落ち込み、最盛期の約30%前後となっている。
- 観光業は、格安海外旅行の普及などにより、最盛期の半分以上の来島客数となっており、200軒以上あった宿泊施設も50数軒と激減している。また、船舶の収容能力の制限により、連休時や夏季シーズンなどは船席の確保が困難となっており、観光産業推進の足かせとなっている。
- 人口は、農業・漁業・観光業の落ち込みと連動し、安定した生活を求めている離島や出稼ぎ、就労の場がなく帰島できないこと等により、大幅に減少している。また、結婚適齢期の男性に対し、女性は極端に少なく知り合う機会がないため、独身男性が非常に多く、これも少子高齢化の要因となっている。

## 目標達成への道筋

- 産業の活性化により雇用・就労の場の確保ができ、UJIターン者の定住を促進し、人口の増加へと連鎖することができるため、産業振興を最大の課題として取り組んでいく。

- 漁業においては、キンメダイの夜釣り禁止や漁獲サイズの取り決めなどにより管理型漁業を推進していく。また、赤イカやタカベ、天草などのブランド化による競争力の強化を図っていく。
- 農業では、新規換金作物の導入や地産地消の推進、新規就農者のための研修施設を整備し、振興を図っていく。
- 観光では、カンムリウミスズメや花の百名山の一座に名を連ねる天上山に咲く花々など稀少動植物の活用、ガイド養成等による体験型観光の推進、ホームステイ制度の確立等により、振興を図っていく。
- 道路や公共的施設等のハード事業整備については、村の辺地活性化計画に基づき、順次整備していく。
- 医療や福祉、教育振興等のソフト面については、介護福祉施設、学校関連組織などとの協力・連携により推進していく。
- 航空機や貨客船の運航、光ファイバーケーブルの整備等、携帯電話通信エリア拡大などについては、関連機関・関連事業者・村の三者による委員会等を立ち上げるなどして、解決・推進していく。

## 先進事例

### 【ガイド等育成事業】

- 商工会が平成21～平成23年度において実施したシナジースキーム地域連携づくり事業(注3)の中でガイド育成を行った。開催した回数は52回を数え、参加人数は延べ855名となり、28名が認定証の交付を受けた。
- 受講内容は、山岳ガイドや史跡ガイド・救急救命法・接客マナーなど、多岐にわたっている。今後は、神津島の属島である祇苗島や恩馳島を繁殖地としている、日本の固有種で世界自然保護連合より絶滅危惧Ⅱ類として指定されているカンムリウミスズメの保護と資源活用についての取組を計画している。



(注3)シナジースキーム地域連携づくり事業：地域商工会の活動活性化により地域社会の活力増進を促す相乗効果事業

## 5 三宅島基本計画 ～「火山とともに生きる、新たな島づくり」～

### 10年後の目標

子育てや高齢者支援、防災対策の強化、空海路線の充実などが進められ、今なお続く火山活動との共生が図られた、島民が笑顔で暮らす島が実現している。

- 港湾施設の整備により港が静穏化し、高速ジェット船や定期貨客船の就航率が向上している。また、航空路について、1日複数便の就航や就航率の向上が図られている。
- 道路については、拡幅や避難路等の整備により、災害に強く村民の利便性の向上と景観に配慮された道路となっている。
- 砂防施設の整備により、火山泥流や土石流に対する安全性が向上している。
- 農業については、基盤整備が促進され農産物の生産性が向上しているとともに、島の環境に適した品目の導入によって、新たな需要が開拓され経営が安定したことで後継者が増加している。
- 水産業については、磯根資源の回復や漁場環境整備の成果により、本島近海における海産物の水揚げが増加しているとともに、資源管理の徹底により計画的な水揚げが可能となっている。また、地産地消への取組が活性化し漁業関係者の経営が安定しているとともに、後継者の研修プログラムの成果により人材が確保されている。
- 観光については、三宅島ファンの増加により認知度が向上しているとともに、火山を中心とした滞在プログラムが確立されたことで年間を通して来島者が訪れ、観光客が増加している。
- 観光客の増加により3次産業に連動して1次産業、2次産業が発展しているとともに、6次化への取り組みによって島内経済が活性している。
- 各産業の発展によって、雇用場所が創出されるほか、住宅情報のシステム化によりUJターン者や離島暮らしを求める者へ空き家の情報提供が可能になり、その結果、定住が促進されたことで島内の後継者不足が解消し人口も増加している。
- 産業の発展に伴う若年層の増加により、高齢者を地域で支える仕組みが確立されているとともに、物価の低廉化、防災面の強化、子育て支援など、暮らしやすい環境づくりの施策が展開されている。

## 島の現況・特色

### 【現況】

- 三宅島は、北緯34度4分、東経139度33分、東京から南南西約180kmの太平洋上にあり、面積55.50km<sup>2</sup>、周囲35kmの楕円錐形複式火山島である。
- 島の中央にある雄山（標高775.1m）には、頂上及び山腹に80を超える火口があり、応徳2(1085)年以降、昭和60年までの900年間に噴火は記録のあるものだけでも14回を数える。最近では、昭和15年、同37年、同58年及び平成12年の4回にわたり噴火を経験している。
- 集落は、裾野に当たる海岸線に散在し、神着・伊豆・伊ヶ谷・阿古・坪田の主要な5つの集落から成っている。
- 人口は、平成24年1月1日現在2,775人、世帯数は1,739世帯である。高齢化率は36.4%と非常に高くなっている。

### 【特色】

- 日本でも有数の火山島であり、平成12年の全島民島外避難等、これまでも噴火による被害を幾度となく経験している。島内では溶岩や火口湖など火山島特有の景観を見ることができ、現在も噴火活動が継続していることから立入り制限の規制をしている雄山周辺は、今後観光資源としての活用が期待される。
- 日本有数の渡り鳥の飛来地であり、島内で観察可能な鳥類は約250種類を超え、バードウォッチングを目的とする観光客が来島するほか、テーブルサンゴ生息地として最北端に位置し、周辺海域を黒潮が通過していることにより様々な魚類が生息していることから、釣り、ダイビングなどのマリンレジャーが楽しめる島として広く知られている。



## 島の課題

- 現在も続く火山活動の状況変化や台風の襲来地帯であることに加え、今後懸念される東海地震等に伴う津波など自然災害から住民の生命・財産を守る必要がある。

- 道路は、毎年計画的に整備が進められ、都道では歩道の設置や幅員の拡幅、村道にあっては路面の補修などの改修が予定されているが、今後は、津波など新たな災害を視点に置いた計画・整備を行うことが課題となっている。
- 港湾は、定期貨客船の大型化に対応した整備がなされているが、冬期における欠航を解消するための整備が求められている。また、住民生活の利便性向上と観光客誘致に向けた高速ジェット船の就航が課題である。航空路については、路線の維持及び就航率向上に取り組む必要がある。
- 観光業は、観光客数が減少しており、リピーターの確保及び認知度の向上が課題となっている。
- 水産業は、漁業収入の伸び悩みや水産資源の減少、後継者不足など多くの課題を抱えている。
- 農業は、既存農産物の安定供給、安定した農業経営及び集団営農化の検討などにより、新規就農者に魅力のある農業を提供していくことが必要である。
- 各産業における人材不足に対し、島内で後継者・専門職を確保することが困難となっている。

## 目標達成への道筋

- 子育て支援や高齢者を支える施策の展開のほか、防災対策の強化、空海路線の充実など島民が安心して暮らせる島「火山とともに生きる、新たな島づくり」を進めていく。
- 自然災害から住民の生命・財産を守るため、道路の拡幅や路面補修、避難路等の整備に加え、村民の防災意識の向上、地域や関係機関との連携の強化や、高齢者や要援護者を地域で支える共助体制の構築を進めていく。
- 観光客の誘致、島内産業の振興に積極的に取り組み島内経済を活性化させるため、年間を通じて観光客が確保できるジオ観光<sup>(注1)</sup>や、三宅島の自然を生かした本格的なオフロードのバイクレースなど、魅力ある観光プログラムを展開していく。また、三宅島の認知度を向上させ、ファンを育成するため、イベントやインターネットを活用し、積極的に三宅島の情報を発信していく。
- 農林水産物の新商品開発など観光を基軸とした他産業との連携促進、後継者の確保・育成に取り組んでいく。

(注1)ジオ観光：ジオスポットを活用した観光

- 水産業においては、トコブシなどの稚貝放流による栽培漁業の促進や資源管理、漁業就業者の確保、島内流通の促進など漁業環境の整備を図るとともに、漁業者の安定収入を確保するための経営改善を進めていく。
- 農業は、農業基盤施設の整備を行いながら、既存農産物の安定供給を図るほか、新規農産物の開発等を積極的に行い、安定した農業経営を目指すとともに、集団営農化の検討などにより、新規就農者に魅力のある農業を提示していく。
- 各産業における人材不足に対し、本土から人材を誘致する必要があるため、住居の確保をはじめ、研修プログラムの検討、離島生活のサポート体制の構築など、行政、関係団体、地域が一体となって取り組んでいく。
- 住宅情報のシステム化による空き家バンク制度の創設のほか、ふれあい交流事業などの地域交流の促進により、人口増加に取り組んでいく。
- 離島という環境における限られた空間の中で、再生可能エネルギーの有効利用に向け地域資源を積極的に活用していく。

## 先進事例

### 【火山遊歩道整備とジオスポット紹介の取組】

- 昭和58(1983)年の噴火で溶岩に埋没した地区に整備した火山体験遊歩道のジオスポット(注2)看板。島内のジオスポット看板は、現在25か所に設置されている。遊歩道は、民有地と分けするため従来の村道上に整備しており、溶岩に飲み込まれた学校など、自然の脅威を感じることができる。



火山体験遊歩道とジオスポット看板

### 【WERIDE 三宅島 エンデューロレース】

- 平成12年の三宅島噴火災害からの復興の起爆剤として、平成19年度からモーターサイクルフェスティバルを開催。平成22年度から、三宅島の自然を生かした本格的なオフロードのバイクレース(エンデューロレース)を実施している。



レース風景

(注2)ジオスポット：地形や地層を観察できる場所

## 6 御蔵島基本計画 ~「グリーン愛ランド・御蔵島の実現」~

### 10年後の目標

積極的に定住促進が図られ、みどり豊かな自然に恵まれた、ゆとりある暮らしと、全ての人々に親しまれる御蔵島「グリーン愛ランド・御蔵島」が実現している。

- 基幹施設である港湾について施設整備が進み、定期貨客船・貨物船の就航率向上が図られている。その結果、人・物の交流が促進され、生き生きとした村づくりに大きく寄与している。
- 夏期に集中していた観光客が年間を通じて来島可能となっている。
- 資源豊かな御蔵島の特性を十分に活用した農・林・水産業及び観光業の有機的結合が図られることにより、雇用の創出、経済的自立が加速化している。
- 防災面も含め住民相互間の共助によって、乳幼児から高齢者まで安心した生活を送ることができる地域社会となっている。
- 「保護」と「開発」との調和が図られ、巨樹の森をはじめとする固有の貴重な動植物や生態系など、先人から引き継いだ太古からの自然環境が残されている。
- 情報通信については、光ファイバーケーブルの整備等が行われ、住民生活や各分野で本土との格差是正が図られている。

### 島の現況・特色

#### 【現況】

- 御蔵島は、北緯33度53分、東経139度35分、東京から南南西約200kmの太平洋上に位置しており、面積20.58km<sup>2</sup>、周囲約17kmのほぼ円形をした島である。
- 中央にある標高850mの御山を中心に、山頂の東側と南側に爆発火口により形成されたと思われる山峡があり、いずれも馬蹄形に山頂から海岸に大きく開き、島を四分している。有史以来の噴火の記録は残されていないが、島の随所に大小の噴火を繰り返してできた火山島であることを裏付けるものが多く残っている。

- 地形は起伏が激しく、平坦地は島内にほとんどないが、温暖多雨な海洋性気候は多くの恵みをもたらしている。その代表的なものが豊かな水資源であり、それらを涵養する常緑照葉樹は、肥沃な土壌を形成する上で大きな役割を果たしている。島全体を常緑照葉樹が覆いつくしている御蔵島は、島そのものが洋上に浮かぶ巨大な森を想像させる。
- 一島一村一集落であり、平成24年1月1日現在、人口316名、世帯数174世帯で、高齢化率は13.6%となっている。近年において人口は300人前後で推移しているが、最近では他地域からの転入をはじめとして増加傾向にある。特に、平成17年から平成22年までは、約19%増加と大きな伸び率を見せた。

### 【特色】

- 周囲を切り立った最高480mの日本一を誇る海食崖が取り囲み、特異な景観を有している。国際保護鳥であるオオミズナギドリの我が国最大の繁殖地であるほか、世界に比類のない根付きイルカの生息地でもある。島を覆う植物群は、スタジイ、クワ、ツゲなどであり、数多くの巨樹が確認されている。さらに、エビネ<sup>(注1)</sup>の女王ともいわれるニオイエビネランの原産地でもあるなど、全国の離島でも屈指の豊かな自然に恵まれた島である。
- 近年は、イルカウォッチングを始め、この自然を体験しようとする来島者が増加し、観光客はリピーターを含め年ごとに増加傾向にある。また、村独自に自然保護条例を制定するなど、自然と人間との共生を目指した島づくりを推進している。



### 島の課題

- 湾入部を有しない地形のため、定期貨客船の安定的な就航を確保するための港湾整備が最大の課題となっている。これまでも整備が進められてきたが、外海に突き出す形態の岸壁であることから、天候や潮流等の影響を受けやすく、特に、晩秋から春にかけては強い偏西風の影響で定期貨客船の接岸率が低下し、住民生活、さらには地域の活性化に大きな影響を及ぼしている。
- 日本でも屈指の好漁場を目前としながらも、小型船施設（漁船舶地）が十分でないことから漁船の大型化による漁業振興には時間を要する。また、平坦地が少ないため、大規模な農業経営も困難である。
- 各産業間において有機的結合が図られておらず、基幹産業の振興及び他の産業との連携を促進させる「仕組みづくり」の構築が不十分である。また、リーダーシップのある人材の育成が求められている。

(注1)エビネ：ラン科エビネ属の多年草

- 近年増加している若年人口の受け皿として、地域の特性を生かした産業の振興を図り、雇用の場を確保することが求められている。
- 道路等の基盤整備の困難性などにより、土地の有効活用が図られておらず、住宅が不足しているため、U・J・Iターンによる受入体制に制約があり、地域の活性化に支障をきたしている。現在、44戸の村営住宅が整備されているが、老朽化による改修及び建替えが課題となっている。
- 電力について、基本的には安定供給が図られているが、災害等の影響により円滑な燃料の輸送がなされなければ、供給停止に陥ることが懸念される。
- 防災力を更に向上させるため、防災意識を高め、行政・消防団・地域防災組織で連携し、災害時のルールや情報伝達手段を整理することが不可欠である。
- 高齢化率は低下しているものの、「予防」の観点から保健指導等を行うなど、高齢者を支えていく体制づくりが不十分である。

## 目標達成への道筋

- 航空路については、安定的な就航に向けた施設の充実を図るため、新ヘリポート建設のための調査設計を行う。また、航路及び港湾については、就航率の向上を目指し、海況に左右されにくい港湾整備を行っていく。
- 他に見ることのできない恵まれた自然環境を生かした観光は、今後も発展が望めることから、観光振興を基軸に地域の活性化を図る。そのため、新たな観光メニューの展開や、天候にかかわらず楽しめるような全天候対応型の体系整備を進める。
- 農地の有効活用を進め、特産品量産のための農業体制を確立するとともに、観光との有機的結合を図り、地産地消を定着させ1次産業の振興を図る。また、未活用の産物も商品として生産できるよう積極的に「ものづくり」に取り組む。
- 定住化の視点を踏まえた村営住宅や道路等のインフラ整備を進め、地域の活性化を図るとともに、離島の孤立防止、減災対策に資する島づくりに取り組む。
- 高齢者、障害者の目線に立ったインフラ整備を促進するとともに、生き生きと暮らせるよう働ける場、集まれる場を形成する。
- 多世代にわたる交流の場を広げ、自然環境や歴史に触れる機会をつくり、次世代を担う子どもたちの成長を島全体で支援する。
- 先人から受け継いだ自然環境を次世代以降に引き継ぎ、人と自然との共生が図られた島づくりを推進する。

## 先進事例

### 【東京都版エコツーリズムの取組】

○ 御蔵島の貴重な自然環境を適正に利用しながら保護することを目的とし平成16年4月1日から実施している。

#### (1) 3つの区域の設定

- ①東京都自然（御蔵島）ガイドなしで立ち入れる地域  
（自然環境保全促進区域除外区域）
- ②東京都自然（御蔵島）ガイドがいれば立ち入れる地域  
（自然環境保全促進区域陸域・海域利用区域）
- ③立ち入り禁止区域  
（自然環境保全促進区域）

#### (2) (1)②の区域における適正なルールづくり

##### <一般ルール>

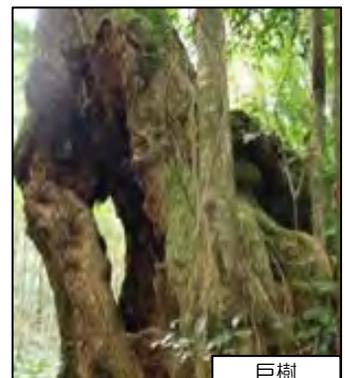
- ・東京都自然（御蔵島）ガイドの指示に従う。
- ・定められた経路以外を使用しない。
- ・自然に存在するものはそのままの状態にする。
- ・移入種を持ち込まない。
- ・動物にエサを与えない。
- ・動物を驚かしたり、追い立てたりしない。
- ・岩石などに落書きをしない。
- ・ごみは捨てず、全て持ち帰る。また、海へ投棄しない。

##### <陸域のルール>

- ・1日当たりの最大利用者数：50人（1回当たり7人）
- ・ガイド1人が担当する利用者数の人数の上限：7人
- ・利用時間：日の出から日没まで
- ・路面がぬかるんでいる場合は利用しない。

##### <海域のルール>

- ・ガイド1人が担当する利用者数の人数の上限  
遊泳による観察を伴う場合：13人  
船上ウォッチングのみの場合：法定乗船定員
- ・利用時間：5時30分から17時30分まで ※1回当たり3時間以内



## 7 八丈島基本計画 ～「クリーンアイランドの実現」～

### 10年後の目標

住民が健康で安心して暮らせるとともに、来島者が文化・スポーツ交流や自然環境を体験することにより、体と心を癒すことのできる「クリーンアイランド」が実現している。

- 基幹産業である観光、農業及び水産業の振興により、就業の場が確保され、人口は8千人台が維持されている。
- 島全体の経済構造は、1次産業から3次産業までが連携し、業種間のネットワーク化、融合が進んだ産業の6次化が進行している。
- 観光は、文化・スポーツ交流等の来島者が増加している。それに伴い施設整備も進み、通年観光地として発展している。農業は、気象災害に強い生産施設が計画的に整備され、品質並びに労働生産性の向上が図られている。また、農業担い手育成研修センター<sup>(注1)</sup>の充実により、島外からの就農者が増加している。漁業は漁場造成や資源管理型漁業等の施策の推進により、収益性の高い漁業が確立されている。
- 交通については、空路は現路線の維持はもとより、新規路線の開拓が進み地域交流が促進されている。海路は天候に左右されにくい港湾施設が整備され、定期貨客船の就航率が向上している。また、新造船の就航により貨物輸送の増強が図られている。主要道路は、より安全で利用しやすく、災害にも強い道路として、景観にも配慮した形で整備が進んでいる。
- 生活環境については、合併処理浄化槽の普及が進み自然環境の保全と生活環境の向上が図られている。また、既に稼働している地熱発電の大幅拡大など、再生可能エネルギーの利用が促進され、環境にやさしい町づくりが実現している。

### 島の現況・特色

#### 【現況】

- 八丈島は、北緯33度6分、東経139度47分、東京から南方286kmにあって、伊豆諸島の南部に位置するまゆ型の孤立大型離島である。富士火山帯に属する火山島であり、南東部を占める三原山（700.9m）と北西部を占める八丈富士（854.3m）から成り立っている。島の間接地帯は、なだらかな傾斜面又は平坦地であるが、三原山及び八丈富士の沿岸は急しゅんである。島の規模は、周囲58.91km、面積69.52km<sup>2</sup>、伊豆諸島では、大島に次いで大きな島である。

(注1)農業担い手育成研修センター：平成20年から八丈町が実施している事業(P.25参照)

- 集落は、三原山を中心とする檜立・中之郷・末吉で形成される坂上地域と経済活動の中心地である大賀郷・三根で形成される坂下地域がある。
- 人口は、平成24年1月1日現在8,201人、世帯数4,570世帯であり、10年前からは約1,000人の人口減少となっている。また、高齢化率は32.8%で今後も一層進行すると予測される。

## 【特色】

- ひょうたん形をした八丈島の地形は地質が全く異なる二つの火山によって複合的に形成されている。世界でも珍しいこの島の構造は、産業や文化の多様性にも大きく影響を与えた。
- これらの山や海から与えられる多くの恵みによって、農、漁業は八丈島経済の根幹を支えてきた。特に、八丈島の花き園芸は、国内の一大産地を形成している。フェニックス・ロベレニー切り葉を主要な産品としながら、常に新品種の導入と先進的な技術の開発に取り組み、花き園芸はこの島の最大の地場産業となっている。
- 空港、港湾建設には早くから取り組み、その結果、現在は全国離島の中でも有数の2,000mの滑走路を持つ地方管理空港<sup>(注2)</sup>、そして5,000トン級船舶の接岸を可能とする大型商港が整備され、ジェット旅客機、大型貨客船の毎日就航により東京とのアクセスは、離島であるハンディキャップの大半を解消している。
- 海底光ファイバーケーブルの敷設等により通信手段も格段の発展を遂げて本土との情報格差をなくし、更に光回線でのブロードバンド環境も整備され、住民の暮らしを向上させ、産業発展の基盤を築いている。
- 全国離島で初めての地熱発電所の運用が開始され、電力需要の約4分の1を賄っている。地熱を利用した農業者用省エネルギーモデル温室や風力発電、電気自動車の導入など、再生可能エネルギーの利活用を積極的に実施している。



フェニックス・ロベレニー



地熱発電所

(注2)地方管理空港：国際航空輸送網又は国内航空輸送網を形成する上で重要な役割を果たす空港(旧第三種空港)

## 島の課題

- 島内インフラ整備は着実に進み、都会との格差が縮小されている。これからは、島独自の風土に即して、独自の歴史と文化に立脚した社会の仕組みを作り上げていくことが大きな課題である。
- 雇用を拡大して町の人口減少に歯止めをかけるため、時代の変化に対応した産業の育成・支援に積極的に取り組み、産業を振興して地域経済を活性化することが、八丈島の最も重大な課題である。
- 交通に関する施設整備は着実に進んでおり、航空路、海路ともに一定の就航率は保たれているが、割高な運賃への対応が課題である。また、島内幹線道路は、引き続き、災害に強い道路整備を進める必要がある。
- 生活環境については、汚泥再生処理センターの整備により、し尿は適正な処理が図られているが、合併処理浄化槽の普及による生活排水処理率の向上とそれに掛かる経費の増大が課題である。
- 防災については、東日本大震災の教訓を踏まえ広域的な連携や防災対策の一層の強化が必要である。

## 目標達成への道筋

- 社会基盤及び産業基盤の整備、再生可能エネルギーの実用化に向けた取組、住民参加の仕組みづくり、保健・福祉・医療の充実、一般廃棄物の適正処理、防災体制の強化などについての施策を推進し、住民が健康で安心して暮らするとともに、来島者が体と心を癒すことのできる「クリーンアイランド」を目指していく。
- 農業担い手研修センター事業の充実、漁場造成や資源管理型漁業等による収益性の高い漁業の確立、文化・スポーツ交流及び地域資源を活用した体験型観光を重点的に推進し、基幹産業の振興による地域経済の活性化を図ることと、就業の場を確保し、自立的発展を進めていく。
- 生活排水処理対策は、住民の理解と各家庭での取組が最も重要なことから、様々な機会を通し積極的に啓発していく。また、合併処理浄化槽の普及に向けては、町が事業主体となる浄化槽市町村整備推進事業により、単独処理浄化槽やくみ取り世帯に対して、合併処理浄化槽への切替えを促進する。

## 先進事例

### 【八丈島漁業協同組合女性部による取組】

- 八丈島漁業協同組合女性部では、地産地消の取組として、需要の低い魚を加工し、付加価値を付けて販売する取組を実施している。
- 平成16年度に漁業協同組合女性部が主催したムロアジ加工品料理試食会において好評であったことで、漁業協同組合女性部有志による「八丈産おさかな研究会」を立ち上げ、ムロアジ・トビウオ等の加工品の製造に取り組み、現在では島内及び都内の学校給食に提供している。
- また、都内学校からの授業依頼にも積極的に取り組み、魚食文化の普及にも貢献している。これらの取組により、商品価値の低かった魚も売れるようになり、漁業者の所得向上につながっている。



漁業協同組合女性部による加工



学校での食育の授業

### 【再生可能エネルギーを活用したレンタル自転車の取組】

- 平成22年度から風力発電を利用した電動アシスト自転車を、主に観光客向けに貸し出し、島内の観光名所を巡る「エコツアー」を行っている。



風力発電による蓄電



レンタル電動自転車

## 8 青ヶ島基本計画 ～「心あたたか元気な島づくり」～

### 10年後の目標

インフラの整備と併せて人材の確保、育成が進み、「心あたたか元気な島」が実現している。

- 港湾や道路などのインフラ整備が進み、海上、島内における交通の防災性、安全性、利便性が向上している。
- 土砂災害に対するハード整備が進み、島全体の防災性が向上している。
- 再生可能エネルギーの利用が促進され、島内でスマートグリッド<sup>(注1)</sup>の構築に向けて取り組むとともに、島内で消費される電力の30%は太陽光と風力により発電され、電気自動車等の利用が促進されている。
- 情報通信は、海底光ファイバーケーブルの敷設等により、本土との格差是正が図られている。
- 農業は、農道整備と併せて遊休地の解消が進められ、効率的な農業生産が行われているとともに、施設栽培の拡充と生産技術の向上により収益性が向上している。
- 水産業は、豊富な漁場を活かし、キンメダイなどの新たな魚種の出荷や、加工品の開発が進むとともに、農産物と併せた地産地消を推進することにより、観光の充実が図られている。

### 島の現況・特色

#### 【現況】

- 青ヶ島は、北緯32度27分、東経139度45分、東京から南へ358km、伊豆諸島の最南端に位置する周囲9.4km、面積5.98km<sup>2</sup>の楕円形をした島であり、断崖絶壁に囲まれた複式成層火山島である。気候は島全体が黒潮の流れに包まれ、気温の年較差が小さく、年間を通して比較的温暖で過ごしやすい。

(注1)スマートグリッド：発電所と電力消費地をネットワークで結び、最新の電力技術とIT技術を駆使して効率良く電力供給するシステム

- 厳しい海象や急しゅんな地形の影響等もあり、平成12(2000)年に初めて500トン級の貨物船の接岸が可能となったことや、電話設備も昭和57(1982)年に各家庭に敷設されるなど、生活基盤の整備に多くの時間を要してきた。しかし、港湾や道路等のインフラの整備が進んだことにより、この10年間で産業基盤や下水、ごみ処理といった生活基盤も整備され生活環境も徐々に改善されている。
- 平成24年1月1日現在では、人口177名、世帯数109世帯で、高齢化率は11.3%となっている。昭和50年代以降、長らく横ばいで推移してきたが、近年では全体的に減少傾向となっている。特に、今後10年間で児童生徒数の減少が見込まれ、小中学校の休校等も懸念される状況である。

### 【特色】

- 青ヶ島の特色は、島の半分以上が二重式のカルデラで形成されており、世界的にもまれな地形となっていることである。火山島であるため、地質はもろく崩れやすいため落石等の危険個所が多い。その反面、活火山であるため、カルデラの内部では地熱の自然エネルギーに恵まれており、「地熱サウナ」や「製塩事業」に利用している。島内では古くからサツマイモの栽培が行われており、サツマイモを原料とした焼酎「あおちゅう」は有名である。
- 大海原に浮かぶ孤島であり、厳しい自然環境とともに暮らす生活の中から、さまざまな文化や風習が生まれ伝承されている。とりわけ、毎年8月10日に開催される「牛祭り」においては、帰省客等で島の人口が倍増するほどの盛り上がりを見せている。
- 以前は、観葉植物栽培は露地のみであったが、近年ではストロングハウスなどを利用した施設栽培により栽培面積が増加している。
- 人口は、約180名と日本で一番小さな自治体として有名である。



青ヶ島の内輪山

### 島の課題

- 農家の働き手の多くが50歳代であり、新規参入者や後継者を育てることが課題となっている。
- 依然として冬季の就航率は極端に悪いため、連絡船の大型化と併せて冬季の就航率の向上を図る必要がある。

- 集落と港間の道路は、道路拡幅や道路斜面強化などが必要な状況となっている。また、急しゅんで脆弱な地形は、大雨や地震などにより生命や財産を脅かす土砂災害に見舞われやすい状況であるため、対策を継続して実施する必要がある。
- ペットボトルや段ボール等は、島外のリサイクル処理施設へ搬出せざるを得ない中で、近年の流通事情により段ボールごみ等が増加し、リサイクル経費の増加が問題となっている。
- 島内で利用できるブロードバンドは、ADSLが上限であり、動画等の大容量コンテンツを扱うことができないほか、風雨や落雷による断線等が頻繁に発生するという問題がある。
- 島内に24時間対応できる介護施設がないが、島内での施設の立上げや人材の確保などが困難である。

## 目標達成への道筋

- 防災面の強化を念頭に置きながら基盤整備に取り組むとともに、後継者の育成やU・J・Iターンの増加による定住促進、島内で作られた様々な商品の販路拡大など、ソフト面での施策にも重点を置き取り組んでいく。
- 農業では、農道等の整備を進め基盤を拡充するとともに、外部からの人材育成のノウハウを持った外部講師等の招へいにより、営農研修や短期就農などの制度を創設し、定住者の増加につなげていく。
- 情報通信では、海底光ファイバーケーブルの敷設等による安定した通信環境を確保し、防災面での情報伝達手段の強化を図るとともに、運用面でも他地域の事例等を参考にしながら、効率的な運用ができるよう取り組んでいく。
- 保健福祉面では、保健事業や介護事業を通じて高齢者の健康の増進を図るとともに、中高年世代を対象とした生活習慣病予防や高齢者の家族を対象としたケアなどに取り組んでいく。
- エネルギー面では、大規模な災害が発生した場合、物流が止まり発電所用の燃料の供給が止まることが予測される。そこで、環境負荷の低減を図る面からも太陽光、風力、波力、地熱といった再生可能エネルギーの開発、利用に取り組み、小規模離島というメリットを生かしスマートグリッドを構築し、環境にも配慮しながら災害にも強い島を創っていく。

## 先進事例

### 【切葉生産の向上に関する取組】

- ストロングハウスの整備（平成18～平成20年度）  
気象災害に強いストロングハウスの整備を実施し、キキョウランやコルディリーネ類等の新たな切り葉の生産振興を図っている。
- 集出荷貯蔵施設（平成21年度）  
保冷施設により、天候不良で出荷出来ない状況であっても品質の劣化や出荷量の減少を防ぐとともに、順調に出荷する体制の整備を行い、生産量の増加を図っている。



ストロングハウスでの切葉の生産



集出荷貯蔵施設

### 【ひんぎゃの塩に関する取組】

- 青ヶ島では、「ひんぎゃ」と呼ばれる地表から蒸気のでる噴気孔と、黒潮の本流からくみ出した海水を利用した製塩事業を行っており、近年では、FOODEX JAPAN(注2)やアイランダーといった各種イベントやインターネット販売等の販路拡大に向けた取組に力を注ぎ、着実に実績を上げている。



販路拡大のためFOODEXに出店



製塩事業

(注2)FOODEX JAPAN：出展者、来場者双方のビジネス拡大の場として開催されるアジア最大級の食品・飲料専門展示会

## 参考資料

ここでは、「東京都離島振興計画（素案）」に対する都民の皆様からのご意見とそれに対する都の考え方、及び根拠法である離島振興法を資料として添付している。

## 東京都離島振興計画(素案)に対する意見の概要

都では、平成25年2月18日に「東京都離島振興計画(素案)」を公表し、東京都ホームページへの掲載や伊豆諸島地域の支庁における閲覧等を通じて、都民の皆様のご意見を募集いたしました。

ここでは、お寄せいただいた主なご意見の概要と、それに対する都の考え方を紹介させていただきます。

貴重なご意見をお寄せいただき、誠にありがとうございました。

### (1) 意見の募集期間と件数

- 募集期間：平成25年2月18日から同年3月15日まで
- 意見提出者数：17件 意見数：延べ49件

### (2) 意見の概要と都の考え方

#### <第1章・3振興の基本理念について>

ご意見の概要	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 定住促進のため、移住者を受け入れる情報システムがほしい。不動産屋がない島もあり、受け入れたい人と移住したい人の出会う機会がない。</li><li>○ 基本理念を進めるための、人材育成やマンパワーの確保について、その仕組みをどのような予算案で計画実行していくのかが提案されていない。予算確保について、どのような策を提案していけるかが重要である。</li></ul>
東京都の考え方	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 都としても、移住者を受け入れる仕組みが重要だと考え、ワンストップ窓口の設置などにより、移住希望者のトータルサポート体制の整備を進めていくとしておりますので、ご意見を参考とさせていただきます。</li><li>○ 本計画は具体的な予算等を定めるものではありませんが、ご意見のとおり、その実効性を確保することが重要であり、施策の具体化についての検討を進めていきます。</li></ul>

#### <第3章・2振興の方向・③環境立島へ向けた取組について>

ご意見の概要	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 一部の島(御蔵島)を除いて、外来種に寛容な島が多いように感じている。観光資源となるべき豊かな照葉樹の森や島しょ固有の動植物種を守るために、「伊豆諸島版ブルーリスト」の作成など、伊豆諸島を対象とする外来種防除指針の策定と施策を盛り込んでほしい。</li></ul>
東京都の考え方	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 都は昨年5月に「緑施策の新展開～生物多様性の保全に向けた基本戦略～」を策定し、生物多様性の保全などに係る基本的な方針を示しています。ご意見につきましては、今後の施策の参考とさせていただきます。</li></ul>

<第4章・1産業就業－(4)観光振興について>

ご意見の概要	○ 島内で結婚式（ウェディング）をすれば100人近い来島者を確保することができる。地域活動の一環として、島内で結婚式を実施することが地域の経済とコミュニティの活性化に有効である。また、大島や式根島で成功した「宝探し」を観光メニューとして活用することも有効なので、事例に追加してはどうか。
東京都の考え方	○ 都としても、新たな視点の観光振興や体験型観光メニューの充実は重要だと考えております。紙面の都合上、事例の追加記載は困難ですが、いただいたご意見は、今後の観光振興等の参考とさせていただきます。

<第4章・5生活－(1)生活環境整備について>

ご意見の概要	○ 島しょの水道は各町村が担っているが、設備や老朽化、人材不足、高額な料金などの課題がある。課題解決のため、伊豆諸島全域の水道事業を、東京都水道局に完全移管することを、計画に記載してほしい。
東京都の考え方	○ 島しょ町村の水道事業を都営に一元化することについては、地理的条件や施設の整備基準、財源の確保等様々な課題があるため、計画に記載することは困難ですが、いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。

<第4章・6振興を進める体制－(1)人材の確保育成について>

ご意見の概要	○ ソフト面を拡充し（島の小中学校の生徒たちを短期的に交換留学させるプログラムなど）、それに付随させる形で島しょ間のヒト・モノの交流を図ってみてはどうか。自分の島を知り、他の島を知ることによって、郷土を背負う有望な人材が育てられるのではないか。
東京都の考え方	○ 都としても、各島間の交流を図ることは重要だと考えております。現在、各島の小学生の交流を図るフットサル大会が毎年開催され、また、先進事例として記載した「島づくり人材養成大学」でも、島からの参加者同士の交流が図られています。ご意見は、今後の参考にさせていただきます。

<第5章・1大島基本計画について>

<p>ご意見の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 旅行者の意識では、島内の交通手段への不満が高い。島内バスについて、乗り合いタクシー（デマンド）制度の導入や車両準備・運行管理の支援等が必要である。</li> <li>○ 島周辺で磯荒れが進行し、海草が激減したため、魚介類等の海の幸が減少している。藻場（海中林）の再生事業に本腰を入れて取り組むことが必要である。</li> </ul>
<p>東京都の考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都としても、島内交通の充実を図ることは重要だと考えております。分野別計画に記載したデマンドバス導入の検討等に際し、ご意見を参考とさせていただきます。</li> <li>○ 分野別計画において漁場整備等による水産資源の増殖を図っていくこととしており、事業実施にあたっての参考とさせていただきます。</li> </ul>

<第5章・3新島・式根島基本計画について>

<p>ご意見の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新島・式根島の明るい自然と美しい海岸には行く度に心洗われ、温泉と素朴な島の料理に癒されているが、島への交通費が高すぎる。観光・農漁業振興、定住促進等のため、安価な島への交通手段を実現すべき。</li> <li>○ サポートなしでは自立できない障害者のため、教育や雇用、交通費等の援助などについて、制度的な支援策を計画してほしい。</li> <li>○ ADSLのインターネット環境では、夜は非常に繋がりにくい。防災面や地域振興面からも、改善に最優先で取り組んでほしい。</li> <li>○ 主なサーフィンをする場である羽伏浦海岸の侵食が激しくなり、問題が生じている。観光等に大きな利点のあるサーフポイントを維持すべき。</li> </ul>
<p>東京都の考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 旅客及び貨物運賃の低廉化を図ることは重要だと考えており、分野別計画において、そのための取組を記載しております。いただいたご意見は、今後の参考にさせていただきます。</li> <li>○ 都としても、障害者ができる限り地域で自立した生活が送れるよう、障害者の福祉、教育、雇用等に関し、必要な施策を展開しています。今後とも、ご指摘いただいた視点も踏まえながら、障害者施策の推進に取り組んでいきます。</li> <li>○ 都としても、インターネット等の利用環境の格差是正に取り組むべきと考えており、分野別計画において、利用環境改善に向けた具体的な方策を検討するとしております。</li> <li>○ 観光振興等の面からも、海岸侵食の防止は重要な課題であり、分野別計画において、海岸の特性に応じて砂浜の維持保全等を進めるとしてあります。いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。</li> </ul>

<全体・その他>

<p>ご意見の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都市勤務・生活経験者で構成された、離島振興を推し進めるための第三セクター等の独立した組織が必要。構成員は、島出身で都会で暮らした経験者（Uターン者）を、都が募集・採用することを望む。</li> <li>○ 外部からグループワークや知的な刺激を提供する事でプロジェクト立上げのきっかけをつくるなど、住民が事業を立ち上げる施策が必要。</li> <li>○ 各分野の10年後を見据えた取組をどのように具体化するか、その予算的、財政的裏づけをどのようにするかが求められている。</li> <li>○ 定住促進のためには、住宅の供給が必要。人口の減少や、国や都の公共施設の撤退により、空き家・空き建物が増えている。こうしたものを有効活用できないか。</li> </ul>
<p>東京都の考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都としても、島外からの人材が、新たな発想で島づくりに取り組むことは重要だと考えております。そのため、U・J・Iターンのトータルサポート等の「人材の確保・育成」を重点的に進めることとしており、いただいたご意見を参考とさせていただきます。</li> <li>○ 分野別計画において、島外のグループ等との連携により島づくりのリーダーを育成するとしており、そうした取組の中でいただいたご意見を参考とさせていただきます。</li> <li>○ 本計画の位置づけは、予算やスケジュールを明らかにするものではありませんが、ご意見のとおり、その実効性を確保することが重要であり、島しょ町村と連携して進行管理やフォローアップを行っていきたいと考えております。</li> <li>○ 分野別計画においても、空き家の有効活用が図られていない現状に鑑み、島ごとの特性に応じた不動産取引の流動化を図り、需要と供給のミスマッチを解消していくとしておりますので、ご意見を参考とさせていただきます。</li> </ul>

この他にも、様々な見地から多くのご意見をお寄せいただきました。いただいたご意見の内容は、都庁内の各部署や島しょ町村において情報を共有し、今後の離島振興を進めるうえでの参考とさせていただきます。

# 離島振興法（抄）

（昭和二十八年七月二十二日法律第七十二号）

## （目的）

第一条 この法律は、我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、多様な文化の継承、自然環境の保全、自然との触れ合いの場及び機会の提供、食料の安定的な供給等我が国及び国民の利益の保護及び増進に重要な役割を担っている離島が、四方を海等に囲まれ、人口の減少が長期にわたり継続し、かつ、高齢化が急速に進展する等、他の地域に比較して厳しい自然的社会的条件の下にあることに鑑み、離島について、人の往来及び生活に必要な物資等の輸送に要する費用が他の地域に比較して多額である状況を改善するとともに、産業基盤及び生活環境等に関する地域格差の是正を図り、並びにその地理的及び自然的特性を生かした振興を図るため、離島の振興に関し、基本理念を定め、及び国の責務を明らかにし、地域における創意工夫を生かしつつ、その基礎条件の改善及び産業振興等に関する対策を樹立し、これに基づく事業を迅速かつ強力に実施する等離島の振興のための特別の措置を講ずることによつて、離島の自立的発展を促進し、島民の生活の安定及び福祉の向上を図るとともに、地域間の交流を促進し、もつて居住する者のない離島の増加及び離島における人口の著しい減少の防止並びに離島における定住の促進を図り、あわせて国民経済の発展及び国民の利益の増進に寄与することを目的とする。

## （基本理念及び国の責務）

第一条の二 離島の振興のための施策は、離島が我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、多様な文化の継承、自然環境の保全、自然との触れ合いの場及び機会の提供、食料の安定的な供給等我が国及び国民の利益の保護及び増進に重要な役割を担っていることに鑑み、その役割が十分に発揮されるよう、厳しい自然的社会的条件を改善し、地域間の交流の促進、居住する者のない離島の増加及び離島における人口の著しい減少の防止並びに離島における定住の促進が図られることを旨として講ぜられなければならない。

2 国は、前項の基本理念にのつとり、離島の振興のため必要な施策を総合的かつ積極的に策定し、及び実施する責務を有する。

## （指定）

第二条 主務大臣は、国土審議会の意見を聴いて、第一条の目的を達成するために必要と認める離島の地域の全部又は一部を、離島振興対策実施地域として指定する。

2 主務大臣は、前項の指定をした場合においては、その旨を公示しなければならない。

## （離島振興基本方針）

第三条 主務大臣は、離島振興対策実施地域の振興を図るため、離島振興基本方針を定めるものとする。

2 離島振興基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 離島の振興の意義及び方向に関する事項

二 本土と離島及び離島と離島並びに離島内の交通通信を確保するための航路、航空路、港湾、空港、道路等の交通施設及び通信施設の整備、人の往来及び物資の流通（廃棄物の運搬を含む。以下同じ。）に要する費用の低廉化その他の必要な措置に関する基本的な事項

三 農林水産業、商工業等の産業の振興及び資源開発を促進するための漁港、林道、農地、電力施設等の整備その他の必要な措置に関する基本的な事項

四 雇用機会の拡充、職業能力の開発その他の就業の促進に関する基本的な事項

五 生活環境の整備（廃棄物の減量その他その適正な処理を含む。以下同じ。）に関する基本的な事項

六 医療の確保等（妊婦が健康診査を受診し、及び出産に必要な医療を受ける機会を確保するための支援を含む。以下同じ。）に関する基本的な事項

- 七 介護サービスの確保等に関する基本的な事項
  - 八 高齢者の福祉その他の福祉の増進に関する基本的な事項
  - 九 教育及び文化の振興（子どもの修学の機会を確保するための支援を含む。以下同じ。）に関する基本的な事項
  - 十 観光の開発に関する基本的な事項
  - 十一 国内及び国外の地域との交流の促進に関する基本的な事項
  - 十二 自然環境の保全及び再生に関する基本的な事項
  - 十三 再生可能エネルギーの利用その他のエネルギー対策に関する基本的な事項
  - 十四 水害、風害、地震災害（地震に伴い発生する津波等により生ずる被害を含む。以下同じ。）その他の災害を防除するために必要な国土保全施設等の整備その他の防災対策に関する基本的な事項
  - 十五 離島の振興に寄与する人材の確保及び育成に関する基本的な事項
  - 十六 前各号に掲げるもののほか、離島の振興に関する基本的な事項
- 3 主務大臣は、離島振興基本方針を定めようとするときは、関係行政機関の長に協議するとともに、国土審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 主務大臣は、離島振興基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、離島振興基本方針の変更について準用する。

（離島振興計画）

第四条 第二条第一項の規定により離島振興対策実施地域の指定があつた場合においては、関係都道府県は、離島振興基本方針に基づき、当該地域について離島振興計画を定めるよう努めるものとする。

- 2 離島振興計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 離島の振興の基本的方針に関する事項
  - 二 本土と離島及び離島と離島並びに離島内の交通通信を確保するための航路、航空路、港湾、空港、道路等の交通施設及び通信施設の整備、人の往来及び物資の流通に要する費用の低廉化その他の必要な措置に関する事項
  - 三 農林水産業、商工業等の産業の振興及び資源開発を促進するための漁港、林道、農地、電力施設等の整備その他の必要な措置に関する事項
  - 四 雇用機会の拡充、職業能力の開発その他の就業の促進に関する事項
  - 五 生活環境の整備に関する事項
  - 六 医療の確保等に関する事項
  - 七 介護サービスの確保等に関する事項
  - 八 高齢者の福祉その他の福祉の増進に関する事項
  - 九 教育及び文化の振興に関する事項
  - 十 観光の開発に関する事項
  - 十一 国内及び国外の地域との交流の促進に関する事項
  - 十二 自然環境の保全及び再生に関する事項
  - 十三 再生可能エネルギーの利用その他のエネルギー対策に関する事項
  - 十四 水害、風害、地震災害その他の災害を防除するために必要な国土保全施設等の整備その他の防災対策に関する事項
  - 十五 離島の振興に寄与する人材の確保及び育成に関する事項
  - 十六 前各号に掲げるもののほか、離島振興対策実施地域の振興に関し必要な事項
- 3 都道府県は、離島振興対策実施地域について離島振興計画を定めようとするときは、あらかじめ、その全部又は一部の区域が当該地域である市町村（次項の規定による要請があつた場合における当該要請をした市町村を除く。以下この項において同じ。）に対し、当該市町村に係る離島振興計画の案を作成し当該都道府県に提出するよう求めなければならない。この場合において、一の離島振興対策実施地域が二以上の市町村の区域にわたるときは、当該市町村は、共同して、離島振興計画の案を作成し、及び提出することができる。

- 4 その全部又は一部の区域が一の離島振興対策実施地域である市町村は、当該地域に係る離島振興計画が定められていない場合には、単独で又は共同して、都道府県に対し、当該地域について離島振興計画を定めることを要請することができる。この場合においては、当該市町村に係る離島振興計画の案を添えなければならない。
- 5 前項の規定による要請があつたときは、都道府県は、速やかに、当該要請に係る離島振興対策実施地域について離島振興計画を定めなければならない。
- 6 市町村は、第三項又は第四項の案を作成しようとするときは、あらかじめ、その離島振興対策実施地域の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 7 第三項又は第四項の案の提出を受けた都道府県は、離島振興計画を定めるに当たっては、当該案の内容をできる限り反映させるよう努めるものとする。
- 8 都道府県は、離島振興計画を定めたときは、直ちに、これを主務大臣に提出するとともに、その内容を関係市町村に通知しなければならない。
- 9 主務大臣は、前項の規定により離島振興計画の提出があつた場合においては、直ちに、その内容を関係行政機関の長に通知しなければならない。この場合において、関係行政機関の長は、当該離島振興計画についてその意見を主務大臣に申し出ることができる。
- 10 主務大臣は、第八項の規定により提出された離島振興計画が離島振興基本方針に適合していないと認めるときは、当該都道府県に対し、これを変更すべきことを求めることができる。
- 11 主務大臣は、第八項の規定により提出された離島振興計画について前項の規定による措置を執る必要がないと認めるときは、その旨を当該都道府県に通知しなければならない。
- 12 第三項、第四項及び第六項から前項までの規定は、離島振興計画の変更について準用する。

#### (事業の実施)

第五条 離島振興計画に基づく事業は、この法律に定めるもののほか、当該事業に関する法律（これに基づく命令を含む。）の規定に従い、国、地方公共団体その他の者が実施するものとする。

#### (財政上の措置等)

第六条 国は、第一条の二第一項に定める基本理念にのっとり、毎年度、予算で定めるところにより、離島振興計画の円滑な実施その他の離島振興対策実施地域の振興に必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

- 2 国は、離島振興計画に基づく公共事業の実施に要する経費について予算に計上するに当たっては、離島振興計画の実施に係る予算の明確化について特別の配慮をしなければならない。
- 3 地方公共団体は、離島振興計画に基づく公共事業の実施に要する経費について予算に計上するに当たっては、離島振興計画の実施に係る予算の明確化について特別の配慮をするよう努めなければならない。

#### (国の負担又は補助の割合の特例等)

第七条 離島振興計画に基づく事業のうち別表に掲げるものに要する費用について国が負担し又は補助する割合は、当該事業に関する法令の規定にかかわらず、同表に掲げる割合とする。

- 2 国は、離島振興計画に基づく事業のうち、別表に掲げるものに要する経費に充てるため政令で定める交付金を交付する場合においては、政令で定めるところにより、当該経費について前項の規定を適用したとするならば国が負担し、又は補助することとなる割合を参酌して、当該交付金の額を算定するものとする。
- 3 第一項の場合において、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十条に規定する普通交付税の交付を受けない地方公共団体については、別表で定める国庫の負担割合及び補助割合を減ずることができる。ただし、同表に掲げる法律に規定する国庫の負担割合又は補助割合を下ることはできない。

- 4 離島振興対策実施地域における災害復旧事業については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）第三条の規定により地方公共団体に対して国がその費用の一部を負担する場合における当該災害復旧事業費に対する国の負担率は、同法第四条の規定によつて算定した率が五分の四に満たない場合においては、同条の規定にかかわらず、五分の四とし、公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和二十八年法律第二百四十七号）第三条の規定により国がその経費の一部を負担する場合における当該公立学校の施設の災害復旧に要する経費に対する国の負担率は、同条の規定にかかわらず、五分の四とする。
- 5 国は、離島振興計画に基づき簡易水道の用に供する水道施設の新設又は増設をする地方公共団体に対し、予算の範囲内において、政令の定めるところにより、その新設又は増設に要する費用の二分の一以内を補助することができる。
- 6 政府は、別表に掲げる費用以外の費用についても、これに対し国が補助する割合及び対象を定める政令がある場合においては、第一項の規定に準じ当該政令の特例を設けるものとする。
- 7 国は、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和三十三年法律第八十一号）第十二条第一項の規定により地方公共団体に対して交付金を交付する場合において、当該地方公共団体が同条第二項の規定により作成した施設整備計画に記載された改築等事業（同法第十一条第一項に規定する「改築等事業」をいう。）として、離島振興計画に基づく次に掲げる事業がある場合においては、当該事業に要する費用の十分の五・五を下回らない額の交付金が充当されるように算定するものとする。
  - 一 公立の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は公立の特別支援学校（視覚障害者又は聴覚障害者である児童又は生徒に対する教育を主として行うものに限る。別表(五)において同じ。）の小学部若しくは中学部に勤務する教員又は職員のための住宅の建築（買収その他これに準ずる方法による取得を含む。）をすること。
  - 二 体育、音楽等の学校教育及び社会教育の用に供するための施設を公立の小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程に設けること。

#### （離島活性化交付金等事業計画の作成）

- 第七条の二 都道府県は、離島振興計画に基づく事業又は事務（以下「事業等」という。）のうち、離島振興対策実施地域の活性化に資する事業等（その全部又は一部の区域が離島振興対策実施地域である市町村その他の者（以下「離島関係市町村等」という。）が実施する離島振興対策実施地域の活性化に資する事業等を含む。）を実施するための計画（以下「離島活性化交付金等事業計画」という。）を作成することができる。
- 2 離島活性化交付金等事業計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。
    - 一 離島振興対策実施地域の活性化に資する事業等で政令で定めるものに関する事項
    - 二 計画期間
  - 3 離島活性化交付金等事業計画には、前項に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載するよう努めるものとする。
    - 一 離島活性化交付金等事業計画の目標
    - 二 その他主務省令で定める事項
  - 4 都道府県は、離島活性化交付金等事業計画を作成しようとするときは、あらかじめ、離島関係市町村等の意見を聴くよう努めるものとする。
  - 5 都道府県は、離島活性化交付金等事業計画に離島関係市町村等が実施する事業等に係る事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該離島関係市町村等の同意を得なければならない。
  - 6 前二項の規定は、離島活性化交付金等事業計画の変更について準用する。

#### （交付金等の交付等）

- 第七条の三 都道府県又は離島関係市町村等が次項の交付金等を充てて離島活性化交付金等事業計画に基づく事業等の実施をしようとするときは、当該都道府県は、当該離島活性化交付金等事業計画をそれぞれの事業等を所管する大臣（以下「事業等所管大臣」という。）に提出しなければならない。

- 2 国は、前項の都道府県又は離島関係市町村等に対し、同項の規定により提出された離島活性化交付金等事業計画に基づく事業等の実施に要する経費に充てるため、予算の範囲内で、それぞれの事業等ごとに、交付金又は補助金（以下「交付金等」という。）の交付を行うことができる。
- 3 前二項に定めるもののほか、交付金等の交付に関し必要な事項は、主務省令で定める。

（離島振興対策実施地域の活性化に資する事業等の公表）

第七条の四 国は、毎年度、離島活性化交付金等事業計画に記載された事業等及びその他の離島振興対策実施地域の活性化に資する事業等として政令で定めるもので当該年度に実施するものについて、その内容を取りまとめ、公表するものとする。

（地方債についての配慮）

第八条 地方公共団体が離島振興計画を達成するために行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。

（資金の確保等）

第九条 国及び地方公共団体は、離島振興計画の達成に資すると認められる事業を営む者に対し、必要な資金の確保その他の援助に努めなければならない。

（医療の確保等）

第十条 都道府県は、離島振興対策実施地域における医療を確保するため、離島振興計画に基づいて、無医地区に関し次に掲げる事業を実施しなければならない。

- 一 診療所の設置
  - 二 患者輸送車（患者輸送艇を含む。）の整備
  - 三 定期的な巡回診療
  - 四 保健師による保健指導等の活動
  - 五 医療機関の協力体制（救急医療用の機器を装備したヘリコプター等により患者を輸送し、かつ、患者の輸送中に医療を行う体制を含む。以下同じ。）の整備
  - 六 その他無医地区の医療の確保に必要な事業
- 2 都道府県は、前項に規定する事業を実施する場合において特に必要があると認めるときは、病院又は診療所の開設者又は管理者に対し、次に掲げる事業につき、協力を要請することができる。
    - 一 医師又は歯科医師の派遣
    - 二 巡回診療車（巡回診療船を含む。）による巡回診療
  - 3 国及び都道府県は、離島振興対策実施地域内の無医地区における診療に従事する医師若しくは歯科医師又はこれを補助する看護師（以下「医師等」という。）の確保その他当該無医地区における医療の確保（当該診療に従事する医師又は歯科医師を派遣する病院に対する助成を含む。）に努めなければならない。
  - 4 都道府県は、第一項及び第二項に規定する事業の実施に要する費用を負担する。
  - 5 国は、前項の費用のうち第一項第一号から第三号までに掲げる事業及び第二項に規定する事業に係るものについて、政令の定めるところにより、その二分の一を補助するものとする。
  - 6 国及び都道府県は、離島振興対策実施地域における医療を確保するため、市町村が離島振興計画に基づいて第一項各号に掲げる事業を実施しようとするときは、当該事業が円滑に実施されるよう適切な配慮をするものとする。
  - 7 国及び地方公共団体は、離島振興対策実施地域に居住する妊婦が健康診査を受診し、及び出産に必要な医療を受ける機会を確保するため、妊婦が居住する離島に妊婦の健康診査又は出産に係る保健医療サービスを提供する病院、診療所等が設置されていないことにより当該離島の区域外の病院、診療所等に健康診査の受診又は出産のために必要な通院又は入院をしなければならない場合における当該通院又は入院に対する支援について適切な配慮をするものとする。

- 8 都道府県は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の四第一項に規定する医療計画を作成するに当たっては、離島振興対策実施地域における医療の特殊事情に鑑み、当該地域において医師等の確保、病床の確保等により必要な医療が確保されるよう適切な配慮をするものとする。
- 9 前各項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、離島振興対策実施地域において、必要な医師等の確保、定期的な巡回診療、医療機関の協力体制の整備等により医療の充実が図られるよう適切な配慮をするものとする。

（介護サービスの確保等）

第十条の二 国及び地方公共団体は、離島振興対策実施地域における介護サービスの確保及び充実を図るため、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の二第一項に規定する老人居宅生活支援事業に係る介護サービスの提供、介護サービスに従事する者の確保、介護施設の整備、提供される介護サービスの内容の充実等について適切な配慮をするものとする。

（高齢者の福祉の増進）

第十一条 国及び地方公共団体は、離島振興対策実施地域における高齢者の福祉の増進を図るため、高齢者の居住の用に供するための施設の整備等について適切な配慮をするものとする。

（保健医療サービス等を受けるための住民負担の軽減）

第十一条の二 国及び地方公共団体は、離島振興対策実施地域における保健医療サービス、介護サービス、高齢者福祉サービス及び保育サービスを受けるための条件の他の地域との格差の是正を図るため、離島振興対策実施地域の住民がこれらのサービスを受けるための住民負担の軽減について適切な配慮をするものとする。

（交通の確保等）

第十二条 国及び地方公共団体は、離島振興対策実施地域における人の往来及び物資の流通に関する条件の他の地域との格差の是正、島民の生活の利便性の向上、産業の振興等を図るため、離島振興対策実施地域に係る海上、航空及び陸上の交通について、総合的かつ安定的な確保及びその充実並びに人の往来及び物資の流通に要する費用の低廉化に資するための施策の充実について特別な配慮をするものとする。

（情報の流通の円滑化及び通信体系の充実）

第十三条 国及び地方公共団体は、離島振興対策実施地域における情報通信技術の利用の機会の他の地域との格差の是正、島民の生活の利便性の向上、産業の振興、医療及び教育の充実等を図るため、情報の流通の円滑化及び高度情報通信ネットワークその他の通信体系の充実について適切な配慮をするものとする。

（農林水産業その他の産業の振興）

第十四条 国及び地方公共団体は、離島振興対策実施地域の特性に即した農林水産業の振興を図るため、生産基盤の強化、地域特産物の開発並びに流通及び消費の増進並びに観光業との連携の推進について適切な配慮をするものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、離島における水産業の重要性に鑑み、離島振興対策実施地域の漁業者がその周辺の海域の漁場において安定的に水産業を営むことができるよう、水産動植物の生育環境の保全及び改善について適切な配慮をするものとする。
- 3 前二項に規定するもののほか、国及び地方公共団体は、離島振興対策実施地域の特性に即した産業の振興を図るため、生産性の向上、産業の振興に寄与する人材の育成及び確保、起業を志望する者に対する支援、先端的な技術の導入並びに他の産業との連携の推進について適切な配慮をするものとする。

(就業の促進)

第十四条の二 国及び地方公共団体は、離島振興対策実施地域の住民及び離島振興対策実施地域へ移住しようとする者の離島振興対策実施地域における就業の促進を図るため、良好な雇用機会の拡充並びに実践的な職業能力の開発及び向上のための施策の充実について適切な配慮をするものとする。

(生活環境の整備)

第十四条の三 国及び地方公共団体は、離島振興対策実施地域における定住の促進に資するため、住宅及び水の確保、汚水及び廃棄物の処理その他の快適な生活環境の確保を図るための施策の充実について適切な配慮をするものとする。

(教育の充実)

第十五条 国及び地方公共団体は、離島振興対策実施地域における教育の特殊事情に鑑み、子どもの修学の機会の確保に資するため、離島の区域（当該離島の区域が二以上の市町村の区域にわたる場合にあつては、当該離島のうち一の市町村の区域に属する区域。以下この項において同じ。）内に高等学校、中等教育学校の後期課程その他これらに準ずる教育施設（以下「高等学校等」という。）が設置されていないことにより当該離島の区域内から当該離島の区域外に所在する高等学校等へ通学する場合又は当該離島の区域外に居住して当該高等学校等へ通学する場合における当該通学又は居住に対する支援について適切な配慮をするものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、離島振興対策実施地域における教育の特殊事情に鑑み、公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和三十六年法律第百八十八号）の規定による公立高等学校等を設置する地方公共団体ごとの教員及び職員の定員の算定並びに離島振興対策実施地域に所在する公立の高等学校等に勤務する教員及び職員の定員の決定について特別の配慮をするものとする。
- 3 前二項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、離島振興対策実施地域において、その教育の特殊事情に鑑み、学校教育及び社会教育の充実に努めるとともに、地域社会の特性に応じた生涯学習の振興に資するための施策の充実について適切な配慮をするものとする。

(地域文化の振興)

第十六条 国及び地方公共団体は、離島振興対策実施地域において伝承されてきた多様な文化的所産の保存及び活用並びに担い手の育成について適切な措置が講ぜられるよう努めるとともに、地域における文化の振興について適切な配慮をするものとする。

(観光の振興及び地域間交流の促進)

第十七条 国及び地方公共団体は、離島には優れた自然の風景地が存すること、国外の地域と近接していること等の特性があることに鑑み、国民の離島に対する理解と関心を深め、離島と他の地域との間の交流を拡大するとともに、離島振興対策実施地域の活性化に資するため、離島振興対策実施地域における観光の振興並びに離島振興対策実施地域と国内及び国外の地域との交流の促進について適切な配慮をするものとする。

(自然環境の保全及び再生)

第十七条の二 国及び地方公共団体は、離島振興対策実施地域及びその周辺の海域における自然環境の保全及び再生に資するため、海岸漂着物等の処理並びに生態系に係る被害を及ぼすおそれのある外来生物及び伝染病の防除及び防疫その他の生態系の維持又は回復について適切な配慮をするものとする。

(エネルギー対策の推進)

第十七条の三 国及び地方公共団体は、離島振興対策実施地域において、その自然的特性を生かしたエネルギーを利用することが、その経済的社会的環境に応じたエネルギーの安定的かつ適切な供給の確保及びエネルギーの供給に係る環境への負荷の低減を図る上で重要であることに鑑み、再生可能エネルギーの利用の推進について適切な配慮をするものとする。

2 前項に規定するもののほか、国及び地方公共団体は、離島振興対策実施地域におけるエネルギーの利用に関する条件の他の地域との格差の是正、島民の生活の利便性の向上、産業の振興等を図るため、離島振興対策実施地域における石油製品の価格の低廉化その他のエネルギーに関する対策の推進について適切な配慮をするものとする。

(防災対策の推進)

第十七条の四 国及び地方公共団体は、離島が四方を海等に囲まれている等厳しい自然条件の下にあることを踏まえ、災害を防除し、及び災害が発生した場合において島民が孤立することを防止するため、離島振興対策実施地域において、国土保全施設、避難施設、備蓄倉庫、防災行政無線設備、人工衛星を利用した通信設備その他の施設及び設備の整備、防災のための住居の集団的移転の促進、防災上必要な教育及び訓練の実施、被災者の救難、救助その他の保護を迅速かつ的確に実施するための体制の整備及び関係行政機関の連携の強化その他の防災対策の推進について適切な配慮をするものとする。

(農地法等における配慮)

第十八条 国の行政機関の長又は都道府県は、離島振興対策実施地域における農地法（昭和三十二年法律第二百二十九号）、自然公園法（昭和三十二年法律第六十一号）その他の法律の規定の運用に当たっては、離島振興計画に基づく事業の円滑な実施が図られるよう適切な配慮をするものとする。

(離島特別区域制度の整備)

第十八条の二 政府は、地域における創意工夫を生かした離島の振興を図るため、その全部又は一部の区域が離島振興対策実施地域である地方公共団体の申出により当該離島振興対策実施地域内に区域を限って規制の特例措置その他の特別措置を適用する制度の創設について総合的に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

(税制上の措置等)

第十九条 国は、離島について、人の往来及び生活に必要な物資等の輸送に要する費用が他の地域に比較して多額である状況を改善するとともに、産業基盤及び生活環境等に関する地域格差の是正を図り、並びにその地理的及び自然的特性を生かした振興を図るため、離島の振興のための特別の措置を講ずることによつて、離島の自立的発展を促進し、島民の生活の安定及び福祉の向上を図るとともに、地域間の交流を促進し、もつて居住する者のない離島の増加及び離島における人口の著しい減少の防止並びに離島における定住の促進を図ること等としている第一条の目的の達成に資するため、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）等の定めるところにより、離島振興対策実施地域の振興に必要な税制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置)

第二十条 地方税法（昭和三十五年法律第二百二十六号）第六条の規定により、地方公共団体が、離島振興対策実施地域内において製造の事業、旅館業(下宿営業を除く。)、情報サービス業その他総務省令で定める事業の用に供する設備を新設し、若しくは増設した者について、その事業に対する事業税、その事業に係る建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税若しくはその事業に係る機械及び装置若しくはその事業に係る建物若しくはその敷地である土地に対する固定資産税を課さなかつた場合若しくは離島振興対策実施地域内において畜産業、水産業若しくは薪炭製造業を行う個人について、その事業に対する事業税を課さなかつた場合又はこれらの者について、これらの地方税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が総務省令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法第十四条の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、当該地方公共団体の当該各年度分の減収額（事業税又は固定資産税に関するこれらの措置による減収額にあつては、これらの措置がされた最初の年度以降三箇年度（個人の行う畜産業、水産業及び薪炭製造業に対するものにあつては、総務省令で定

める期間に係る年度)におけるものに限る。)のうち総務省令で定めるところにより算定した額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度(これらの措置が総務省令で定める日以後において行われたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度)における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

(国土審議会)

第二十一条 国土審議会は、離島振興に関する重要事項を調査審議する。

2 国土審議会は、前項に規定する事項につき、関係行政機関の長に対し意見を申し出ることができる。

(国土審議会への報告)

第二十一条の二 主務大臣は、毎年、離島の振興に関して講じた施策について、国土審議会に報告するものとする。

(主務大臣等)

第二十一条の三 第二条及び前条における主務大臣は、国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣とする。

2 第三条第一項、第三項及び第四項(同条第五項において準用する場合を含む。)における主務大臣は、離島振興基本方針のうち、同条第二項第三号及び第十五号に掲げる事項に係る部分については国土交通大臣、総務大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣、同項第四号及び第六号から第八号までに掲げる事項に係る部分については国土交通大臣、総務大臣、農林水産大臣及び厚生労働大臣、同項第五号及び第十二号に掲げる事項に係る部分については国土交通大臣、総務大臣、農林水産大臣及び環境大臣、同項第九号に掲げる事項に係る部分については国土交通大臣、総務大臣、農林水産大臣及び文部科学大臣、同項第十三号に掲げる事項に係る部分については国土交通大臣、総務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣及び環境大臣とし、その他の部分については国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣とする。

3 第四条第八項から第十一項まで(同条第十二項において準用する場合を含む。)における主務大臣は、国土交通大臣、総務大臣、農林水産大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣とする。

4 第七条の二第三項第二号における主務省令は、前項に規定する主務大臣の共同で発する命令とする。

5 第七条の三第三項における主務省令は、事業等所管大臣の発する命令とする。

(政令への委任)

第二十二条 この法律の実施のための手続その他必要な事項は、政令で定める。

附 則 (抄)

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律は、平成三十五年三月三十一日限りその効力を失う。

別表 （第七条関係）

(一) 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四十二条第一項及び第二項、第四十三号第一号から第三号まで並びに第五十二条第二項第四号、第七号及び第八号に規定する費用について

港湾の区分	事業の区分	事業主体	国庫の負担割合又は補助割合
重要港湾	水域施設又は外郭施設の建設又は改良（重要な工事に限る。）	港湾管理者	十分の八
		国	十分の八・五
	係留施設又は臨港交通施設の建設又は改良	港湾管理者	十分の六（本土と離島及び離島と離島を連絡する橋梁の建設又は改良に係るものにあつては、三分の二）
		国	三分の二
避難港	水域施設又は外郭施設の建設又は改良	港湾管理者	十分の八
		国	十分の八・五
	係留施設の建設又は改良	港湾管理者	十分の六
		国	三分の二
地方港湾	水域施設又は外郭施設の建設又は改良	港港湾管理者（北海道にあつては、港湾管理者又は国）	十分の八（国が行う工事に係るものにあつては、十分の八・五）
	係留施設又は臨港交通施設の建設又は改良		十分の六（本土と離島及び離島と離島を連絡する橋梁の建設又は改良に係るもの並びに国が行う工事に係るものにあつては、三分の二）

(二) 漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第二十条第四項及び第五項に規定する費用について

漁港の区分	事業区分	事業主体	国庫の負担割合又は補助割合
第一種漁港	外郭施設又は水域施設の修築	地方公共団体	百分の八十
		水産業協同組合	百分の九十五
第二種漁港	係留施設の修築	地方公共団体	百分の六十
		水産業協同組合	百分の七十五
第四種漁港	外郭施設又は水域施設の修築	地方公共団体	百分の八十五
		水産業協同組合	百分の九十五
	係留施設の修築	地方公共団体	三分の二
		水産業協同組合	百分の八十

(三) 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第五十六条に規定する費用について

道路の区分	事業の区分		事業主体	国庫の補助割合
国土交通大臣の指定する主要な都道府県道又は市道及び資源の開発、産業の振興、観光その他国の施策上特に整備する必要がある道路	新設及び改築	イ 本土と離島及び離島と離島を連絡する橋に係るもの	道路管理者	三分の二
		ロ イ以外のもの		十分の五・五（政令で定める道路の新設及び改築に係るものにあつては、十分の六）

(四) 空港法（昭和三十一年法律第八十号）第六条第一項並びに第八条第一項及び第四項に規定する費用について

空港の区分	事業の区分	事業主体	国庫の負担割合又は補助割合
空港法第四条第一項第六号に掲げる空港及び同法第五条第一項に規定する地方管理空港	滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン、排水施設、照明施設、護岸、道路、自動車駐車場若しくは橋の新設若しくは改良又は空港用地の造成若しくは整備	国又は地方公共団体	百分の八十

(五) 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第二条第一項に規定する義務教育諸学校に係る同条第二項に規定する建物について

学校の区分	事業の区分	事業主体	国庫の負担割合
公立の小学校 公立の中学校 （次項に掲げる中学校を除く。）	教室の不足を解消するための校舎の新築又は増築（買収その他これに準ずる方法による取得を含む。以下同じ。） 屋内運動場の新築又は増築 適正な規模にするため統合しようとすることに伴つて必要となり、又は統合したことに伴つて必要となつた校舎の新築又は増築	地方公共団体	十分の五・五
公立の中学校 （学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第七十一条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すものに限る。）	建物の新築又は増築	地方公共団体	十分の五・五
公立の中等教育学校	前期課程の建物の新築又は増築	地方公共団体	十分の五・五

学校の区分	事業の区分	事業主体	国庫の負担割合
公立の特別支援学校	小学部及び中学部の建物の新築又は増築	地方公共団体	十分の五・五
公立の義務教育諸学校	構造上危険な状態にある建物の改築（買収その他これに準ずる方法による取得を含む。）	地方公共団体	十分の五・五

(六) 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所について

児童福祉施設の区分	事業の区分	事業主体	国庫の負担割合
保育所	設備の新設、修理、改造、拡張又は整備	地方公共団体	二分の一から十分の五・五まで

(七) 消防施設強化促進法（昭和二十八年法律第八十七号）第二条に規定する費用について

消防施設の区分	事業の区分	事業主体	国庫の補助割合
消防の用に供する機械器具及び設備	購入又は設置	市町村	十分の五・五



東京都離島振興計画（平成25年度～平成34年度）

登録番号（24）第155号

平成25年4月発行

編集・発行 東京都総務局行政部振興企画課  
所在地 〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1  
電話 03（5388）2444

印刷所 株式会社アライ印刷  
〒156-0042 東京都世田谷区羽根木1-12-7  
電話 03（5376）9123